

統計資料シリーズ No.24

「勸業年報」等による郡別米麦データファイル

—明治11～45年—

—「勸業年報」によるデータベース編成事業報告書 (5)—

大井博美

1982年3月

一橋大学経済研究所  
日本経済統計文献センター



「勸業年報」等による郡別米麦データファイル

—明治11~45年—

—「勸業年報」によるデータベース編成事業報告書 (5)—

大井博美

1982年3月

一橋大学経済研究所  
日本経済統計文献センター



## 統計資料シリーズの発刊に際して

日本経済統計文献センターは、1971年以来統計データの整備・加工・システム化について新しい活動を開始した。この活動は、1800年代以降の日本経済に関する統計資料の発掘所在調査を行い、統計原データを一定の基準において連続する系列として整理採録し、またこれらのデータを加工して経済分析上有用な統計量を推計し、さらにそれらをシステム化してデータ・バンクとしての機能を発揮し、すべての研究者に情報を提供して共同利用の実を上げることが目標としている。

このようなセンターの活動にともなって、統計文献に関する調査や統計データの整備・開発が行われるが、それらの成果を発表し、広く統計データ利用者の便宜に供することとした。ここに「統計資料シリーズ」として発表するものがそれである。

上述のセンターの活動には、その対象によっては、きわめて長期間の作業を必要とするものもあるし、また比較的短期間にそれを完了することのできるものもあり、作業成果は必ずしも定期的にえられるわけではない。したがって、このシリーズは定期的に刊行するわけではなく、センターの活動の進展にともない、成果のまとまった段階で随時発表する予定である。

1972年12月8日

日本経済統計文献センター長

石川 滋



## は し が き

本作業は、昭和54年度以来3年に亘って行われてきた当文献センターの特別事業「勸業年報の収集と再集計によるLITESデータ・ベースの拡充と補充」の一環として行われたものである。本作業の特徴は、この分野で従来行われてきた、全国レベルでの県単位分析とテスト・ケースとしての町村単位分析との接続を可能にするべく全国レベル・郡単位でデータ・ファイルを作成した点にある。

ただ今回は、作業計画段階から、全府県、全対象期間（明治11～45年）のデータの入力を予定していた為に、ある程度の資料の蒐集をまって作業を開始せざるを得なかったことから時日に制約を受け、当初の予定通りの作業を終了し得なかった。次回の作業に待つべき点というのは次の3点である。

1. 北海道、沖縄を対象からはずしたこと
2. 麦データ44府県中20県分が未収録であること
3. このデータ・ファイルの全国分析をなし得なかったこと

ファイル作成の基礎作業であるデータの転記には、平原美智子、井筒政子、山岸恵美、富岡直子の皆さんに御協力いただいた。また、このファイル編成作業にあたっては、本研究所計算機室の杉山文子助手の協力を得ている。

今回の作業においては、計画段階から、当研究所の梅村又次教授と溝口敏行センター主任に御指導いただいた。当センター事務部門には資料の蒐集だけでなく、作業期間を通じて、様々な協力と助言を得た。

皆様に厚く御礼申しあげる。

1982年3月

大井博美



# 目 次

「勸業年報」等による郡別米麦データ・ファイル — 明治11～45年 —

統計資料シリーズの発刊に際して

は し が き

第 1 部 勸業年報等による郡別米・麦データ・ファイル — 目的・作業概要・結果の要約 —

第 1 章 データ・ファイル作成の目的と概要	3
第 1 節 目 的	3
第 2 節 データ・ファイルの構成	4
第 2 章 ファイル作成上の問題点	8
第 1 節 問題の概要	8
第 2 節 地域の統合分離上の問題	8
1. ファイルの作成と地方制度	8
2. 地域の統合分離	11
第 3 節 典拠に関する問題点	14
附表 1 米データ・ファイル典拠文献一覧	19
第 3 章 分析のテスト・ケース — 福岡・大分県 —	21

第 2 部 県別郡コード

1. 県コード一覧	47
2. 国コード一覧	47
3. 県別郡コード表 — 附：米データ収録に関する但し書き	48

附 録

1. 麦データ・ファイルについて	109
2. 府県総括統計表式の変遷	119



# 第 1 部

勸業年報等による郡別米麦データファイル

— 目的・作業概要・結果の要約 —



# 第1章 データ・ファイル作成の目的と概要

## 第1節 目的

この「勸業年報」等による郡別米・麦データ・ファイルは、当初米ファイルの作成から作業を開始した。米ファイルは明治期の日本農業の成長過程を、米作反収を手がかりとして農業の技術進歩の普及度を分析することを目標としている。これは従来行われてきた県単位の分析から郡単位に視点を移したとき、どのような問題が生ずるかの実験的な試みとして作成したものである。また、従来本文献センター実験作業室が、経済研究所電子計算機室の協力を得て行ってきた各種統計のデータ・ファイル化作業の一環でもあるが、郡別までおいた例は初めてであり、今後の研究の予備作業的な側面も持っている。

ところで、農業の技術進歩の普及過程についての問題は、次の2つの接近法による議論があった。1つは数量経済の立場からの県単位の分析であり、もう1つは経済史家を中心とした町村是データによる村落単位のケーススタディである。この2つは、相互補完的な性格のものであるにもかかわらず、その総合的な分析は行われてこなかった。この間を繋ぐものとして、また実行可能な作業量であることから、郡単位でのデータ・ファイルの作成は重要な意味を持っている。

稲作は、明治期の日本の農業の基幹的生産部門であり、米の反収が、土地生産性を通して、農業の総合生産性を規定するものであるといわれており、先の目的に照らして、農業の技術進歩を米の反収を指標として分析するという試みは、第1次接近として許容される方法であろうと考える。

また、土地生産性が農業部門の総合生産性に貢献する度合が非農業部門のそれに対するよりもより高く推移するということが少なくともこの期間に妥当であったならば、郡別データの作成は、農業の稲作部門について作成されるべきであろうと考える。しかし、明治期においても非稲作部門の相対的重要性は高まる傾向を見せており、この作業でも対象品目を拡大する意図はありながら、時間の制約上断念せざるを得なかった。

ただ、稲に次ぐ当時の全国的な重要産品である麦に関しては、大麦・小麦・裸麦の三麦について、東北・関東・四国・九州等の24県分の米と同系列のデータを、電算機に入力済みである。しかし、このデータについてはなお吟味の余地を残しており、今回のこの報告書の中には附録の形でしか納めることはできなかった。

郡別米麦データ・ファイルの作成にあたっては、郡単位の数値が時系列として得られる府県総括統計書のうち、より基本的な性格が強いとされる勸業年報を優先的にとりあげ、その入手不可能な部分を府県統計書で補うという方法を用いた。<sup>2)</sup>ただ、本来ならば詳細に行われるべきであるこの2つの文献の連続性を郡別データについて吟味する作業は、府県ベースのそれに比して何倍かの時日を要することとなる為、今回は時間の制約からなし得なかった。この問題については、後で触れたい。

また、産出データとしては、数量及び価額がファイルされているが、産出価額に関するデータは得られる年次と県が極めて限定されていることから、その使用範囲は著しく制約されることとなろう。

## 第2節 データ・ファイルの構成

この「勸業年報等による郡別米麦データ・ファイル」は「数値ファイル」と「郡に関するファイル」の2つの部分から成っている。共に対象期間は、明治11年から45年の35年間であり、対象地域は北海道・沖縄を除く日本全国である。なお、今回の作業から北海道と沖縄を除いたのは、全く時間の制約に因るものである。<sup>4)</sup>

「数値ファイル」は、県・郡別に年次の若い順に作成されており、農産品目（表1参照）、その収穫量（単位石<sup>5)</sup>）、作付面積（単位反<sup>6)</sup>）、価額（総額又は1石当りの価額；単位円<sup>7)</sup>）、及び当該年次の当該品目の典拠、以上の情報を持っている。

表 1 農産品目コード一覧

100	米	200	麦
101	早 稲		
102	中 稲	210	大 麦
103	晩 稲	211	大麦（田）
		212	大麦（畑）
110	<small>うるち</small> 粳 米（水稲）		
111	早 稲	220	裸 麦
112	中 稲	221	裸麦（田）
113	晩 稲	222	裸麦（畑）
120	<small>もち</small> 糯 米（水稲）	230	小 麦
		231	小麦（田）
130	<small>か</small> 陸 稲	232	小麦（畑）
131	粳 米		
132	糯 米	240	西 洋 麦
		241	西洋大麦
140	赤 米	242	西洋小麦

※大分県M11年の野稲米は陸稲として扱う

この作業では、採用する典拠の基準を次のように定めた。

1. 母集団……郡単位を基本とし郡単位のデータが入手できない場合は国単位、次いで県単位のデータの得られる順で採用する。
2. 農産物の品目……粳米，糯米，陸稲に3分類されているものを基本とし，この3分類別のデータが入手できない場合は，粳・糯共早・中・晩稲別，陸稲は陸粳米，陸糯米別の分類のものを採用する。この分類も得られない場合は「米」表章のものを採用する。（但し米・糯の組み合わせ等がある。この問題については後述）従って細分類データが得られても粳・糯・陸稲別の各集計値があれば，こちらを優先する。但し，勸業年報に細分類データが，府県統計書に3分類データがあれば，勸業年報を優先する。

上記の基準で典拠を選択し，その本の記載に従って収穫高，作付面積，価額を入力した。（第2章附表「米データ・ファイル典拠文献一覧」参照）この典拠選択基準に関する問題点については後述する。

一方，「郡に関するファイル」には，この作業の対象期間（明治11年1月1日から明治45年——正しくは大正11年——12月31日まで）に存在した郡，市及び区に関して県別に，その名称，存在期間，所属国，統合分離の関係，その郡が他県及び他国に属していたことがある場合はその情報，同一県内の同名郡コードに関する情報を持っている。この同名郡コードというのは，郡が他郡と合併しその前後同一の名称である場合，このファイルでは合併前と後とは別の郡として扱い，各独立のコードを持つこととなる（第2章2節2参照 この関係は分類A2に相当する。）が，どちらかの郡に関する情報を呼び出せば，それ以外の同名郡に関する情報も同時に呼び出せるように配慮したものである。（第2章2節地域の統合分離上の問題点 参照）

このファイルでは明治45年時点の県と国の所属関係を基準に郡の関係を整理してある。そこで県の領域が変わった場合にある特定の地域は所属する県が変わり，府県総括統計書が対象とするのは当該年次の県域内であることから，この特定地域ではその情報を遡る場合，ある年次以前は他県の情報から呼び出してくることとなる。

例えば，図1は石川県の一部が分離独立することにより，その県域が狭まっていく経過を表わしたもので，明治14年2月に7郡が福井県の一部となり，16年5月には5郡が富山県として独立した。この分離した郡は，当初から「郡に関するファイル」では各々福井県と富山県の所属郡として扱ってあるので，この地域の分離前のコードをデータの収録時に次のように処理した。まず石川県の府県総括統計書から収録したことから石川県のコード17に余備コードを付し，その上で後の所属県である福井県及び富山県で分類されている郡コードを組みあわせた。

明治	12	13	14	12月15	16 5月	年	
(府県コード) 17	(郡コード) 1	石川県		石川県	石川県		
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
17余備コード(2)	13			富山県 M16.5月から 県コード16			
	15						
	11						
	3						
	5						
17余備コード(3)	6			福井県の一部へ M14.2月から コード18			
	5						
	12						
	13						
	9						
	11						
	7						

図 1

この2つのファイルを繋ぐのは、アイテムナンバー化した郡コードによっており、「郡に関するファイルは、数値部と切り離した独自の利用が可能である。

この郡別データ・ファイルは、内閣統計局編纂「第1編 自明治4年11月至同41年12月 府県及北海道境域沿革図表」（以後「沿革図表」と略称する）を基本に、日本加除出版「明治22年から現在までの全国市町村名変遷総覧——新旧対照表付——」により郡の存在期間、所属国、統合分離の関係を、さらに『日本地域区分表（国県郡市町村）』国立国分図書館編「図書館研究シリーズ №2」森清により郡名の読みを、また両者についての補填部分を吉田東伍「増補大日本地名辞書（全八巻）」によって補った。

注

- 1) この県の単位の分析は、速水佑次郎「日本農業の成長過程」（昭和48年 創立社）第2章、第6章に詳しい。
- 2) 松田芳郎編「統計資料シリーズ№15 明治期府県の総括統計書解題——「勸業年報」によるデータベース編成事業報告（1）——」

- 3) 「附表1 米データ・ファイル典拠文献一覧」参照
- 4) 琉球藩は明治12年4月4日輪廓付太政官布告第14号により沖縄県となった。北海道は明治15年2月28日輪廓付内務卿連署太政官布告第15号により、根室・函館・札幌の3県が置かれ、その後明治19年1月26日付の布告第1号によりこの3県を廃して北海道庁を置くこととなる。

農商務統計様式の対象となるのは、北海道は明治19年からであるが、沖縄はずっと遅れた明治27年の同様式改正後のことである。しかし、米穀の生産統計からだけ沖縄の地位を検討するならば、次の表に掲げた通り、全国的にみて最下位グループに属するに違いないが、農商務統計表での収穫量最下位県の北海道を上回ることから、決して無視できる値ではない。因に、明治16年と21年は、「農商務統計表」と沖縄県の府県総括統計書の両方が入手できる最も初期の2年ということで選択しここに掲げた。

		全国計	東京	北海道	沖縄
明治16年	梗	15655561石	152009石		18529石
		12594431反	113279反		39817反
	糯	2325404石	20910石		19357石
		2328145反	16091反		3111反
		資料「公報号外 農商務統計表」明治19年6月刊			「明治26年沖縄県統計書」明治28年7月刊
明治21年	梗	35401054石	161355石	13304石	35277石
		24404737反	110642反	19114反	48176反
	糯	3039251石	27037石	1062石	4069石
		2193208反	18623反	1615反	3727反
		資料「第4次 農商務統計表」明治23年10月刊			「明治16年沖縄県統計書」明治21年3月刊

- 5) 単位石、小数点以下2位まで。
- 6) 単位反、小数点以下1位まで。
- 7) 総価額の場合は小数点以下2位まで、1石あたりの価額の場合は小数点以下3位まで。また、総価額と1石あたりの価額の両方が記載されている場合は、前者を優先する。

## 第2章 ファイル作成上の問題点

### 第1節 問題の概要

この郡別米麦データ・ファイルの作成にあたり、その過程で種々の問題が生じた。1つは郡別データ・ファイルを作成することにより生じた、従来行われてきた県単位の場合よりもより複雑な地域の統合分離の処理についてのものである。もう1つは典拠本に関する問題であり、これは勸業年報及び府県統計書自身に起因し、さらに相互のチェックなしに前者の欠落分を後者で補足したことから生じた。ここで発生したいくつかの問題とその処理について(1) 地域の統合分離、(2) 典拠本に関する問題、の2つに分けて、以下述べることにする。ただ、この諸問題の大部分については今後の研究に待つところが多く、後の研究の為に列挙するにとどまっている。

### 第2節 地域の統合分離により生ずる問題点

#### 1. ファイルの作成と地方制度

地域の統合分離の問題は、地方制度史と深いかかわりを持つ。明治時代の地方制度の一番の混乱期である明治10年以前を今回の作業対象から除外しており、明治11年時点ではいくつかの例外はありながらも今日の県の分布の基本はほぼできあがっているといえよう。

明治11年7月太政官から、三新法と総称される郡区町村編成法<sup>1)</sup>、府県会規則<sup>2)</sup>、地方税規則<sup>3)</sup>が公布され地方自治制度の近代化への第一歩を踏み出すこととなった。この郡区町村編成法によって制定された区は、それまでの大区小区制とは異なり、特定区域に対する設置であった。郡区町村編成法の第4条に「三府五港其他人民輻湊ノ他ハ別ニ一區トナシ其廣潤ナル者ハ區分シテ数區トナス」とあり、この制度の下で区を数区に分括する場合に、これを一括する名称は付けないこととなっていた。この区は某県某区として郡と同位置に置かれ、明治22年以降の市に相当するものである。

「郡に関するファイル」では、区及び市に関するコードは単に郡コードの変種と考え、郡との扱いに差は設けないこととした。

この郡区町村編成法の制定により全国各地で実際に郡の再編成、区の設置が行われるのは、明治13年5月以降のことである。

なお、京都については、「沿革図表」によれば、明治13年5月5日「宇治葛野愛宕紀伊ノ内」から上京区と下京区が成立したことがあるが、先の4郡と上京・下京の2つの関係が明示されていないので、京都府から刊行された「京都府市町村合併史」「付録 明治22 京都府管内図1(山城)」「附録京都市地図」を検討し、一応便宜的に次のように処理しておく。

上京区：愛宕，葛野，宇治の一部より成る。

下京区：紀伊，葛野，宇治の一部より成る。

一応三新法はこのように近代的地方制度への第一歩としての役割りを果たしたとはいえ，形式からしても郡区町村編成法は6条（明治13年に第7,8,9条追加），府県会規則は35条，地方税規則は7条から成る簡単なものでしかなく，本格的な近代的地方制度の成立は，明治20年代になってからのことである。明治21年4月17日付法律第1号により「市制・町村制」が，明治23年5月17日付法律第35号により「府県制」が，明治23年5月17日付法律第36号により「郡制」が，新たに制定されることとなった。

明治21年の市制第一条で「此法律ハ市街ニシテ郡ノ區域ニ屬セス別ニ市ト為スノ地ニ施行スルモノトス」として，郡に対する市の区域を明らかにしている。そしてさらに明治22年2月2日内務省告示で市制施行の対象となる36都市を指定し（表2参照），同年3月22日法律第12号で，東京・大阪・京都に対する特例を定め，この法律の中で3市に対しては「従来ノ区ヲ存シ……（以下略）」と区を併存して市の下に置くことを定めた。

この郡に関するデータ・ファイルでは，市も郡・区と同じ扱いであるから，東京・大阪・京都地域については，明治22年以降は市と区の2つの郡コード（アイテム・ナンバー）を持つことになる。この3市を除いた33市については，一つの区からの昇格又は郡から分離しての成立形態をとっているため，この問題は生じない。なお明治41年名古屋市も区を並存する特例の市制となるので，この地域も明治41年以降は2つの郡コードを持つことになるが，府県総括統計書に区表章の数値は計上されておらず，ファイルの実行上には区部の存在は影響しない。

なお東京・大阪・京都の三市に対する特例を定めた明治22年法律第12号は明治31年に廃止される<sup>4)</sup>がこの内容は明治31年法律第1号に対する追加として引き継がれるので，区，市及び郡に対する関係に変化はない。<sup>5)</sup>

次いで明治32年に法律第64号府県制が，法律65号郡制が新たに制定され，府県及び郡行政に大きな影響をおよぼすこととなるが，この郡に関するファイルの構成に影響を及ぼすものではないので，詳しくは触れない。<sup>6)</sup>

明治44年に行われた「市町村制」の全面改正<sup>7)</sup>についても，このファイルの構成に重大な影響を及ぼすものではないので，ここではその内容には触れない。

島嶼については，明治11年の「郡区町村編成法」で「此編成法ヲ施行シ難キ島嶼ハ其制ヲ異ニスルコトヲ得」として例外としての扱いが認められ，特定の島嶼については21年の「町村制」，23年の「郡制」<sup>8)</sup>からも特別扱いされている。<sup>9) 10)</sup>

この作業では，郡区域に属している島嶼については特別な扱いはしない。例えば，明治30年4月1日付の鹿児島県川辺郡の硫黄島以下九島の大隅郡への編入は，単なる郡界変更とみなす。（郡界変更については第2章第2節 参照）この鹿児島の大隅郡は明治12年に，香川県の小豆郡は小豆島

が明治13年にそれぞれ郡となり、府県総括統計書にもこれ以降は郡として掲載されている。しかし、明治13年以前は統計の表章単位が国となっていることでもあり、この部分の扱いについての詳細は不明である。

まだ、東京府には、明治11年に静岡県から編入された伊豆七島、明治13年内務省から所轄を移された小笠原島があるが、共に、東京府の総括統計書に掲載されるのは10年代末のことであり、しかも凡例に「伊豆七島ニ関スル部門ハ材料ノ蒐集頗ル困難ナルヲ以テ顯著ナル事実ニ就キ只一斑ヲ示スノミ」という注記が29年まで併載されている。また、伊豆七島・小笠原島は共に米作は石高、作付面積共極わずかであることから、今回は、このデータ・ファイルの対象外とした。

表 2 明治22年 内務省告示第1号

鹿兒島縣管下	高知縣管下	徳島縣管下	廣島縣管下	富山縣管下	秋田縣管下	巖手縣管下	愛知縣管下	新潟縣管下	神奈川縣管下	東京府管下
鹿兒島×	高知×	徳島×	廣島	富山×高岡×	秋田×	盛岡×	名古屋	新潟	横濱	東京
	福岡縣管下	香川縣管下	山口縣管下	島根縣管下	福井縣管下	青森縣管下	静岡縣管下	茨城縣管下	兵庫縣管下	京都府管下
	福岡	高松	赤間關	松江	福井	弘前	静岡	水戸	神戸	京都
	久留米×							姫路×		
	熊本縣管下	愛媛縣管下	和歌山縣管下	岡山縣管下	石川縣管下	山形縣管下	宮城縣管下	三重縣管下	長崎縣管下	大阪府管下
	熊本	松山	和歌山	岡山	金澤	山形×米澤×	仙台	津	長崎	大阪
										堺

内務省告示第一號  
 明治二十一年法律第一號市制第二百二十六條ニ據リ市制施行地左ノ通指定ス  
 明治二十二年二月二日  
 市制施行地  
 内務大臣伯爵松方正義

○印は区から市へ昇格した都市  
 ×印は郡から分離独立した都市  
 (法令全書 第二二卷の三  
 明治22年 13ページに筆者が  
 追加記入したもの)

なお、明治22年中に、次の4市  
 が新たに「市」として認められ  
 た。  
 4月1日告示10号により 佐賀市  
 7月1日告示18号により 岐阜市  
 甲府市  
 10月1日告示24号により 鳥取市

## 2. 地域の統合分離

このファイルのうち「数値ファイル」は、典拠本に掲載されている区域に従って当該年次の当該県の対象区域全部の統計数値が入力されており、「郡に関するファイル」は明治45年時点の県と国の所属関係を基本に作成されている。しかし地域の統合分離はこの作業の対象外の期間の特に明治10年以前の関係に影響されて様々な場合があり、それによって個別の処理が必要であった。この個別処理は、「郡に関するファイル」を用いて「数値ファイル」を整理する場合に、不都合の生じないようにすることに主眼をおいた。

作業の対象期間（明治11年～45年）で、ファイルの作成に影響のある地域の統合分離の問題を郡名から整理すると次のように分類できる。

### A 郡の統合分離

A<sub>1</sub> 郡の名称が変わるもの（郡界に変動のない単なる郡名変更を含む）

A<sub>2</sub> 郡の名称が変わらないもの

何を郡の統合分離とみなすかには、いくつかの考え方があるが、ここでは「沿革図表」を基にして、次のように限定して考え、郡に関するファイルを作成した。なお郡の統合分離があったと認められた場合には、郡コード（アイテム・ナンバー）が変わり、それぞれの郡が独立したコードを持つこととなる。A<sub>1</sub>の、郡の名称が変わるものについては、すべて別コードとする。従って、地域に変更のない単なる名称変更のような場合にも変更の前と後とは異なった郡コードを持つ。また、明治21年の市制実施に伴う区から市への変更も別コードとする。（前掲表2 明治22年内務省告示第1号で〇印を付した都市に相当する）さきの単なる郡名変更の例としては、福島県の白河郡と白川郡がそれぞれ西白河郡と東白川郡に、千葉の上総国埴生郡と下総国埴生郡がそれぞれ上埴生郡と下埴生郡になった場合がある。

A<sub>2</sub>の郡の名称が変わらない場合のうち、関係する他郡の廃止を伴う場合にはその前後に別の郡コードを付して、個別の1個の郡とみなす。他郡の廃止を伴わない地域変更の場合は郡の分離統合関係の成立とはみなさず、単なる境界変更として別コードを設けたりはしなかった。（境界変更の問題については後述）

また、ある郡で統合又は分離が行われたと認めたときにその所属県又は国の変更を伴う場合があり、これもいくつかのケースに分類できる。

#### a 所属県の変更

a<sub>1</sub> 県の廃止があり、その地域が他県に吸収される場合

a<sub>2</sub> 県の一部が分離し別の県として独立する場合

a<sub>3</sub> 関係する県の存在は変わらないが、県境変更としてある郡の所属県が変化する場合

#### b 所属する国が変わる場合

a<sub>1</sub>の所属する県が廃止され他県に吸収される例は、この年代では堺県が明治14年2月に大阪府に編

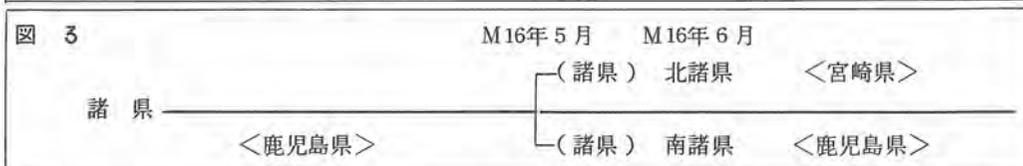
入される場合だけである。この一部は奈良県として、明治20年に分離独立する（後者はa<sub>2</sub>の例）ので、奈良県・大阪府の分析の際にこの地域は、当該年次に関して各々大阪府と堺県の両方のファイルからの数値の移行が必要となる。しかし、明治13年以前の大阪府及び堺県のデータは入手できなかったため、このファイルの実行ではa<sub>1</sub>の例はない。

a<sub>2</sub>の県の一部が分離独立する場合は以下の8例である。

明治13年 3月 2日	高 知	→	徳 島
明治14年 2月 7日	滋 賀	}	→ 福 井
	石 川		
明治14年 9月 12日	島 根	→	鳥 取
明治16年 5月 9日	石 川	→	富 山
明治16年 5月 9日	長 崎	→	佐 賀
明治16年 5月 9日	鹿児島	→	宮 崎
明治20年 11月 10日	大 阪	→	奈 良
明治21年 12月 3日	愛 媛	→	香 川

このファイルは、明治45年時点の所属関係に基づいて作成され、アイテム・ナンバーが決定されているので、単に新たに県が分離独立した場合の数値系列の整理は比較的簡単である。横断面的に例えば明治15年の長崎県の数値を後の佐賀県の区域まで含めてとり出すことも、もちろん容易である。

問題となるのは、この県の独立分離に並行して郡の分割が行われる場合である。例えば、明治16年5月に長崎から佐賀県が分離独立するが、これに先だち、13年5月当時の長崎の松浦郡が東松浦、西松浦、南松浦、北松浦の4郡に分離していた。佐賀県設置に伴い、前2郡は佐賀県に、後2郡は長崎県に属する。このように、県の分離独立前に郡の分割があった場合、分割した郡は直接前の県の分割前の郡に接続する。（図2）この例としては他に、明治16年に富山県が石川県から独立した際に、明治13年に新川郡が上・下2つの新川郡に分割した場合がある。



そうではなくて、1つの郡が県の分離独立によって2つに分割され、その後にそれぞれの郡が分割（又は郡名変更）した場合、県の分離前の郡と分離後の郡とは別個の扱いとなり、この後者の郡が分割（又は郡名変更）したとして扱う。この例は、（図3）明治16年5月鹿児島県から宮島郡が分離独立した際に諸県郡が分割し、同年6月に宮崎県の諸県郡が北諸県となった場合に相当する。

県界変更のうちa<sub>3</sub>に含むのは郡の所属県の変更を伴う場合のみで、この例としては神奈川県多摩郡が、西多摩、北多摩、南多摩の三郡（以降三多摩と総称する）に分割し、その後三郡とも東京府へ編入した場合、福島県蒲原郡が東蒲原郡と名称変更し、その後新潟県へ編入した場合がある。一方多摩郡であった地域は三多摩として東京府へ全域編入しており、また蒲原郡の他地域はもともと新潟県に属しているので、各々東京府、新潟県の所属とする。

b 国の所属変更についてであるが、当時の国は地方自治の制度としての役割りを果たすものでもはやなかったが、特に明治20年以前は経済活動の範囲として依然有効であったと考えられる。また府県総括統計書の表章様式に於いても、明治7年の内務省布達による物産表の様式の影響等もあり、国別の表章様式は、かなりあちこちにみられる。また、今回の作業対象には入れられなかったが、明治10年以前についての分析を将来的に考慮するならば、この国別の分析の必要性はより高まるものと考えられる。

郡の所属国の変更が起こる場合のパターンは所属県の変更を伴うか否かでほぼ2つに分けられる。1つは郡が複数に分割し、そのうちのいくつかの郡の所属県に変更が生じ、その変更後の所属県の中で郡の統合が行われたときの先の郡の区域の所属国が変更になるものである。この例としては、ア. 先のaの例にあげた鹿児島の南諸県郡（図3）が明治30年4月に東嚙喉郡と合併して嚙喉郡となる際に、この区域の日向国から大隅国への編入が行われる場合、イ. 明治8年千葉県から埼玉県へ編入した（明治10年以前の情報はこのファイルでは対象外）下総国葛飾郡が、13年に中葛飾郡と名称変更後29年に北葛飾郡と合併し北葛飾郡となる際に、武蔵国への編入が行われる場合がある。

もう1つのパターンは1つの県の内での郡の統合にかかわる当該地域の所属国の変更である。この例はもっぱら鹿児島県内にみられ、ア. 大隅国北大隅郡が明治30年に他二郡と合併して薩摩国鹿児島郡となる場合、イ. 同年大隅国菱刈郡が北伊佐郡と合併して薩摩国伊佐郡となる場合がある。このファイルでは、所属国が変わった地域を含む郡には、その情報が入力してある。

郡の所属国の変更には、ここで郡の統合分離と認める場合、という限定した意味での郡の統合分離を伴わない単なる国界変更は、含まないものとする。

また、この国界変更で例外として処理せざるを得なかった鹿児島県大島郡について述べておく必要がある。島嶼が郡として成立する以前の地方制度上の扱いが不明瞭である点については前述したが、大島国の成立について「沿革図表」では「四月八日琉球国大島以下四島ヲ以テ大島郡ト輯シ大隅国へ属ス」とされており、一方明治12年4月太政官布告第15号には「鹿児島県管轄大島喜界島徳ノ島沖永良部島興論島ヲ以テ大島郡ト為シ大隅国へ被属候條旨布告候事」とあり、成立以前の所

属関係が明らかでない。従ってこの場合は所属国の変更とはせず、島嶼による郡の成立としての特例以上の扱いをしない。

今回の作業の中で郡界変更を原則として考慮外としたのは、この場合に実質的な意味を持った市町村別の米の生産統計が得られない為である。このデータが府県総括統計書で全国的に得られるようになるのは明治40年以降のことであり、今後の拡張の方向として、この期間だけでも郡界変更を含めたファイルの作成が考えられよう。この郡界変更を考慮外としたことから、明治45年時点の郡域を想定して分析を行うと、特に都市の周辺部に偏りが生ずることとなろう。

以上のことから、この郡に関するファイルを数値ファイルから切り離して使用される場合は、島嶼部と郡界については特に注意をはらわれた上でのこととされたい。

### 第3節 典拠に関する問題点

さて、今回の作業では、時間の制約から、勸業年報と府県統計書の整合性等を郡別までおいて仔細に検討することはできなかった。全体に亘り共通の問題は多く、よりどちらに多発するかをチェックし直してそれぞれの統計書に関する問題として整理できるまでに至っていない。従ってここでは「府県総括統計書」に関する問題として一括する。

典拠に関する問題には、1) 府県総括統計書自身に内在する問題と、2) 先に述べた典拠選択基準に基づいて勸業年報と府県統計書とを、その整合性を検討することなく併用したことから生ずる問題との両方がある。

1. 府県総括統計書に内在する問題としては、(あ)統計母集団としての地域の問題、(い)農産品目の分類について、(う)(作付)面積に関する問題、(え)調査対象年の不整合の4つに大別できる。先の2つの問題は、地方制度と統計様式が共に確立していなかった明治20年以前に多発する。

(あ)地域に関しての問題とは、明治17年以前は特に、国単位又は県単位の表章様式が圧倒的に多く、このデータ・ファイルの作成基準とした郡単位の数値が少なくとも刊本からは求められない場合が多いということである。(この場合については、テスト・ケースとして、郡単位のデータの入手できる1番近い3ヶ年平均の石高と作付面積との比で各数値を求める試みを行った。)もう1つの地域に関する問題としては、法令上の郡の統廃合と、実行上の統計単位の不一致がある。明治13年5月に青森県の津軽郡は、東・西・南・北・中の5つの津軽郡に分かれるが、同年の府県総括統計書では津軽郡の単位で表章されている。栃木県の下都賀郡と寒川郡は明治22年3月に合併するが、既に明治20、21年共この2郡は合算した値が計上されている。滋賀県では、明治30年に合併する伊香郡と西浅井郡について明治15年の麦の作付面積だけが合算されている。(この場合にも、国・県単位の場合と同様に各郡別の値を求める試みを行った。)

(い)農産品目の分類に関する問題とは、品目の表記に「米」が用いられており、この内容が不明

な場合が多いことである。この分類に「米」が用いられる場合の組みあわせは次の3通りである。

ア. 「米」のみ

イ. 「米」・「糯米」の組みあわせ

ウ. 「米」・「糯米」・「陸稲」の組みあわせ

上記の例の中で、ウの場合の「米」は「粳米」であるとして妥当であろう。しかし、アの場合は「粳米」+「糯米」又は「粳米」+「糯米」+「陸稲」の可能性があり、イの場合「粳米」又は「粳米」+「陸稲」の可能性が考えられる。これは対象範囲が水稲だけであったか陸稲まで含むものであったかの判断による。こう考えてくると「粳米」, 「糯米」の組みあわせも「陸粳米」, 「陸糯米」が含まれているのかいないのかについては不明である。(ここではこの場合は水稲のみとして扱った。)この点を明らかにする為には、府県統計書とのチェックが不可欠であるし農商務統計表とのチェックも必要であろう。今回の作業では、他に問題が生じた場合部分的には府県統計書と勸業年報とのチェックをし、そこでまた更にいくつかの問題を発見した(この点については後述)。しかし農商務統計表とのチェックは行っていない。この問題については今後の課題としたい。

(ウ)面積に関しては、従来農業統計に関係する各方面から指摘のあるように、地租問題もからんで多くの問題がある。ここではこの問題に詳しく触れることは避け、府県総括統計書に「作付面積」<sup>12)</sup>として表示のあった数値を採用し、その中で生じた問題についてだけ記しておく。この表式上の変遷は、附録2の「表1 勸業年報及び府県統計書関係制度の変遷」「作付面積」の項を参照されたい。この作付面積の単位についてであるが、周知のように300歩=1反であることから、単位が<歩>の場合、町・反を歩に換算したり、逆に単位が<町><反>となっている場合に歩を町・反に換算したりしている可能性はないであろうか。前者の場合は、前後の年次の比較で、おおよその見当がつけられるが(この場合で、換算してあるものはなかった)、後者の場合は桁も小さく、結論を出すことはむづかしかった。従って作付面積については反単位小数点以下1位までにとどめた。

(エ)調査対象年が不明瞭な場合は、同じデータが複数年くり返されたり、統計表の表示年と各データの間で違いが生じたりする場合のことであり、どちらの場合も米については、ごくわずかである。

例えば茨城の信太郡は14~16年の3年間、粳・糯それぞれの収穫高・作付面積データ共同一数値であり、同県河内郡も14・15両年信太郎と同様に粳・糯の収穫高、反別共同一数値で計上されている。また、作付面積については、収穫高ほど数値に変化がないと考えた為か、富山県の上新川郡では明治29年から32年までの4年間、粳・糯共に作付面積は同一数値であり、反当り収穫高から逆算した数値とは一致しないが、先の茨城の場合と共に一応このまま入力してある。さらに東京府の明治40年代の府県統計書では、次表のように書名に表示された調査対象年と表の年次とが異なり、中のデータ自身にも不整合がある。

(東京府)

府県統計書の表示年	米データの調査対象年	東京市統計書との関係
明治40年	明治40年	
41年	42年	東京市42年データと一致
42年	43年	43年と石高のみ一致
43年	43年	この数値は不一致
44年	44年	
大正元年	大正元年	東京市44年データと一致

この詳細については不明であり一応本の表示に従ってデータを収録しておく。この訂正は他日を期したい。

2. 勸業年報による欠落部分を府県統計書で補った為に生じた疑問点については3つある。(a) 調査対象品目の不一致, (b) 数値の不一致, (c) 調査項目の不一致である。

(a) 調査品目の不一致とは(a-1)単なる品目名の不一致である場合(例えば、一方の統計書は米・糯・陸稻, 他方は粳・糯・陸稻)と, (a-2)調査対象の不一致である場合(例えば一方の統計書は粳・糯, 他方は粳・糯・陸稻)の2つの場合がある。先にあげた「米」表示に関する問題を解決するために, 2つの統計書を比較検討したが, 品目の不一致と数値の不一致がしばしば同時に生じるため, 品目の内容を推定するのが困難な場合も多かった。

(c) 調査項目の不一致で一番問題なのは, 一方の統計書では, 収穫高と作付面積だけしか収録できず, 他方では金額データも得られる場合である。今回の作業では金額データに重点を置かず, 先に述べた典拠選択の基準に従ってデータを収録してあるので, 典拠としなかったもう一方の府県総括統計書によって, 金額データが収録可能な場合がある。もちろんこれを収録する場合には, 2つの統計書の収穫高と作付面積の数値が一致しているか否かのチェックは不可欠であるが, 今回は時日の制約もあり, 典拠としたもの以外からの情報の追加は原則としては行っていない。

勸業年報と府県統計書との間にこの3つの不一致が一度に生じている例として, 山形県の明治22年の例をあげておこう。

	府 県 統 計 書			勸業年報	
	粳 米	陸 稻	糯 米	米	
山 形 市	8023		1415	9438	6012
南 村 山 郡	38214		3995	42209	40759
東 村 山 郡	47018		5947	52965	52965
西 村 山 郡	53447		4131	57578	57578
北 村 山 郡	64437	498	6396	71331	71331
最 上 郡	82889		6928	89817	78613
鮑 海 郡	93645		8641	102286	101278
東 田 川 郡	133475		11290	144765	142631
西 田 川 郡	67158		5095	72253	71352
西 置 賜 郡	61211		6484	67695	68464
東 置 賜 郡	84173		5093	89266	86602
南 置 賜 郡	40093		2864	42958	38826
米 沢 市	4145		461	4606	4606

注、計は筆者による追加

勸業年報が「米」表示で「米」の価額データがあり同年の府県統計書が粳・糯・陸稻の三分類の表示で価額データが得られないことから、価額データを追加するべくその数値比較を試みたものである。作付面積については、13郡中一致するものはわずか4郡で、あとの8郡は府県統計書が勸業年報を上まわり、1郡だけが逆に下まわっている。収穫高については、11郡がほぼ一致し、2郡については勸業年報の値の方が大きい。明治23年は収穫高は一致するが、作付面積は13郡中6郡が不一致で、府県統計書の値の方が大きい。24年には、2つの統計書の数値が、作付面積、収穫高とも一致する。

これはほんの一例であり、作業全体を通じて、府県統計書と勸業年報の数値、品目分類等あちこちに不整合がみられた。これらのことから、全体に亘る勸業年報と府県統計書の整合性のチェックは不可欠であり、本来的には府県統計書による米麦ファイルと勸業年報によるファイルとの2つを作成し比較検討することでこれらの問題のいくつかは、解決が可能であると考えられる。また、この2つのファイルの検討によって、勸業年報と府県統計書のどちらがより根源的な資料であるかの論争に結論が見出されるものと考えられる。

## 注

- 1) (明治11年7月22日輪廓付)太政官布告第17号 本書での法令の本文は特に記さない限りは内閣官報局「法令全書」に依る。以下ことわり書きは付さないが同様である。
- 2) (同) 太政官布告第18号
- 3) (同) 太政官布告第19号
- 4) (明治31年6月27日)法律第19号
- 5) (同) 法律第20号
- 6) 共に明治32年3月15日付
- 7) (明治44年4月6日)法律第68号
- 8) 明治13年第14号布告による追加条項
- 9) (明治21年4月17日)法律第1号 第132条  
「此法律ハ北海道、沖縄県其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セス別ニ勅令ヲ以テ其制ヲ定ム」
- 10) 明治23年5月17日法律第36号郡制 第85条「(前略)島司ヲ置ケル島嶼ニ於テハ別ニ勅令ヲ以テ其制ヲ定ム」
- 11) 東京府庁「明治29年 東京府統計書」明治30年12月刊 凡例
- 12) この問題については、下記の書物に詳しい。  
梅村又次ら編「長期経済統計 9 農林業」東洋経済新報社 昭和41年 76～80 ページ  
農林省統計調査部「農業統計発達史」昭和43年謄写印刷 32～53 ページ

附表 1. 米 データ・ファイル典拠文献一覧

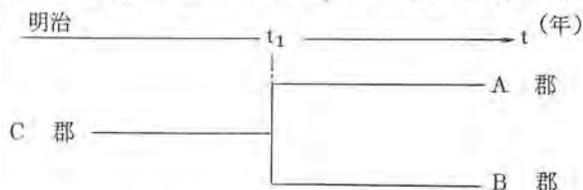
K<sub>1</sub> : 勸業年報の前年比較から算出 O<sub>1</sub> : その他の刊本の前年比較から算出 K : 勸業年報,  
 F : 府県統計書, O : その他の刊本<sup>※注1</sup> B : 簿冊(明らかにK, Fの稿本と思われるものは除く)

番号	年	M11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45			
県名																																							
2	青森	O	O	F		K	K	K	K	K	K	K	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F			
3	岩手	K	K	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F			
4	宮城	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	O	O	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K		
5	秋田	O	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ		
6	山形	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ		
7	福島	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ		
8	茨城	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ		
9	栃木	O <sub>1</sub>	O	O	O	F	F	F	F	F	F	F	O	O	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K			
10	群馬	K <sub>1</sub>	K	F	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ		
11	埼玉	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		
12	千葉	O	K	K	K	K	K	K	K	K	K	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		
13	東京	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		
14	神奈川	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		
15	新潟	O	F	F	F	F	F	F	F	F	F	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
16	富山		K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K		
17	石川	K <sub>1</sub>	K	F	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
18	福井		K	K	K	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
19	山梨	K <sub>1</sub>	K	O	O	F	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
20	長野	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K		
21	岐阜	O	K <sub>1</sub>	K	F	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
22	静岡	F		K	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		
23	愛知	F	O	O	O	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		
24	三重	F	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ
25	滋賀	O	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K		
26	京都	F <sub>1</sub>	F	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K		
27	大阪		K	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
28	兵庫	O	O	O	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K		
29	奈良		K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		
30	和歌山	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K		
31	鳥取		F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		
32	島根	K	K	K	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
33	岡山		F	F	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
34	広島		Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
35	山口	O	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ		
36	徳島		F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		
37	香川		K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ		
38	愛媛	O	O	K	O	F	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K		
39	高知		K	K	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		
40	福岡	Ⓞ	O	K	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
41	佐賀		Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	Ⓞ	
42	長崎	O	O	O	K	K	F	F	F	F	F	F	O	O	O	F	F	F																					



### 第3章 分析のテスト・ケース — 福岡県・大分県 —

このテストケースは、この郡別米麦データの利用可能性を検討する目的で試みたものであり特に経済学的な仮説の検証を意図したものではないことを最初に断わっておかなければならない。ここでは筑紫平野の中央に位置し当時の稲作先進県であったといわれている福岡県を中心に、その近隣で稲作後進県とされる大分県をあわせて対象地域として、農産品目コード 100 又は 110 ( 111 + 112 + 113 を含む ) + 120 の数値系列を用いて、嵐嘉一「近世稲作技術史」第2章及び速水佑次郎「日本農業の成長過程」第6章を参考に、水稲の反収に関する分析のテストケースを試みた。地域関係を明治45年時点に存在した福岡県23郡・大分県13郡に遡って整理した上で、それに基づいて数値系列を整理した。



例えば明治 $t_1$ 年にC郡がA郡とB郡に分かれた場合、収穫高・作付面積のそれぞれについて $t_1$ 年以降3年間のA郡とB郡の平均値の比で $t_0$ 年以前のC郡の値を分割し、この期間のA、B各郡の値としてある。

先に述べたように郡界変更についてはここでいう郡の統合分離に含めていない部分があるので、後年の郡領域を想定するとすれば、年代が遡るほど特に福岡市周辺の郡について収穫高と作付面積の値が過大になると考えられる。

この表は、明治45年の郡関係にあわせて整理し直した郡別の反収(表3)、及びこの5ヶ年移動平均の数値系列(表4)であり、増加率とは明治14年を基準とした平均反収の増加率をさす。明治30年代から明治末にかけては反収の急増期であるといわれるが、3,4表から見る限りは、いくつかの郡を除くと、一般的に明治30年代半ば以降に急増傾向が著しく、また、初期時点で反収の低い郡の増加率が高い郡のそれに比して小さい傾向にある。(表5)

表4の移動平均を使った明治20年と43年、30年と43年の各県別の「水稲反収の郡別相関図」は図4のようになる。これからみると、福岡ではある程度の相関関係を示し、年次が近い方がより高い相関関係を示すが、大分ではこの関係はあまり有為ではない。



	MADIRI-GUN		DOITA-GUN		KUSU-GUN		HITA-GUN		SHIMOGE-GUN		USA-GUN	
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M12	1.2309	0.0	1.3009	0.0	1.0263	0.0	1.2244	0.0	1.6274	0.0	1.2059	0.0
M13	1.0923	-0.0559	1.1040	-0.1023	0.9638	0.0392	1.1000	0.0302	1.4566	0.0	1.0178	0.0113
M14	1.1569	0.0	1.2298	0.0	0.9274	0.0	1.0677	0.0	1.3122	0.0	1.0064	0.0
M15	0.9286	-0.1974	1.0255	-0.1661	0.7677	-0.1722	0.9947	-0.0684	-0.3058	-0.0049	0.9496	-0.0564
M16	1.2184	0.0531	1.7476	0.4210	0.9739	0.0502	1.1912	0.1157	1.4492	0.1044	0.9595	-0.0465
M17	1.0223	-0.1164	1.0409	-0.1536	0.7504	-0.1908	0.8240	-0.2282	1.1705	-0.1079	0.8557	-0.1497
M18	1.2133	0.0687	1.2962	0.0540	0.7135	-0.2307	0.9986	-0.0647	1.4485	0.1039	0.9843	-0.0219
M19	1.0294	-0.1102	1.0632	-0.1355	1.1795	0.2719	1.1115	0.1347	1.7656	0.3456	1.3124	0.3041
M20	1.3228	0.1433	1.5516	0.2616	1.2350	0.3317	1.2399	0.1612	1.8773	0.4307	1.3705	0.3619
M21	1.4579	0.2601	1.4389	0.1700	1.5022	0.4041	1.3142	0.2327	1.7977	0.3700	1.4536	0.4444
M22	1.2011	0.0382	1.2103	-0.0159	1.1662	0.2575	0.9518	-0.1086	1.3169	0.0036	1.1321	0.1249
M23	1.6292	0.4082	1.4040	0.1416	1.3933	0.5024	1.6238	0.3335	1.7401	0.3261	1.3747	0.3660
M24	1.3550	0.1712	1.2261	-0.0030	1.1961	0.2898	1.0773	0.0090	1.1672	-0.1105	1.0143	0.0079
M25	1.5054	0.3012	1.5042	0.2231	1.3819	0.4901	1.3870	0.2990	1.7710	0.3497	1.4247	0.4157
M26	1.1382	-0.0162	1.0531	-0.1437	1.1277	0.2160	1.0702	0.0023	0.9335	-0.2886	0.7059	-0.2986
M27	1.7931	0.5498	1.2752	0.0369	1.2662	0.3653	1.4355	0.3444	1.3841	0.0548	1.2269	0.2192
M28	1.5869	0.3716	1.4039	0.1415	1.1643	0.2555	1.1936	0.1179	1.3157	0.0027	1.0743	0.0675
M29	1.7849	0.5428	1.3929	0.1326	1.2585	0.3571	1.2916	0.2097	1.4533	0.1076	1.2006	0.1929
M30	1.3954	0.2061	1.1848	-0.0366	0.9828	0.0597	1.1278	0.0562	1.1468	-0.1260	1.2006	-0.1218
M31	1.7681	0.5283	1.7914	0.4566	1.3895	0.4983	1.3059	0.2231	1.6525	0.2594	1.2460	0.2580
M32	1.3796	0.1924	1.4804	0.2038	1.1861	0.2790	1.3573	0.2712	1.2943	-0.0136	1.0827	0.0759
M33	1.1501	-0.0059	1.2089	-0.0170	1.0462	0.1282	1.1809	0.1060	1.2127	-0.0758	1.0291	0.0226
M34	1.3979	0.2082	1.4452	0.1751	1.1945	0.2880	1.2882	0.2065	1.4099	0.0745	1.2953	0.2871
M35	1.2588	0.0881	1.4497	0.1788	1.1426	0.2321	1.3401	0.2551	1.5114	0.1518	1.3493	0.3408
M36	1.6367	0.4147	1.6844	0.3696	1.5091	0.6273	1.6691	0.5633	1.7097	0.3029	1.4620	0.4528
M37	2.0097	0.7371	2.0704	0.6835	1.6489	0.7780	1.7460	0.6353	1.7714	0.3500	1.6135	0.6033
M38	1.6533	0.4290	1.5953	0.2972	1.2649	0.3640	1.3821	0.2945	1.5435	0.1763	1.4201	0.4111
M39	1.9500	0.6855	1.8272	0.4857	1.5677	0.6905	1.6331	0.5295	1.7214	0.3119	1.8045	0.7930
M40	1.7176	0.4846	2.1246	0.7276	1.4819	0.5979	1.6897	0.5825	1.8061	0.3764	1.8725	0.8606
M41	1.8859	0.6300	2.3689	0.9262	1.6674	0.7980	1.8751	0.7562	1.9793	0.5084	1.8970	0.8850
M42	1.6133	0.3945	1.9743	0.6054	1.4408	0.5536	1.6482	0.5466	1.6045	0.2228	1.5742	0.5642
M43	1.7622	0.5232	2.0693	0.6826	1.5578	0.6798	1.6648	0.5592	1.7288	0.3175	1.6521	0.6416
M44	1.7403	0.5042	2.0533	0.6696	1.6101	0.7361	1.8548	0.7371	1.7821	0.3582	1.7359	0.7249
M45	1.5972	0.3806	1.7473	0.4208	1.4104	0.5208	1.5568	0.4580	1.4142	0.0778	1.5455	0.5357

	OOTTA-SHI	KAHO-GUN	SAWARA-GUN	FUKUOKA-SHI	CHIKUSHI-GUN	ASAKURA-GUN
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M12	1.3635	1.4522	1.4050	0.0	1.4459	1.2199
M13	1.1571	1.2215	1.1817	0.0	1.2162	1.0261
M14	1.2890	1.2584	1.2175	0.0	1.2530	1.0572
M15	1.0748	1.2328	1.1927	0.0	1.2274	1.0356
M16	1.8317	1.5596	1.4730	0.0	1.4192	1.3361
M17	1.0909	1.0020	0.9013	0.0	1.0216	0.8003
M18	1.3586	1.4615	1.5157	0.0	1.5768	1.2542
M19	1.1144	1.6789	1.6046	0.0	1.7476	1.4515
M20	1.6262	1.7441	1.8007	0.0	1.2592	1.5420
M21	1.5081	1.6027	1.6583	0.0	1.7384	1.4584
M22	1.2685	1.3692	1.2555	0.0	1.4318	1.3355
M23	1.4715	1.7204	1.7255	0.0	1.6365	1.5919
M24	1.2851	0.9587	1.1511	0.0	1.0780	1.0894
M25	1.5765	0.2231	1.7164	0.0	1.7651	1.5179
M26	1.1037	0.1437	0.9709	0.0	0.9615	0.8747
M27	1.3366	1.0018	1.6013	0.0	1.6001	1.1088
M28	1.4714	1.5404	1.2807	0.0	1.4421	1.2503
M29	1.4598	1.3188	1.6253	0.0	1.6867	1.6044
M30	1.2418	1.2051	1.6253	0.0	1.3632	1.6044
M31	1.8775	0.4566	1.8101	0.0	1.7848	1.6214
M32	1.5516	0.2038	1.6089	0.0	1.3892	1.3458
M33	1.2670	0.0170	1.3029	0.0	1.4102	1.3138
M34	1.5147	0.1751	1.5005	0.0	1.5195	1.3870
M35	1.5194	0.1788	1.6149	0.0	1.7195	1.8768
M36	1.7654	0.3696	1.7950	0.0	1.8890	1.6547
M37	2.1699	0.6835	1.7815	0.0	1.8397	1.7108
M38	1.6720	0.2972	1.4749	0.0	1.4739	1.3777
M39	1.9150	0.4857	1.9437	0.0	2.1919	1.9898
M40	2.2268	0.7276	1.8621	0.0	2.0754	1.9344
M41	2.4828	0.9262	2.1490	0.0	2.4149	2.1478
M42	2.0693	0.6054	1.7475	0.0	2.0668	1.9341
M43	2.1688	1.6379	1.7069	0.0	2.0287	1.7670
M44	2.1906	0.6995	1.9349	0.0	2.1526	1.9453
M45	1.7901	0.3888	1.7163	0.0	1.7203	1.6488
			1.8188	0.0	0.3730	0.5596

	ITOSHIMA-GUN	KASUYA-GUN	MUNAKATA-GUN	KURATE-GUN	ONGA-GUN	KURUME-GUN
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M12	1.2483	1.5245	1.3452	1.5604	1.1152	0.0
M13	1.0499	1.2823	1.1315	1.1315	0.9381	1.6797
M14	1.0817	1.3211	1.1657	1.1789	-0.0294	1.4128
M15	1.0596	1.2942	1.1419	1.1548	0.9664	1.5919
M16	1.3293	1.5449	1.4968	1.4968	-0.0204	-0.1456
M17	0.8449	1.0615	0.8145	1.0769	0.2723	0.1119
M18	1.2939	1.6192	1.4220	1.7869	0.3325	-0.2355
M19	1.4455	1.7768	1.3712	1.6349	0.2536	0.0545
M20	1.5835	1.8652	1.5873	1.6307	0.3863	1.6786
M21	1.4585	1.7657	1.4355	1.6307	1.4162	0.1618
M22	1.1909	1.3700	1.0771	1.2105	1.5128	1.9784
M23	1.6541	1.7941	1.5020	1.6261	1.4111	2.0351
M24	1.0931	1.0676	1.1265	1.6261	1.4768	0.0
M25	1.5712	1.7658	1.6843	0.6590	1.5615	1.7742
M26	0.9021	1.0380	1.0889	1.8259	-0.4410	0.2235
M27	1.1922	1.0522	1.2579	1.0676	1.7505	1.4066
M28	1.1652	1.4967	1.4534	1.1569	0.8113	1.8667
M29	1.5205	1.6001	1.6009	-0.0659	1.1221	0.1726
M30	1.2600	1.4733	1.4704	1.0676	1.2295	0.6984
M31	1.7235	1.8175	1.8204	1.3422	1.4088	0.1072
M32	1.5520	1.6140	1.5482	1.4674	1.6440	0.6041
M33	1.4204	1.4503	1.3550	1.4070	1.5139	0.3135
M34	1.5016	1.6357	1.5653	1.6353	1.6665	0.6333
M35	1.5072	1.7209	1.4578	1.6697	0.7244	2.6000
M36	1.7941	1.9261	1.7675	1.6971	1.2958	0.1168
M37	1.7563	1.9271	1.9229	1.4070	1.2896	-0.0516
M38	1.5119	1.6386	1.5146	1.6353	1.4835	1.5098
M39	1.8529	1.9970	1.9200	1.6697	0.4163	1.6610
M40	1.7583	1.9301	1.7503	1.9134	1.9267	1.7833
M41	1.9898	2.1951	2.0618	1.2815	2.1030	2.2881
M42	1.7804	1.9989	1.8191	2.2546	1.1760	0.4374
M43	1.7389	1.9279	1.5735	2.1663	0.6207	1.1078
M44	1.7913	2.1288	1.8766	2.3721	1.5251	3.3220
M45	1.6827	1.8492	1.6357	2.0908	2.0239	1.0869
				0.9125	1.0942	0.8846
				0.8376	2.0370	3.0000
				1.0121	1.1078	3.0000
				0.7735	1.2929	3.0000
				1.7114	1.1484	3.0000
				0.4593	1.8613	2.8548
				0.6113	0.9259	1.7934
				1.8521	2.0105	2.6935
				1.4758	1.6631	2.5000
				0.2518	0.7208	0.5705

	MITUMA-GUN	MII-GUN	YAME-GUN	UKIHA-GUN	YAMATO-GUN	MIIKE-GUN
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M12	1.8423	1.1149	1.7438	1.5435	1.6733	1.6083
M13	1.5496	0.9378	1.4668	1.2982	1.4074	1.3528
M14	1.7460	1.0567	1.6527	1.4628	1.5858	1.5242
M15	1.9414	1.0076	1.4120	1.2498	1.3549	1.3023
M16	1.9414	1.0076	1.5796	1.3981	1.6322	2.0160
M17	1.3349	0.7949	1.3065	1.1564	1.1118	0.9892
M18	1.8412	1.2892	1.2842	1.8005	1.7074	1.4611
M19	2.0286	1.5409	1.9019	1.6834	1.9200	1.7873
M20	2.1700	1.5686	1.9242	1.7031	1.585	1.8269
M21	2.2540	1.7561	1.9318	1.7058	2.1920	1.8624
M22	1.6232	0.5992	1.3369	1.1833	1.6536	1.4861
M23	2.3383	1.9032	2.0497	1.8142	2.1484	2.0347
M24	1.4261	0.7632	1.3737	1.2158	1.4731	1.4581
M25	1.5484	0.1132	1.8216	1.6123	1.9789	2.0205
M26	0.8677	0.6631	0.3725	0.8563	0.4146	0.3814
M27	1.8536	1.3678	1.6093	1.4244	1.2467	0.5207
M28	1.5801	0.0950	1.6413	1.4527	0.0069	1.9487
M29	2.1496	1.3764	1.8098	1.8293	0.2506	1.8207
M30	1.7154	1.3423	2.2747	1.6676	0.1400	1.5402
M31	2.2352	1.5812	2.1306	1.9911	0.3612	1.9579
M32	1.1438	0.3449	1.7374	1.8078	0.2359	1.7484
M33	1.3717	0.2144	1.8402	1.8705	0.2787	1.7231
M34	1.7069	0.0224	1.9056	1.8870	0.2900	1.9701
M35	2.1468	0.2295	2.1293	2.0801	0.4220	1.4130
M36	2.3386	0.3594	2.1795	2.2973	0.5705	2.2000
M37	2.3928	0.3705	2.3771	2.4039	0.6434	2.3030
M38	1.7022	1.2946	1.9593	1.9014	0.2998	2.1614
M39	3.1247	1.2345	2.5056	2.2914	0.5665	2.6919
M40	2.7077	0.5508	2.4705	2.5176	0.7211	2.7044
M41	2.6701	0.5293	2.4944	2.6206	0.7915	2.7712
M42	2.1933	0.2562	2.1582	2.1435	0.4654	2.2953
M43	2.0605	0.1801	2.2559	2.2617	0.5401	2.3832
M44	2.3121	0.3242	2.3328	2.4056	0.6445	2.2746
M45	2.0872	0.1954	2.1685	2.0726	0.4169	2.1249

	MOJI-GUN			KIKU-GUN			KOKURA-SHI			TAGAWA-GUN			MIYAKO-GUN			CHIKUJOU-GUN		
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
M12	1.8441	0.0	1.2459	1.0480	0.0	0.7231	0.0	1.6166	1.3598	0.0	1.3072	1.3072	0.0	1.4324	0.0	1.4324	0.0	
M13	1.5511	-0.0079	1.0480	-0.0079	0.6082	-0.0079	-0.0079	1.3706	1.3706	0.0	1.0995	-0.0079	-0.0079	1.2703	-0.0093	1.2703	-0.0093	
M14	1.5634	0.0	1.0563	0.0	0.6130	0.0	0.0	1.4259	1.4259	0.0404	1.1530	0.0404	0.0	1.2822	0.0	1.2822	0.0	
M15	1.6266	0.0404	1.0990	0.0404	0.6378	0.0404	0.0404	1.5824	1.5824	0.0946	1.1530	0.0404	0.0404	1.2760	-0.0049	1.2760	-0.0049	
M16	1.7113	0.0946	1.1562	0.0946	0.6710	0.0946	0.0946	1.8249	1.8249	0.4322	1.3622	0.4322	0.4322	1.4162	0.1044	1.4162	0.1044	
M17	1.1024	-0.2949	0.7448	-0.2949	0.4248	-0.2949	-0.2949	1.0668	1.0668	-0.2217	0.9537	-0.2217	-0.2217	1.1439	-0.1079	1.1439	-0.1079	
M18	2.3073	0.4758	1.5589	0.4758	0.758	0.4758	0.4758	1.8434	1.8434	0.3650	1.3224	0.3650	0.3650	1.4155	0.1039	1.4155	0.1039	
M19	2.2486	0.4382	1.5192	0.4382	0.8817	0.4382	0.4382	2.0325	2.0325	0.4829	1.5386	0.4829	0.4829	1.7254	0.3456	1.7254	0.3456	
M20	2.3280	0.4890	1.5729	0.4890	0.9128	0.4890	0.4890	2.0444	2.0444	0.4917	1.5400	0.4917	0.4917	1.8345	0.4307	1.8345	0.4307	
M21	1.9155	0.2252	1.2942	0.2252	0.7511	0.2252	0.2252	1.6981	1.6981	0.2390	1.4014	0.2390	0.2390	1.7567	0.3700	1.7567	0.3700	
M22	1.6361	0.0465	1.1054	0.0465	0.6415	0.0465	0.0465	1.2747	1.2747	-0.0699	1.1205	-0.0699	0.0111	1.2869	0.0036	1.2869	0.0036	
M23	2.0868	0.3347	1.4099	0.3347	0.8182	0.3347	0.3347	1.7535	1.7535	0.2794	1.4422	0.2794	0.3013	1.7004	0.3261	1.7004	0.3261	
M24	1.2021	-0.2311	0.8122	-0.2311	0.4714	-0.2311	-0.2311	1.0547	1.0547	-0.2305	0.8903	-0.2305	-0.1967	1.1406	-0.1105	1.1406	-0.1105	
M25	1.9509	0.2478	1.3181	0.2478	0.7649	0.2478	0.2478	1.9130	1.9130	0.3958	1.4076	0.3958	0.2702	1.7307	0.3477	1.7307	0.3477	
M26	1.3941	-0.1083	0.9419	-0.1083	0.5466	-0.1083	-0.1083	1.2269	1.2269	-0.1048	0.8683	-0.1048	-0.2166	0.9122	-0.2886	0.9122	-0.2886	
M27	2.8990	0.8543	1.9587	0.8543	1.3667	0.8543	0.8543	1.6143	1.6143	0.1778	1.0344	0.1778	-0.0666	1.3525	0.0548	1.3525	0.0548	
M28	1.5500	-0.0086	1.0472	-0.0086	0.6078	-0.0086	-0.0086	1.4574	1.4574	0.0633	1.0195	0.0633	-0.0801	1.2024	-0.0623	1.2024	-0.0623	
M29	1.9198	0.2279	1.2970	0.2279	0.7527	0.2279	0.2279	1.4527	1.4527	0.0599	1.2032	0.0599	0.0856	1.4077	0.0979	1.4077	0.0979	
M30	1.5930	0.0189	1.0763	0.0189	0.6246	0.0189	0.0189	1.3163	1.3163	-0.0396	0.8962	-0.0396	-0.1914	1.0617	-0.1720	1.0617	-0.1720	
M31	2.1265	0.3602	1.4368	0.3602	0.8338	0.3602	0.3602	1.6959	1.6959	0.2374	1.4651	0.2374	0.3220	1.6879	0.3164	1.6879	0.3164	
M32	1.7994	0.1509	1.2525	0.1509	0.7269	0.1509	0.1509	1.6173	1.6173	0.1800	1.3308	0.1800	0.2008	1.5711	0.2233	1.5711	0.2233	
M33	1.7544	0.1232	1.0211	0.1232	0.7500	0.1232	0.2234	1.1841	1.1841	-0.1360	1.1521	-0.1360	0.0395	1.3198	0.0293	1.3198	0.0293	
M34	2.0192	0.2915	1.4030	0.2915	0.8282	0.2915	0.2915	1.5565	1.5565	0.1356	1.1736	0.1356	0.0590	1.5434	0.2036	1.5434	0.2036	
M35	1.9883	0.2718	1.4574	0.2718	0.8397	0.2718	0.0	1.7021	1.7021	0.2419	1.2798	0.2419	0.1548	1.6046	0.2514	1.6046	0.2514	
M36	2.2000	0.4072	1.6293	0.4072	0.9938	0.4072	0.4072	1.9783	1.9783	0.4435	1.4465	0.4435	0.3052	1.7271	0.3469	1.7271	0.3469	
M37	2.1464	0.3729	1.3853	0.3729	0.8115	0.3729	0.0	2.1119	2.1119	0.5409	1.4579	0.5409	0.3155	1.7670	0.3899	1.7670	0.3899	
M38	1.8679	0.1947	1.3078	0.1947	0.7381	0.1947	0.1947	1.2838	1.2838	0.2737	1.2066	0.2737	0.0887	1.5754	0.2286	1.5754	0.2286	
M39	1.8401	0.1769	1.8004	0.1769	0.7045	0.1769	0.7045	1.8768	1.8768	0.3693	1.6112	0.3693	0.4539	1.8717	0.4597	1.8717	0.4597	
M40	2.3248	0.4870	1.7648	0.4870	0.8707	0.4870	0.4870	1.9118	1.9118	0.3949	1.7555	0.3949	0.5840	2.0899	0.6299	2.0899	0.6299	
M41	2.2536	0.4414	1.9370	0.4414	0.8337	0.4414	0.4414	2.4452	2.4452	0.7841	1.9941	0.7841	0.7994	2.3483	0.8314	2.3483	0.8314	
M42	2.0411	0.3055	1.6757	0.3055	0.5864	0.3055	0.3055	1.6419	1.6419	0.1980	1.6802	0.1980	0.5161	1.8354	0.4314	1.8354	0.4314	
M43	2.1709	0.3885	1.4857	0.3885	0.8065	0.3885	0.3885	1.4379	1.4379	0.0491	1.3636	0.0491	0.2304	1.7226	0.3434	1.7226	0.3434	
M44	2.2037	0.4095	1.6841	0.4095	0.5944	0.4095	-1.0000	2.0019	2.0019	0.4607	1.5686	0.4607	0.4154	1.9050	0.4856	1.9050	0.4856	
M45	1.8653	0.1931	1.4115	0.1931	0.3363	0.1931	-1.0000	1.5267	1.5267	0.1139	1.5643	0.1139	0.4116	1.6709	0.3031	1.6709	0.3031	



	NAOTIRI-GUN	OOITA-GUN	KUSU-GUN	HITA-GUN	SHIMOGI-GUN	USA-GUN
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M14	1.1261	1.2824	0.9305	1.1164	1.3943	1.0186
M15	-0.0378	-0.0409	-0.0597	-0.0728	-0.0510	-0.0556
M16	1.1078	1.2300	0.8749	1.0351	1.3232	0.9619
M17	-0.0390	-0.0109	-0.1127	-0.0906	-0.0413	-0.0607
M18	1.0832	1.2347	0.8755	1.0459	1.4272	1.0066
M19	1.1619	1.3402	0.9708	1.0952	1.5440	1.0793
M20	1.2123	1.3791	1.0366	1.1225	1.6191	1.1760
M21	1.2469	1.3117	1.1197	1.1512	1.6279	1.2491
M22	1.3324	1.3338	1.2567	1.2353	1.6844	1.3018
M23	1.3943	1.3636	1.2595	1.2085	1.5598	1.2632
M24	1.4305	1.3554	1.2917	1.2385	1.5530	1.2766
M25	1.3661	1.2798	1.2583	1.1867	1.3859	1.1312
M26	1.4806	1.2928	1.2772	1.2790	1.3993	1.1499
M27	1.4720	1.2916	1.2319	1.2337	1.3145	1.0897
M28	1.5387	1.3255	1.2441	1.2758	1.3661	1.1273
M29	1.5368	1.2608	1.1592	1.2241	1.2534	1.0184
M30	0.4788	1.4125	1.2125	1.2705	1.3838	1.1305
M31	0.4058	1.4534	1.1969	1.2556	1.3675	1.1020
M32	0.3278	1.4112	1.1729	1.2528	1.3516	1.0929
M33	0.2595	1.4220	1.1602	1.2521	1.3434	1.1118
M34	0.2343	1.4709	1.1916	1.2945	1.4153	1.2046
M35	0.2154	1.4540	1.2159	1.3687	1.4263	1.2211
M36	0.3341	1.5736	1.3089	1.4475	1.5223	1.3511
M37	0.4199	1.6480	1.3527	1.4871	1.5888	1.4288
M38	0.5172	1.7243	1.4272	1.5554	1.6514	1.5326
M39	0.5930	1.8618	1.4946	1.6247	1.7096	1.6380
M40	0.6364	1.9977	1.5266	1.6660	1.7637	1.7241
M41	0.5661	1.9789	1.4850	1.6463	1.7300	1.7147
M42	2.0729	2.0729	1.5430	1.7022	1.7671	1.7598
M43	0.5484	2.1175	1.5516	1.7466	1.7793	1.7463
M44	0.5261	2.0410	1.5370	1.7197	1.6996	1.6810
M45	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

福岡

	DOITA-SHI			KAHO-GUN			SAWARA-GUN			FUKUOKA-SHI			CHIKUSHI-GUN			ASAKURA-GUN		
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
M12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
M13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
M14	1.3440	0.0	0.0	1.3467	0.0	0.0	1.2944	0.0	0.0	0.0	1.3131	0.0	1.1352	0.0	1.3352	0.0	0.0	
M15	1.2891	-0.0409	0.0	1.2577	-0.0661	0.0	1.1947	-0.0771	0.0	0.0	1.2287	-0.0643	1.0508	-0.0744	1.3659	0.2014	0.0	
M16	1.3294	-0.0109	0.0	1.3048	-0.0311	0.0	1.2624	-0.0248	0.0	0.0	1.2991	-0.0106	1.0961	-0.0345	1.3642	0.2017	0.0	
M17	1.2941	-0.0372	0.0	1.3879	0.0306	0.0	1.3401	0.0352	0.0	0.0	1.3968	0.0343	1.1742	0.0343	1.3688	0.0895	0.0	
M18	1.4047	0.0451	0.0	1.4898	0.1063	0.0	1.4620	0.1294	0.0	0.0	1.3917	0.0598	1.2748	0.1229	1.3803	0.0970	0.0	
M19	1.3406	-0.0025	0.0	1.5005	0.1143	0.0	1.5032	0.1613	0.0	0.0	1.4552	0.1082	1.3035	0.1482	1.4159	0.0768	0.0	
M20	1.3747	0.0228	0.0	1.5671	0.1637	0.0	1.5606	0.2056	0.0	0.0	1.5287	0.1642	1.3705	0.2073	1.3709	0.0304	0.0	
M21	1.3979	0.0401	0.0	1.6188	0.2021	0.0	1.6039	0.2390	0.0	0.0	1.5427	0.1749	1.4403	0.2687	1.4356	0.0440	0.0	
M22	1.4291	0.0633	0.0	1.4705	0.0920	0.0	1.5103	0.1667	0.0	0.0	1.5321	0.1668	1.3659	0.2014	1.4932	0.1372	0.0	
M23	1.4206	0.0569	0.0	1.4710	0.0923	0.0	1.5007	0.1594	0.0	0.0	1.4356	0.1091	1.3661	0.0553	1.5380	0.1713	0.0	
M24	1.3413	-0.0020	0.0	1.3561	0.0070	0.0	1.3661	0.0553	0.0	0.0	1.3803	0.0512	1.2453	0.0970	1.4164	0.0942	0.0	
M25	1.3550	0.0081	0.0	1.3889	0.0314	0.0	1.4356	0.1091	0.0	0.0	1.4159	0.0768	1.2368	0.0895	1.4169	0.0790	0.0	
M26	1.3537	0.0072	0.0	1.3328	-0.0103	0.0	1.3566	0.0480	0.0	0.0	1.4932	0.1372	1.2741	0.1223	1.4169	0.0790	0.0	
M27	1.3893	0.0336	0.0	1.4089	0.0462	0.0	1.4673	0.1335	0.0	0.0	1.4169	0.0790	1.1723	0.0327	1.4169	0.0790	0.0	
M28	1.3214	-0.0169	0.0	1.3052	-0.0308	0.0	1.4164	0.0942	0.0	0.0	1.4169	0.0790	1.3210	0.1636	1.4169	0.0790	0.0	
M29	1.4804	0.1014	0.0	1.4304	0.0622	0.0	1.6083	0.2425	0.0	0.0	1.5799	0.2032	1.3210	0.1636	1.5799	0.2032	0.0	
M30	1.5233	0.1334	0.0	1.4171	0.0523	0.0	1.6101	0.2438	0.0	0.0	1.5380	0.1713	1.3677	0.2048	1.5380	0.1713	0.0	
M31	1.4791	0.1004	0.0	1.3929	0.0344	0.0	1.5711	0.2137	0.0	0.0	1.5316	0.1664	1.3795	0.2152	1.5316	0.1664	0.0	
M32	1.4903	0.1088	0.0	1.4126	0.0490	0.0	1.5458	0.1942	0.0	0.0	1.4980	0.1408	1.3370	0.4777	1.4980	0.1408	0.0	
M33	1.5417	0.1470	0.0	1.4897	0.1062	0.0	1.5692	0.2123	0.0	0.0	1.5656	0.1923	1.5091	0.3293	1.5656	0.1923	0.0	
M34	1.5239	0.1338	0.0	1.5314	0.1372	0.0	1.5670	0.2105	0.0	0.0	1.5855	0.2082	1.5165	0.3358	1.5855	0.2082	0.0	
M35	1.6493	0.2271	0.0	1.6461	0.2223	0.0	1.6018	0.2375	0.0	0.0	1.6763	0.2766	1.5894	0.4000	1.6763	0.2766	0.0	
M36	1.7272	0.2851	0.0	1.6843	0.2507	0.0	1.6336	0.2620	0.0	0.0	1.6889	0.2862	1.6003	0.4097	1.6889	0.2862	0.0	
M37	1.8072	0.3446	0.0	1.7917	0.3304	0.0	1.7227	0.3308	0.0	0.0	1.8227	0.3881	1.7220	0.5169	1.8227	0.3881	0.0	
M38	1.9513	0.4518	0.0	1.8419	0.3677	0.0	1.7722	0.3691	0.0	0.0	1.8939	0.4423	1.7358	0.5290	1.8939	0.4423	0.0	
M39	2.0938	0.5578	0.0	1.9052	0.4147	0.0	1.8430	0.4238	0.0	0.0	1.9937	0.5229	1.8368	0.6180	1.9937	0.5229	0.0	
M40	2.0741	0.5432	0.0	1.8642	0.3843	0.0	1.8359	0.4183	0.0	0.0	2.0452	0.5575	1.8807	0.6567	2.0452	0.5575	0.0	
M41	2.1726	0.6165	0.0	1.8850	0.3998	0.0	1.8813	0.4533	0.0	0.0	2.1556	0.6416	1.9339	0.7211	2.1556	0.6416	0.0	
M42	2.2271	0.6570	0.0	1.8945	0.4068	0.0	1.8795	0.4520	0.0	0.0	2.1478	0.6357	1.9453	0.7135	2.1478	0.6357	0.0	
M43	2.1392	0.5916	0.0	1.8742	0.3917	0.0	1.8504	0.4295	0.0	0.0	2.0759	0.5809	1.8871	0.6623	2.0759	0.5809	0.0	
M44	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
M45	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

	ITOSHIMA-GUN			KASUYA-GUN			MUNAKATA-GUN			KURATE-GUN			ONGA-GUN			KURUME-GUN		
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
M12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
M13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
M14	1.1541	0.0	0.0	1.3942	0.0	0.0	1.2563	0.0	1.2677	0.0	1.0510	0.0	1.5632	0.0	1.5632	0.0	0.0	
M15	1.0730	-0.0702	0.0	1.3026	-0.0657	0.0	1.1501	-0.0846	1.1540	-0.0897	0.9498	-0.0963	1.4704	-0.0594	1.4704	-0.0594	0.0	
M16	1.1216	-0.0282	0.0	1.3698	-0.0175	0.0	1.2087	-0.0379	1.2223	-0.0358	1.0020	-0.0466	1.5253	-0.0254	1.5253	-0.0254	0.0	
M17	1.1947	0.0352	0.0	1.4611	0.0479	0.0	1.4988	-0.0052	1.3147	0.0371	1.0933	0.0402	1.5746	0.0073	1.5746	0.0073	0.0	
M18	1.2997	0.1262	0.0	1.5742	0.1291	0.0	1.3389	0.0657	1.4094	0.1118	1.2059	0.1474	1.6959	0.0861	1.6959	0.0861	0.0	
M19	1.3290	0.1516	0.0	1.6230	0.1641	0.0	1.3296	0.0583	1.4592	0.1307	1.2342	0.1742	1.7555	0.1230	1.7555	0.1230	0.0	
M20	1.3920	0.2061	0.0	1.6719	0.1991	0.0	1.3724	0.0924	1.7070	0.3465	1.3196	0.2555	1.4988	-0.0412	1.4988	-0.0412	0.0	
M21	1.4638	0.2684	0.0	1.7075	0.2247	0.0	1.3904	0.1067	1.7343	0.3681	1.3951	0.3274	1.5168	-0.0297	1.5168	-0.0297	0.0	
M22	1.3916	0.2038	0.0	1.5626	0.1208	0.0	1.3397	0.0664	1.5330	0.2093	1.2550	0.1941	1.3757	-0.0200	1.3757	-0.0200	0.0	
M23	1.3929	0.2070	0.0	1.5518	0.1130	0.0	1.3648	0.0863	1.5708	0.2391	1.3102	0.2466	1.3490	-0.1370	1.3490	-0.1370	0.0	
M24	1.2809	0.1099	0.0	1.4073	0.0094	0.0	1.2962	0.0318	1.2516	-0.0127	1.2535	0.1926	1.0762	-0.3115	1.0762	-0.3115	0.0	
M25	1.2812	0.1101	0.0	1.3441	-0.0360	0.0	1.3327	0.0608	1.2990	0.0247	1.2925	0.2297	1.4174	-0.0932	1.4174	-0.0932	0.0	
M26	1.1846	0.0264	0.0	1.2841	-0.0790	0.0	1.3228	0.0529	1.3014	-0.0523	1.2626	0.2013	1.4336	-0.0829	1.4336	-0.0829	0.0	
M27	1.2701	0.1005	0.0	1.3952	0.0007	0.0	1.4182	0.1289	1.3599	0.0727	1.4437	0.3736	1.6798	0.0746	1.6798	0.0746	0.0	
M28	1.2085	0.0472	0.0	1.3363	-0.0416	0.0	1.3751	0.0946	1.2778	0.0080	1.3962	0.3284	1.7147	0.0969	1.7147	0.0969	0.0	
M29	1.3724	0.1892	0.0	1.4904	0.0690	0.0	1.5211	0.2108	1.4126	0.1143	1.5020	0.4290	2.0692	0.3237	2.0692	0.3237	0.0	
M30	1.4431	0.2505	0.0	1.6015	0.1487	0.0	1.5788	0.2567	1.4603	0.1519	1.5074	0.4342	2.1267	0.3605	2.1267	0.3605	0.0	
M31	1.4952	0.2956	0.0	1.5926	0.1423	0.0	1.5589	0.2409	1.5191	0.1983	1.4861	0.4140	2.1181	0.3550	2.1181	0.3550	0.0	
M32	1.4914	0.2923	0.0	1.5996	0.1473	0.0	1.5519	0.2352	1.5566	0.2279	1.4529	0.3823	1.9098	0.2217	1.9098	0.2217	0.0	
M33	1.5417	0.3359	0.0	1.6479	0.1819	0.0	1.5494	0.2333	1.6118	0.2714	1.4603	0.3894	1.8185	0.1633	1.8185	0.1633	0.0	
M34	1.5556	0.3479	0.0	1.6690	0.1971	0.0	1.5386	0.2247	1.6416	0.2950	1.5118	0.4384	1.6545	0.0584	1.6545	0.0584	0.0	
M35	1.5970	0.3838	0.0	1.7326	0.2427	0.0	1.6146	0.2852	1.7057	0.3455	1.6750	0.5937	1.7643	0.1286	1.7643	0.1286	0.0	
M36	1.6140	0.3986	0.0	1.7693	0.2690	0.0	1.6462	0.3103	1.6840	0.3284	1.7191	0.6356	2.1285	0.3616	2.1285	0.3616	0.0	
M37	1.6833	0.4586	0.0	1.8418	0.3210	0.0	1.7173	0.3669	1.8092	0.4272	1.8257	0.7370	2.4205	0.5485	2.4205	0.5485	0.0	
M38	1.7330	0.5016	0.0	1.8833	0.3507	0.0	1.7749	0.4128	1.9096	0.5063	1.9227	0.8293	2.6883	0.7198	2.6883	0.7198	0.0	
M39	1.7721	0.5355	0.0	1.9365	0.3889	0.0	1.8349	0.4605	2.0042	0.5810	1.9802	0.8840	2.9260	0.8718	2.9260	0.8718	0.0	
M40	1.7769	0.5397	0.0	1.9508	0.3992	0.0	1.8144	0.4442	2.0401	0.6093	1.9745	0.8786	3.0605	0.9379	3.0605	0.9379	0.0	
M41	1.8238	0.5804	0.0	2.0095	0.4413	0.0	1.8232	0.4513	2.1199	0.6722	2.0434	0.9442	2.9716	0.9010	2.9716	0.9010	0.0	
M42	1.8115	0.5697	0.0	2.0359	0.4602	0.0	1.8156	0.4452	2.0398	0.6091	2.0407	0.9417	2.9108	0.8621	2.9108	0.8621	0.0	
M43	1.7958	0.5560	0.0	2.0198	0.4486	0.0	1.7911	0.4257	1.9022	0.5005	1.9665	0.8710	2.8123	0.7991	2.8123	0.7991	0.0	
M44	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
M45	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

	MIZUMA-GUN	MII-GUN	YANE-GUN	UKIHA-GUN	YAMATO-GUN	MIIKE-GUN
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M14	1.7145	1.0042	1.5715	1.3910	1.5711	1.5612
M15	1.6128	0.9394	1.4581	1.3144	1.4581	1.4372
M16	1.6710	0.0254	1.5817	1.3999	1.5177	1.4587
M17	1.7271	1.1091	1.6315	1.4441	1.5839	1.5115
M18	1.8622	0.0861	1.7337	1.5345	1.7439	1.6162
M19	1.9254	0.1230	1.8114	1.6033	1.8170	1.5869
M20	1.9536	0.1394	1.8186	1.6096	1.8289	1.6836
M21	2.0558	0.1991	1.8291	1.6190	2.0175	1.7988
M22	1.9309	0.1262	1.7234	1.5254	1.9275	1.7319
M23	1.8042	0.0523	1.7045	1.5087	1.8917	1.7718
M24	1.5200	-0.1134	1.5085	-0.0414	1.6464	1.6153
M25	1.6047	-0.0641	1.5605	-0.0070	1.5751	1.5339
M26	1.4553	-0.1512	1.4826	-0.0566	1.4728	-0.0309
M27	1.5974	-0.0683	1.5695	-0.0013	1.6208	1.5937
M28	1.6305	-0.0490	1.6603	0.0365	1.5888	1.4828
M29	1.9056	0.1114	1.8927	1.4464	1.8657	1.6861
M30	1.7063	-0.0048	1.9193	1.7520	1.9480	1.8195
M31	1.6682	-0.0270	1.9602	1.8358	1.9626	1.8104
M32	1.5883	-0.0736	1.9800	1.8475	1.9017	1.8406
M33	1.6621	-0.0306	1.9516	1.9268	2.0073	1.8148
M34	1.6817	-0.0191	1.9625	1.9872	2.0272	1.8625
M35	1.9896	0.1605	2.0908	2.1077	2.1968	1.9597
M36	2.0556	0.1989	2.1118	2.1131	2.2440	2.0108
M37	2.3430	0.3665	2.2303	2.1942	2.4606	2.1569
M38	2.4528	0.4306	2.2995	2.2818	2.6042	2.4140
M39	2.5189	0.4692	2.3619	2.3472	2.7580	2.5279
M40	2.4781	0.4454	2.3178	2.2947	2.7672	2.5255
M41	2.5490	0.4867	2.3761	2.3655	2.8878	2.6453
M42	2.3872	0.3923	2.3420	2.3882	2.7691	2.4850
M43	2.2637	0.3203	2.2816	2.2991	2.6059	2.3688
M44	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M45	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



表 5 : 県別 上位 5 県 5 ケ年移動平均反収及び増加率

下位 5 県

L : 明治14年時点で反収の多い郡上位 5 郡

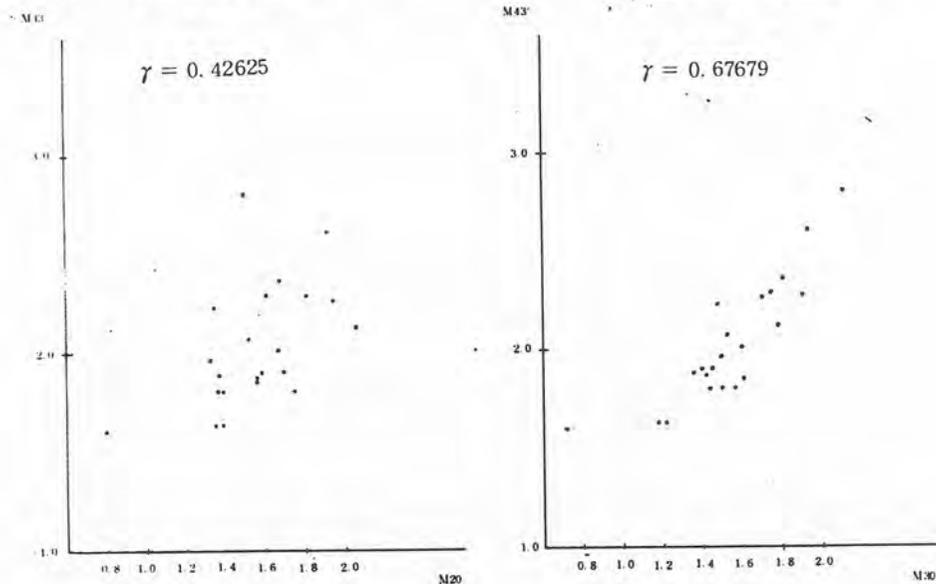
U : 明治14年時点で反収の少ない郡下位 5 郡

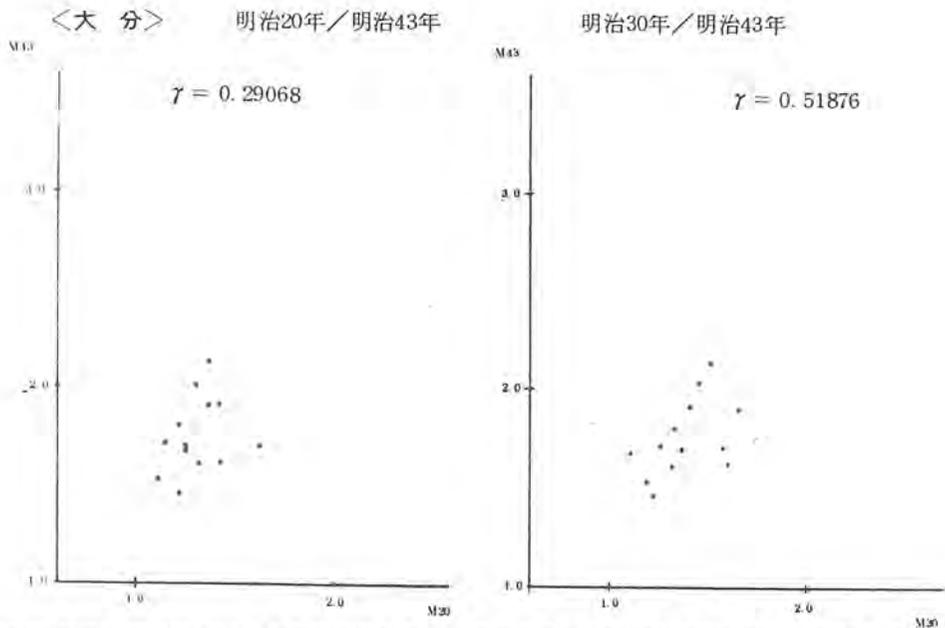
	オオイター-L		オオイター-U		フクオカ-L		フクオカ-U	
	5ヶ年移動平均反収	増加率	5ヶ年移動平均反収	増加率	5ヶ年移動平均反収	増加率	5ヶ年移動平均反収	増加率
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M14	1.0196	0.0	1.3068	0.0	1.0518	0.0	1.6271	0.0
M15	0.9543	-0.0641	1.2447	-0.0475	0.9606	-0.0867	1.5264	-0.0619
M16	0.9531	-0.0653	1.2991	-0.0059	1.0361	-0.0150	1.5975	-0.0182
M17	0.9875	-0.0315	1.2759	-0.0236	1.1322	0.0765	1.6551	0.0172
M18	1.0784	0.0576	1.3886	0.0626	1.2472	0.1858	1.7877	0.0987
M19	1.1524	0.1302	1.3894	0.0632	1.3186	0.2537	1.8584	0.1422
M20	1.2205	0.1970	1.4331	0.0967	1.3517	0.2851	1.9053	0.1710
M21	1.3020	0.2769	1.4491	0.1089	1.4140	0.3444	1.9733	0.2128
M22	1.2728	0.2483	1.4455	0.1061	1.2690	0.2065	1.8643	0.2128
M23	1.2903	0.2655	1.4392	0.1014	1.2872	0.2238	1.7985	0.1458
M24	1.1968	0.1738	1.3439	0.0284	1.1711	0.1134	1.5537	-0.0451
M25	1.2090	0.1857	1.3438	0.0283	1.2866	0.2233	1.5839	-0.0266
M26	1.1630	0.1406	1.3226	0.0121	1.2293	0.1688	1.4707	-0.0961
M27	1.2086	0.1853	1.3772	0.0539	1.3666	0.2993	1.5970	-0.0185
M28	1.1136	0.0922	1.2859	-0.0160	1.3103	0.2458	1.6295	0.0014
M29	1.2138	0.1904	1.4193	0.0861	1.4405	0.3696	1.8907	0.1620
M30	1.2183	0.1949	1.4378	0.1003	1.4186	0.3488	1.8398	0.1307
M31	1.2037	0.1806	1.4185	0.0855	1.4007	0.3317	1.8409	0.1314
M32	1.2076	0.1843	1.4206	0.0871	1.4003	0.3314	1.7967	0.1042
M33	1.2851	0.2604	1.4962	0.1449	1.4533	0.3818	1.8494	0.1366
M34	1.3130	0.2877	1.5104	0.1558	1.5146	0.4401	1.8665	0.1471
M35	1.3964	0.3695	1.6445	0.2584	1.6195	0.5398	2.0830	0.2802
M36	1.4556	0.4276	1.7189	0.3153	1.6446	0.5637	2.1288	0.3084
M37	1.5340	0.5045	1.7864	0.3670	1.7678	0.6808	2.3395	0.4378
M38	1.6050	0.5742	1.8639	0.4263	1.8613	0.7696	2.4456	0.5030
M39	1.6650	0.6330	1.9313	0.4779	1.9390	0.8435	2.5357	0.5584
M40	1.6555	0.6236	1.8853	0.4427	1.9606	0.8641	2.5079	0.5413
M41	1.7058	0.6729	1.9285	0.4757	2.0494	0.9485	2.5889	0.5911
M42	1.7192	0.6861	1.9430	0.4868	2.0402	0.9398	2.4821	0.5255
M43	1.6869	0.6544	1.8750	0.4348	1.9650	0.8682	2.3682	0.4554
M44	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M45	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図 4 水稲 5 ケ年移動平均反収の郡別相関図

<福 岡> 明治20年/明治43年

明治30年/明治43年





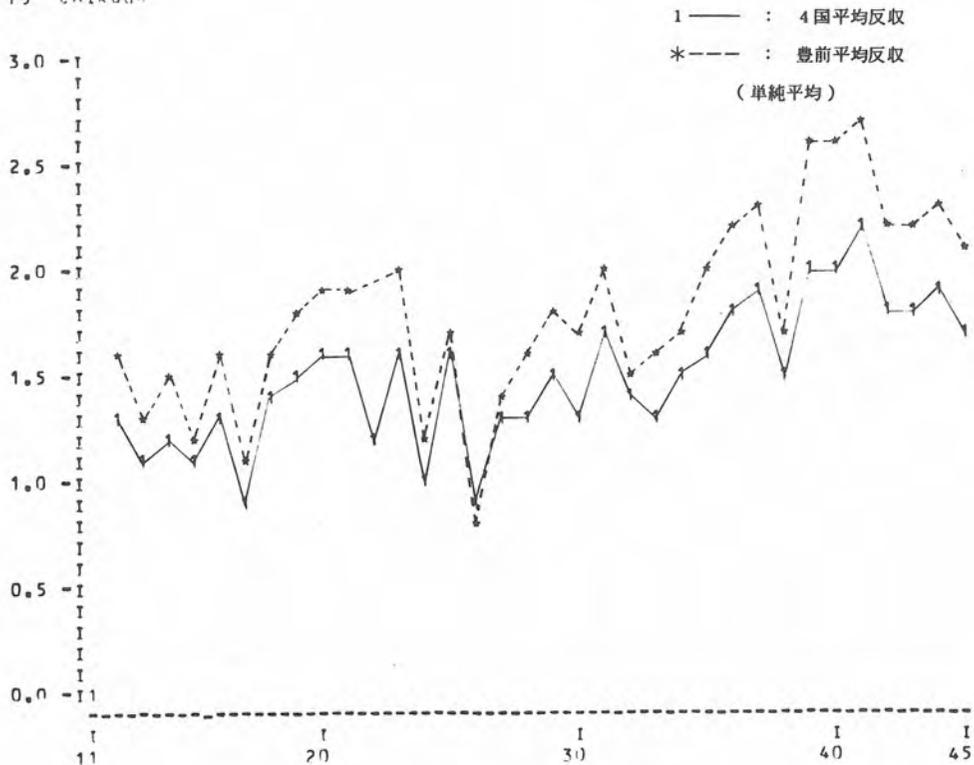
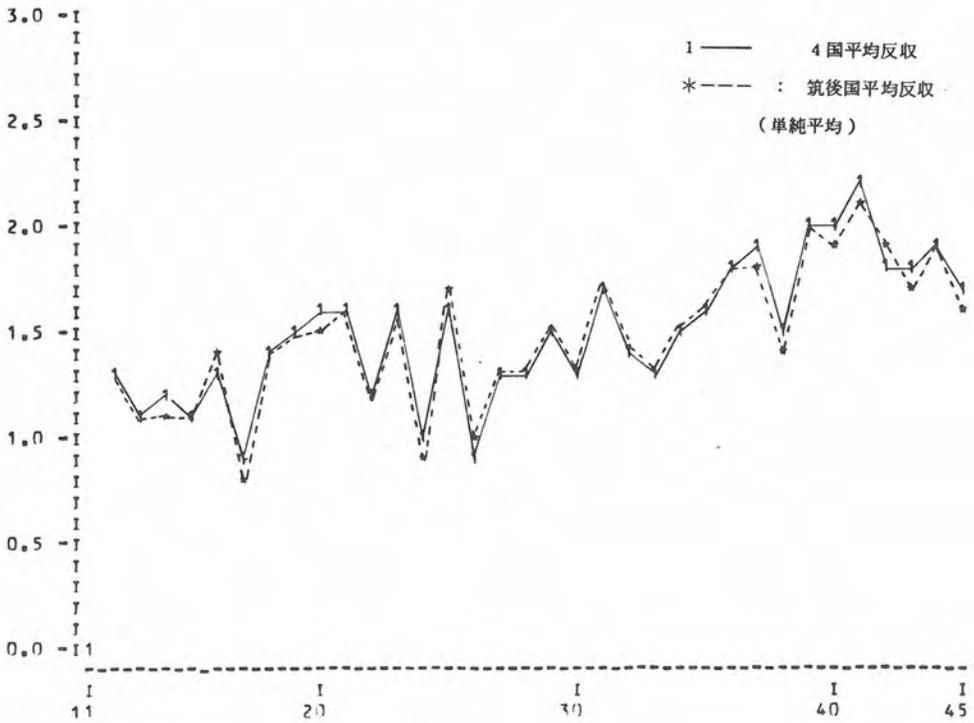
国別の5ヶ年移動平均反収とその増加率を参考までに表6とし国別単純平均反収の推移を図5としてここに掲げておく。

表6：国別5ヶ年移動平均反収及び増加率

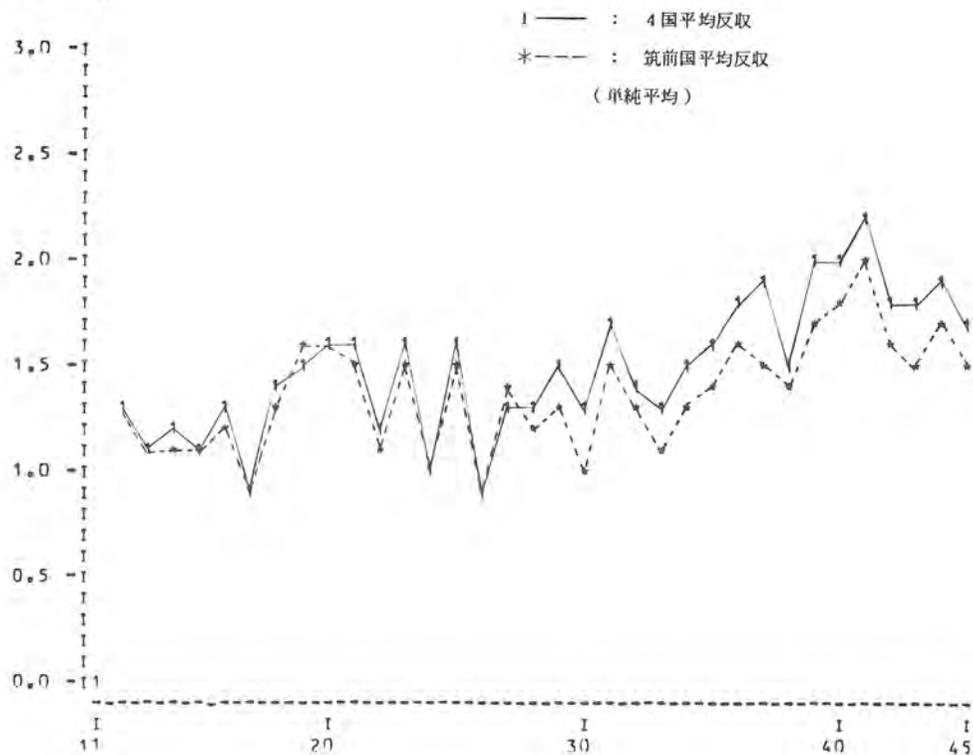
(明治14年基準)

	チクセン		チクコ		フセン		フンコ	
	5ヶ年移動平均反収	増加率	5ヶ年移動平均反収	増加率	5ヶ年移動平均反収	増加率	5ヶ年移動平均反収	増加率
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M14	1.2542	0.0	1.4835	0.0	1.2008	0.0	1.1189	0.0
M15	1.1550	-0.0791	1.3857	-0.0660	1.1371	-0.0531	1.0575	-0.0549
M16	1.2070	-0.0376	1.4473	-0.0245	1.1916	-0.0076	1.0945	-0.0219
M17	1.2893	0.0280	1.5101	0.0179	1.2863	0.0712	1.0766	-0.0379
M18	1.3789	0.0995	1.6348	0.1020	1.3923	0.1595	1.1769	0.0518
M19	1.4343	0.1436	1.7103	0.1529	1.4453	0.2036	1.2134	0.0844
M20	1.4982	0.1946	1.7387	0.1720	1.4767	0.2298	1.2829	0.1465
M21	1.5444	0.2314	1.8155	0.2237	1.5087	0.2564	1.3294	0.1881
M22	1.4241	0.1355	1.7048	0.1491	1.3845	0.1530	1.3468	0.2037
M23	1.4503	0.1564	1.6739	0.1283	1.3758	0.1457	1.3561	0.2120
M24	1.3149	0.0484	1.4501	-0.0226	1.2524	0.0430	1.2875	0.1507
M25	1.3337	0.0634	1.4948	0.0076	1.2940	0.0776	1.2838	0.1474
M26	1.2722	0.0144	1.4020	-0.0550	1.2347	0.0282	1.2542	0.1209
M27	1.3889	0.1074	1.5227	0.0264	1.2947	0.0782	1.3264	0.1854
M28	1.3169	0.0501	1.5198	0.0244	1.1947	-0.0051	1.2491	0.1164
M29	1.4620	0.1657	1.7571	0.1844	1.3068	0.0883	1.3749	0.2288
M30	1.4912	0.1890	1.7609	0.1869	1.2959	0.0792	1.4110	0.2610
M31	1.4945	0.1916	1.7664	0.1906	1.2778	0.0641	1.3752	0.2290
M32	1.4857	0.1846	1.7475	0.1779	1.2895	0.0739	1.3654	0.2203
M33	1.5450	0.2319	1.8035	0.2157	1.3741	0.1444	1.4282	0.2764
M34	1.5671	0.2495	1.8425	0.2419	1.3983	0.1645	1.4382	0.2853
M35	1.6509	0.3164	2.0146	0.3580	1.4430	0.2017	1.5346	0.3715
M36	1.6729	0.3339	2.0426	0.3768	1.5028	0.2515	1.6087	0.4377
M37	1.7745	0.4149	2.2248	0.4997	1.5821	0.3176	1.6766	0.4984
M38	1.8337	0.4621	2.3431	0.5794	1.6618	0.3839	1.7470	0.5613
M39	1.9055	0.5194	2.4364	0.6423	1.7515	0.4586	1.8045	0.6128
M40	1.9140	0.5261	2.4167	0.6290	1.7703	0.4742	1.7695	0.5815
M41	1.9730	0.5732	2.5065	0.6896	1.7907	0.4913	1.8144	0.6216
M42	1.9635	0.5656	2.4380	0.6434	1.7896	0.4903	1.8225	0.6288
M43	1.9127	0.5250	2.3333	0.5728	1.7219	0.4339	1.7812	0.5919
M44	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M45	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

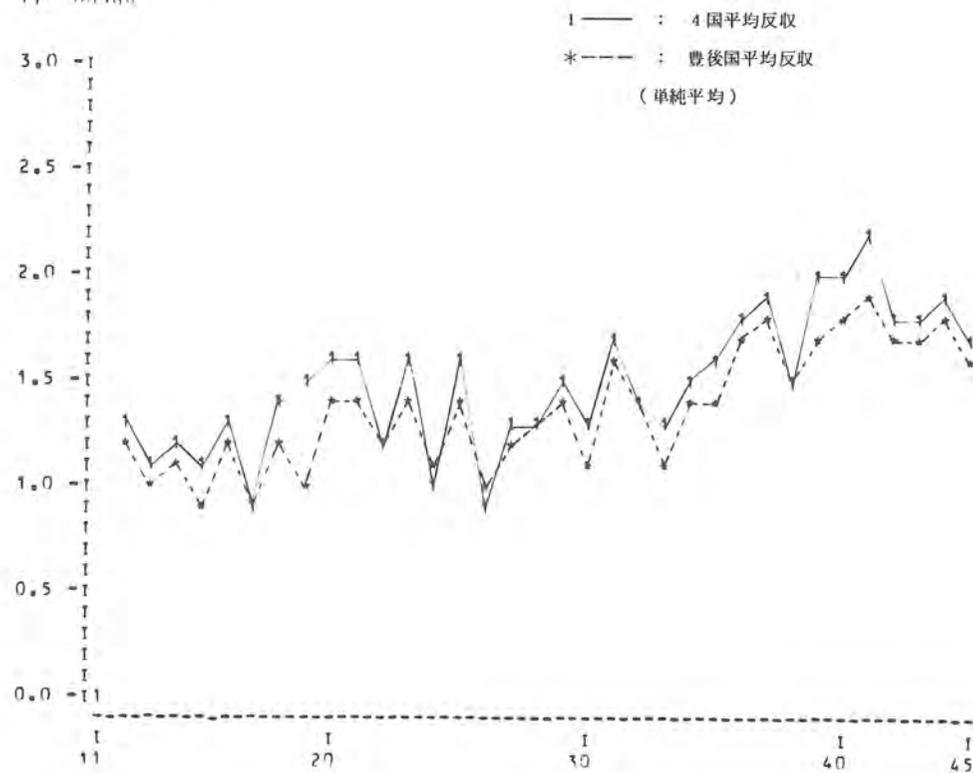
図 5 国別単純平均反収



76 BUZEN



77 BUNGO



次に福岡・大分両県の変動係数を算出すると表7及び図6のようになり、明治10年代後半のわずかな例外を除いて福岡県の方が大分県に比べ郡別のばらつきが大きく推移した。また時系列的にみて、変動係数は年代と共に小さくなる傾向にあるといえよう。

	ハイキン		センシクワンハイキン		ハントウケイスク		フクオカ	オオイダ	フクオカ	オオイダ	フクオカ	オオイダ
	センシクワン	フクオカ	センシクワン	フクオカ	センシクワン	フクオカ						
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M12	1.368	1.260	1.431	1.757	1.413	1.757	1.478	1.757	0.179	0.129	0.186	0.186
M13	1.158	1.075	1.207	1.487	1.205	1.487	1.628	1.478	0.178	0.135	0.186	0.186
M14	1.236	1.165	1.278	1.628	1.330	1.628	1.463	1.628	0.192	0.136	0.211	0.211
M15	1.129	0.995	1.208	1.463	1.133	1.463	1.854	1.463	0.178	0.149	0.178	0.178
M16	1.389	1.247	1.473	1.878	1.547	1.878	1.232	1.854	0.227	0.241	0.203	0.203
M17	0.949	0.924	0.964	1.237	0.966	1.237	1.965	1.232	0.211	0.176	0.231	0.231
M18	1.429	1.234	1.544	1.965	1.470	1.965	2.026	1.965	0.225	0.206	0.198	0.198
M19	1.473	1.137	1.672	2.026	1.336	2.026	2.136	2.026	0.251	0.197	0.171	0.171
M20	1.642	1.490	1.731	2.136	1.706	2.136	1.987	2.136	0.183	0.139	0.182	0.182
M21	1.620	1.459	1.716	2.214	1.601	2.214	1.916	2.214	0.209	0.099	0.225	0.225
M22	1.237	1.254	1.227	1.556	1.382	1.556	1.526	1.526	0.181	0.118	0.215	0.215
M23	1.635	1.472	1.731	2.132	1.593	2.132	1.389	2.132	0.176	0.089	0.181	0.181
M24	1.096	1.152	1.063	1.417	1.275	1.417	1.946	1.389	0.203	0.110	0.245	0.245
M25	1.614	1.502	1.680	1.946	1.695	1.946	1.180	1.946	0.163	0.142	0.161	0.161
M26	0.983	1.032	0.955	1.241	1.170	1.241	1.987	1.180	0.187	0.178	0.191	0.191
M27	1.370	1.257	1.437	2.024	1.455	2.024	1.717	1.987	0.288	0.201	0.314	0.314
M28	1.371	1.343	1.388	1.723	1.532	1.723	1.717	1.717	0.183	0.135	0.207	0.207
M29	1.566	1.460	1.628	2.130	1.671	2.130	1.916	2.130	0.213	0.149	0.232	0.232
M30	1.305	1.111	1.420	1.916	1.304	1.916	2.281	1.916	0.269	0.170	0.265	0.265
M31	1.737	1.624	1.805	2.281	1.826	2.281	1.790	2.281	0.186	0.135	0.199	0.199
M32	1.466	1.379	1.516	1.790	1.528	1.790	1.819	1.790	0.160	0.111	0.173	0.173
M33	1.329	1.187	1.413	1.819	1.330	1.819	1.935	1.819	0.199	0.141	0.197	0.197
M34	1.558	1.432	1.604	1.939	1.591	1.939	2.288	1.935	0.143	0.129	0.137	0.137
M35	1.628	1.463	1.730	2.143	1.636	2.143	2.412	2.143	0.173	0.139	0.160	0.160
M36	1.836	1.716	1.907	2.318	1.917	2.318	2.427	2.288	0.154	0.136	0.152	0.152
M37	1.949	1.888	1.987	2.477	2.212	2.477	2.802	2.412	0.178	0.172	0.183	0.183
M38	1.628	1.558	1.670	2.312	1.770	2.312	2.847	2.261	0.234	0.148	0.268	0.268
M39	2.021	1.774	2.167	2.861	1.942	2.861	2.471	2.861	0.203	0.097	0.204	0.204
M40	2.030	1.798	2.167	2.802	2.043	2.802	2.467	2.802	0.199	0.129	0.196	0.196
M41	2.209	1.977	2.346	2.847	2.230	2.847	2.427	2.847	0.167	0.127	0.155	0.155
M42	1.901	1.699	2.021	2.471	1.934	2.471	2.467	2.471	0.177	0.137	0.165	0.165
M43	1.858	1.755	1.919	2.467	1.954	2.467	2.427	2.467	0.181	0.119	0.200	0.200
M44	1.976	1.801	2.085	2.427	1.988	2.427	2.231	2.427	0.142	0.107	0.131	0.131
M45	1.731	1.568	1.827	2.231	1.729	2.231	2.231	2.231	0.155	0.097	0.153	0.153

表7 平均反収（単純平均），変動係数

センダンとは福岡・大分両県のうちの全部の意味  
センシクワンとは、対象地域内の平均反収上位5郡について計算したもの。

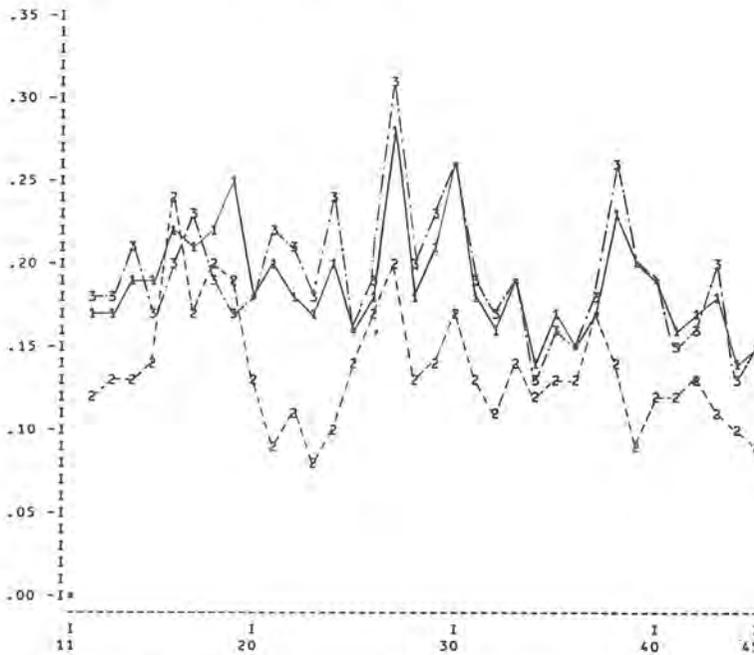


図 6 「センゲン」については表7注記参照

オキイロ-U		オキイロ-L		ツツヤカ-U		ツツヤカ-L	
M11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
M12	1.4154	0.0	1.1299	0.0	1.7567	0.0	1.0433
M13	1.2052	-0.0939	0.9595	-0.0476	1.4776	-0.0924	0.8775
M14	1.3301	0.0	1.0074	0.0	1.6280	0.0	0.9231
M15	1.1326	-0.1485	0.8787	-0.1278	1.4633	-0.1012	0.8807
M16	1.5475	-0.1633	0.9769	-0.0503	1.8542	-0.1390	1.0320
M17	1.0960	-0.1740	0.7738	-0.2319	1.2317	-0.2434	0.6442
M18	1.4698	0.1051	0.9976	-0.0098	1.9653	0.2072	1.1603
M19	1.3363	0.0047	0.9785	-0.0287	1.7023	0.2447	1.2787
M20	1.7056	0.2823	1.3018	0.2922	2.1559	0.3120	1.3062
M21	1.6007	0.2055	1.3228	0.3131	2.2138	0.3598	1.2144
M22	1.3819	0.0390	1.1301	0.1217	1.5262	-0.0625	0.7725
M23	1.5933	0.1979	1.3619	0.3518	2.1316	0.3094	1.2931
M24	1.2751	-0.0413	1.0196	0.0121	1.3893	-0.1466	0.6610
M25	1.6951	0.2745	1.3073	0.2977	1.9460	0.1953	1.2521
M26	1.1696	-0.1206	0.8532	-0.1531	1.1799	-0.2752	0.6911
M27	1.4549	0.0939	1.0457	0.0380	1.9873	0.2208	0.9290
M28	1.5317	0.1516	1.1606	0.1520	1.7169	0.0546	0.9578
M29	1.6706	0.2561	1.2687	0.2594	2.1295	0.3081	1.1429
M30	1.3043	-0.0194	0.9162	-0.0905	1.9155	0.1766	0.8987
M31	1.8260	0.3729	1.3793	0.3691	2.2809	0.4011	1.3292
M32	1.5278	0.1486	1.2326	0.2235	1.7904	0.0998	1.1047
M33	1.3304	0.0002	1.0486	0.0409	1.8190	0.1174	1.0268
M34	1.5914	0.1965	1.2894	0.2799	1.9346	0.1883	1.3212
M35	1.6357	0.2298	1.2954	0.2859	2.1409	0.3151	1.3834
M36	1.9168	0.4411	1.5310	0.5198	2.2879	0.4054	1.4882
M37	2.2117	0.6628	1.5984	0.5866	2.4121	0.4817	1.3367
M38	1.7700	0.3308	1.3620	0.3520	2.2615	0.3891	1.2726
M39	1.9425	0.4604	1.5989	0.5871	2.8606	0.7572	1.7129
M40	2.0430	0.5361	1.5900	0.5783	2.8023	0.7213	1.7160
M41	2.2303	0.6768	1.7724	0.7593	2.8468	0.7487	1.8802
M42	1.9337	0.4539	1.5092	0.4981	2.4712	0.5180	1.6495
M43	1.9543	0.4694	1.5702	0.5586	2.4669	0.5153	1.4652
M44	1.9881	0.4947	1.6200	0.6081	2.4275	0.4911	1.6814
M45	1.7792	0.3001	1.4075	0.3972	2.2311	0.3705	1.4946

表 8 県別 上位 5 県 単純平均反収及び増加率

下位 5 県

L : 各年毎の反収の多い郡上位 5 郡

U : 各年毎の反収の少ない郡下位 5 郡

図 7-1

ジョウイングとは、対象地域内の平均反収上位 5 郡についての計算  
 ゼンゲンとは、大分・福岡両県のうちの全郡の意味

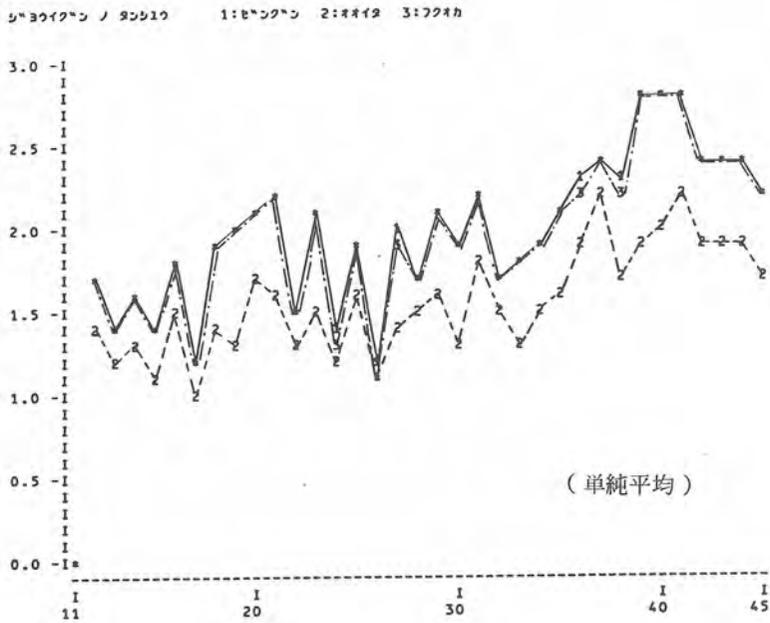
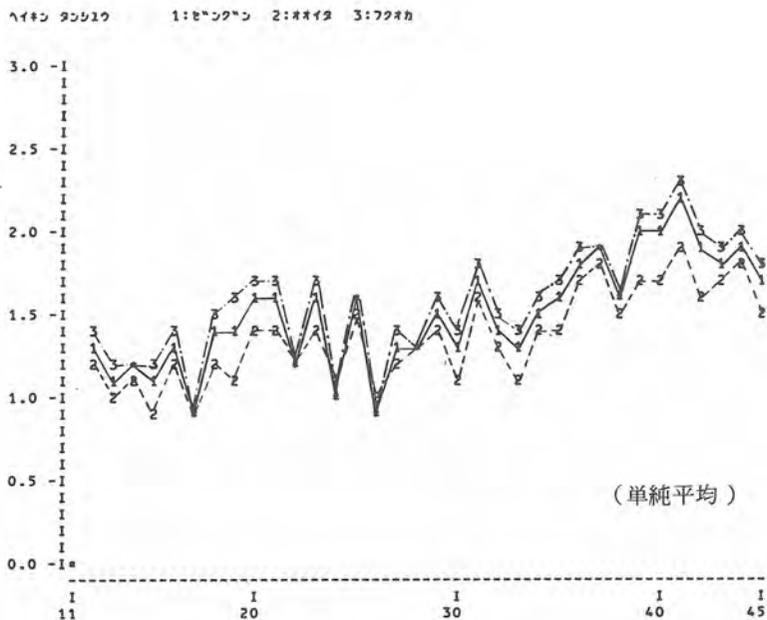


図 7-2



この対象期間を明治10年代、20年代、30年代、40年代に分け、その平均反収を郡別に計算したものが表9である。

	M11-M19	M20-M29	M30-M39	M40-M45	
HIGASHIKUNISAKI-GUN	00ITA	1.0237 LO	1.2949 LO L	1.4747 LO L	
NISHIKUNISAKI-GUN	00ITA	0.9924 LO L	1.4417	1.6234 LO L	
HAYAMI-GUN	00ITA	1.0222 LO L	1.4329 LO	1.7799 UO	
MINAMIAMABE-GUN	00ITA	1.1487 UO	1.9032 UO	1.6271 LO L	
KITAAKABE-GUN	00ITA	1.3091 UO	1.6268 UO	1.9229 UO	
OONO-GUN	00ITA	1.0967	1.6747 UO	1.9292 UO	
NAOIRI-GUN	00ITA	1.1115	1.4774 UO	1.7194	
00ITA-GUN	00ITA	1.2260 UO	1.5738 UO	2.0563 UO	
KUSU-GUN	00ITA	0.9128 LO L	1.2932 LO L	1.5281 LO L	
HITA-GUN	00ITA	1.0765	1.4030 LO	1.7149	
SHIMOGE-GUN	00ITA	1.4420 UO	1.4974	1.7192	
USA-GUN	00ITA	1.0365 LO	1.3207 LO	1.7129 LO	
00ITA-SHI	00ITA	1.2850 UO	1.6494 UO	2.1547 UO	
KAHO-GUN	FUKUOKA	1.3584	1.6007	1.8715	
SAWARA-GUN	FUKUOKA	1.3114	1.6332	1.8528	
FUKUOKA-SHI	FUKUOKA	0.0	0.0	1.8188	
CHIKUSHI-GUN	FUKUOKA	1.3635	1.6601	2.0765	
ASAKURA-GUN	FUKUOKA	1.1476 LF	1.5290	1.8962	
ITOSHIMA-GUN	FUKUOKA	1.1692	1.5880	1.7902 LF	
KASUYA-GUN	FUKUOKA	1.4281	1.7200	2.0050	
MUNAKATA-GUN	FUKUOKA	1.2361	1.6342	1.7862 LF	
KURATE-GUN	FUKUOKA	1.2797	1.6814	1.9447	
ONGA-GUN	FUKUOKA	1.0602 LF	1.6380	1.9774	
KURUME-GUN	FUKUOKA	1.5699 UF U	2.1543 UF U	2.8414 UF U	
MIZUMA-GUN	FUKUOKA	1.7219 UF U	1.9878	2.3385 UF U	
MII-GUN	FUKUOKA	1.0806 LF	1.7000	2.2598	
YAME-GUN	FUKUOKA	1.6372 UF U	2.1039 UF U	2.3134	
UKIHA-GUN	FUKUOKA	1.4491	2.0198 UF U	2.2369 UF U	
YAMATO-GUN	FUKUOKA	1.5741 UF U	2.1795 UF U	2.6877 UF U	
MIKE-GUN	FUKUOKA	1.7464 UF U	1.9963 UF U	2.4256 UF U	
MOJI-GUN	FUKUOKA	1.5051	1.9335	2.1432	
KIKU-GUN	FUKUOKA	1.1785	1.3770 LF	1.6598 LF	
KOKURA-SHI	FUKUOKA	1.2757 LF	1.0225 LF L	1.6000 LF L	
TAGAWA-GUN	FUKUOKA	0.6840 LF L	1.0225 LF L	1.8276	
Miyako-Gun	FUKUOKA	1.5372	1.6785	1.8276	
Miyako-Gun	FUKUOKA	1.2306	1.3020 LF L	1.6544 LF	
CHIKUJOU-GUN	FUKUOKA	1.3702	1.5130 LF	1.9287	

L : 福岡・大分両県内平均反収下位5郡  
 LO : 大分県内平均反収下位5郡  
 LF : 福岡県内平均反収下位5郡  
 U : 福岡・大分両県内平均反収上位5郡  
 UO : 大分県内平均反収上位5郡  
 UF : 福岡県内平均反収上位5郡

表9 郡別、年代別平均反収（単純平均）

次に速水佑次郎の県別平均反収の平均値（ $\dot{Y}$ ）、先進県水準（ $\dot{U}$ ）、変動係数（ $\dot{V}$ ）について仮定した関係式に倣って回帰分析を試みることをする。先進県水準とは水稲反収の順位で、福岡、大分及び両県内の全郡それぞれについて上位5郡をとり平均したものである。表8にみられるように $\dot{U}$ に含まれる上位郡は各時点において異なる。

(3-1)

$$\frac{\dot{Y}}{\dot{Y}_t} = \alpha \frac{\dot{U}}{\dot{U}_t} + \beta \frac{\dot{V}}{\dot{V}_t} + \gamma + \varepsilon_t$$

$$\frac{\dot{Y}}{\dot{Y}_t} = \frac{Y_t - Y_{t-1}}{Y_{t-1}}$$

$$\frac{\dot{U}}{\dot{U}_t} = \frac{U_t - U_{t-1}}{U_{t-1}}$$

$$\frac{\dot{V}}{\dot{V}_t} = \frac{V_t - V_{t-1}}{V_{t-1}}$$

$\gamma$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$ はいずれもパラメーターで $\varepsilon$ は主として近似誤差からなりたつ誤差項であり、この式を表7の資料にもとづいて推定した結果は表10のようになった。

	$\gamma$ 定数項	係数推定値 (a)		決定係数	推定値 標準誤差	ダービン ワトソン 統計量	$\gamma=0$ の検定 F統計量 (b)
		$\alpha$	$\beta$				
大分・ 福岡 全郡	0.005	0.9296 (0.01867)	-0.3475 (0.0222)	0.9883	0.0187	2.0613	1.3161
	0	0.9324 (0.0189)	-0.3461 (0.0227)	0.988	0.0195	1.9838	
大 分	0.0022	0.9832 (0.0133)	-0.1207 (0.0116)	0.9945	0.0067	2.3967	0.7275
	0	0.9846 (0.0135)	-0.1201 (0.0118)	0.9944	0.0069	2.3404	
福 岡	0.0086	0.9647 (0.0180)	-0.2669 (0.0189)	0.9906	0.0194	1.6979	3.6466
	0	0.9697 (0.0189)	-0.2635 (0.0199)	0.9896	0.0217	1.5373	

a. 括弧内は係数標準誤差

b.  $F = (\gamma$ を除いた場合と含めた場合の残差平方和の差)  $\div$  ( $\gamma$ を含めた場合の平均平方和)

判定点  $F_c = 4.183$ (5%有意水準);  $7.598$ (1%有意水準)

Y = 単純平均

U = 各対象県域内上位5郡平均

表 10 (3-1) 式の推定結果

これらのケースのいずれについても $\alpha$ と $\beta$ の推定値は期待された符号条件を満たし、1%水準で有意である。定数項 $\gamma$ は零との間に有意差が認められず、UとYとによって説明されざるトレンドがYに含まれていないことを示している。この結果は速水が全国を対象に試みた県別推定結果に近似し、表10の結果の方が対象地域が狭い為、技術普及のキャッチアップの対象が自県先進郡であるという推定を全国県別のそれに比しより裏付ける値となっている。

以上47道府県中2県のみではあるが、郡別データの利用可能性の検討としてはほぼ有意な結果を得た。全国規模での郡別データによる分析は、今後の研究に期したい。

## 注

- 1) 嵐嘉一「近世稲作技術史」農山漁村文化協会 昭和51年
- 2) 速水佑次郎「日本農業の成長過程」創文社 昭和48年
- 3) 前掲注1)書 89ページ
- 4) 表8の上位5郡は表4の5ヶ年移動平均の場合の上位5郡とは対象が異なっていることに注意されたい。
- 5) 速水佑次郎「日本農業の成長過程」第6章2 これ以下の記述は全面的に速水に負っている。
- 6) 県を郡に置きかえた場合に生ずる経済学上の意味の差等検討すべき事項は多いと考えられるが、ここではあくまで実験とし単純に郡別に置きかえて計算を行ってみた。

第 2 部

県別 郡コード



県別 郡コード

1. 県コード一覧

1 北海道	11 埼玉	21 岐阜	31 鳥取	41 佐賀
2 青森	12 千葉	22 静岡	32 島根	42 長崎
3 岩手	13 東京	23 愛知	33 岡山	43 熊本
4 宮城	14 神奈川	24 三重	34 広島	44 大分
5 秋田	15 新潟	25 滋賀	35 山口	45 宮崎
6 山形	16 富山	26 京都	36 徳島	46 鹿児島
7 福島	17 石川	27 大阪	37 香川	47 鹿儿岛
8 茨城	18 福井	28 兵庫	38 愛媛	
9 栃木	19 山梨	29 奈良	39 高知	
10 群馬	20 長野	30 和歌山	40 福岡	

2. 国コード一覧

1 渡島	21 下野	41 尾張	61 石見	81 肥後
2 後志	22 上野	42 三河	62 隠岐	82 日向
3 石狩	23 武蔵	43 伊賀	63 美作	83 大隅
4 天塩	24 安房	44 伊勢	64 備前	84 薩摩
5 北見	25 上総	45 志摩	65 備中	85 琉球
6 胆振	26 伊豆	46 紀伊	66 備後	86 小笠原島
7 日高	27 相模	47 近江	67 安芸	
8 十勝	28 越中	48 山城	68 周防	
9 釧路	29 越後	49 丹波	69 長門	
10 根室	30 佐渡	50 丹後	70 阿波	
11 千島	31 加賀	51 摂津	71 讃岐	
12 陸奥	32 能登	52 和泉	72 伊予	
13 陸中	33 若狭	53 河内	73 土佐	
14 陸前	34 越前	54 播磨	74 筑前	
15 磐城	35 甲斐	55 但馬	75 筑後	
16 羽後	36 信濃	56 淡路	76 豊前	
17 羽前	37 美濃	57 大和	77 豊後	
18 岩代	38 飛騨	58 因幡	78 肥前	
19 常陸	39 駿河	59 伯耆	79 壱岐	
20 下総	40 遠江	60 出雲	80 対馬	

### 3. 県別郡コード表 — 附, 米データ収録に関する但し書き

1. 郡の存在期間に( )の付してあるのは、東京・大阪・京都・名古屋で、数区を一括して市の名称が与えられた期間である。
2. 米データ収録に関する但し書きについて、原データの吟味は本来多元的に行われる必要があるが、今回は、数値が明らかに不可解であると思われる場合に限り、本に掲載されている「反収」、「前年との比較」等の数値から検討した。この手続きを経て、ほぼ確実な推定と思われる値の得られる場合にのみ、原データを訂正し、他は疑問点を書きあげるにとどめた。また、作付面積の桁まちがいと思われるものは、これ以外でも訂正を加えた。さらに、「反収」を根拠として推計する場合に、収穫高又は作付面積のどちらを訂正すべきかは、前後年との比較により判断した。
3. 前掲の附表1.「米データ・ファイル典拠文献一覧」のうち、O……勸業年報又は府県統計書及びBに含まれるものを除く文献、B……簿冊、稿本、但し明らかに勸業年報又は府県統計書の草稿と考えられるものを除く——の記号のもののみ書名を書きあげた。
4. 「反収」、「前年との比較」等の「 」は、典拠に掲載されている項目を示す。(但し、反収、反あたり石高、等の項目名は「反収」に統一した。)
5. 同名郡については 13 ページ参照
6. 年次の前についているMは明治の略  
例 M38年 → 明治38年
7. \*\*\*\*\* は、郡の存在期間を表わし、————→ は郡の統合分離の関係を表わす。
8. 国名の前に付してある\*は、当該郡の所属国に変更があったことをあらわす。

郡コード	部名	国コード	国名	同名部	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	アキモリ	12	ムツ		31 4 1		10	11	45
2	ヒカヅツカ	12	ムツ	11	31 4 1		1	11	45
3	ニシツカ	12	ムツ		13 5 5		1	11	45
4	ミナツカ	12	ムツ		13 5 5		2	11	45
5	ヒロサキ	12	ムツ		22 4 1		11	11	45
6	ナカツカ	12	ムツ	12	22 4 1		13	11	45
7	オウツカ	12	ムツ		13 5 5		3	11	45
8	カミカタ	12	ムツ		13 5 5		4	11	45
9	シメカタ	12	ムツ		13 5 5		7	11	45
10	ヨシノ	12	ムツ				12	11	45
11	ヒカヅツカ	12	ムツ	2	13 5 5	31 3 31	5	11	45
12	ナカツカ	12	ムツ	6	13 5 5	22 3 31	6	11	45
13	ツカ	12	ムツ			13 5 4	8	11	45
14	カタ	12	ムツ			13 5 4	9	11	45
							14	11	45

• M13年データは、東・西・南・北・中の津軽郡を合算し、各津軽郡として集計されている。

• M38年三戸郡糧の収穫高を「反取」により訂正 3456→3193(石)

M11年「青森県治一覽表 明治11年」

M13年「青森県治一覽表 明治13年」

3 イワテ

郡コード	部名	国名	同名部	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	モヒサカ-シ	13		22 4 1		3	11	45
2	イワテ-クニ	13	28	30 4 1		4	11	45
3	シワテ-クニ	13				10	15	40
4	ヒエキ-クニ	13		30 4 1		13	15	40
5	カミヤイ-クニ	13		30 4 1		14	15	40
6	シヤハヤ-クニ	13	50	30 4 1		1	15	40
7	クハ-クニ	13	31	30 4 1		15	15	40
8	リハ-クニ	13	26	30 4 1		27	15	40
9	イワテ-クニ	13		30 4 1		2	15	40
10	イワテ-クニ	13		13 5 5		16	15	40
11	シヤクイ-クニ	13		13 5 5		28	15	40
12	ヒサシイワテ-クニ	13				5	15	40
13	ヤニ-クニ	14				17	15	40
14	ニハ-クニ	12				18	15	40
15	ミサエワテ-クニ	13	27	22 4 1	30 3 31	18	15	40
16	サエワテ-クニ	13		13 5 5	30 3 31	29	15	40
17	ニハヤイ-クニ	13		13 5 5	30 3 31	19	15	40
18	ミサエワテ-クニ	13		13 5 5	30 3 31	20	15	40
19	ヒサシイワテ-クニ	13		13 5 5	30 3 31	21	15	40
20	サハヤイ-クニ	13		13 5 5	30 3 31	6	15	40
21	サハヤイ-クニ	13		13 5 5	30 3 31	7	15	40
22	ミサエワテ-クニ	13		13 5 5	30 3 31	22	15	40
23	サエワテ-クニ	13		13 5 5	30 3 31	23	15	40
24	シワテ-クニ	13		13 5 5	30 3 31	30	15	40
25	ヒサシワテ-クニ	13		13 5 5	30 3 31	8	15	40
26	イワテ-クニ	13	9		30 3 31	24	15	40
27	ミサエワテ-クニ	13	15	13 5 5	22 3 31	25	15	40
28	イワテ-クニ	13	7		13 5 4	31	15	40
29	ヤイ-クニ	13			13 5 4	26	15	40
30	クハ-クニ	13	7		13 5 4	9	15	40
31	リハ-クニ	13	8		13 5 4	11	15	40
32	イワテ-クニ	13			13 5 4	12	15	40

- M28年気仙郡の作付面積を「反取」より訂正 821 → 8116 (反)
- M33年 上閉伊郡 穂の作付面積を「反取」より訂正 1878 → 18083 (反)
- M36年 胆沢郡 穂の作付面積を「反取」より訂正 16913 → 66885 (反)
- M35年～M42年末総額として郡別の面積有り、入力。
- M33年「岩手県勸業統計—明治34年—」

4. ミヤギ

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	タズマツリ-グン	14	ウタヒ				1	1	45
2	クハシ-グン	14	ウタヒ				2	1	45
3	トメ-グン	14	ウタヒ				3	1	45
4	イトヨ-グン	14	ウタヒ				4	1	45
5	ミヤギ-グン	14	ウタヒ	19	13 5 5		8	1	45
6	ヒラキ-グン	14	ウタヒ		22 4 1		9	1	45
7	フタト-グン	14	ウタヒ	20	13 5 5		10	1	45
8	フク-グン	14	ウタヒ				11	1	45
9	トシマ-グン	14	ウタヒ				12	1	45
10	ヒメ-グン	14	ウタヒ				13	1	45
11	ヒラキ-グン	14	ウタヒ				14	1	45
12	クハシ-グン	14	ウタヒ				15	1	45
13	ミヤギ-グン	14	ウタヒ				16	1	45
14	ヒラキ-グン	14	ウタヒ				17	1	45
15	フタト-グン	14	ウタヒ				5	1	45
16	フタト-グン	14	ウタヒ				18	1	45
17	ヒラキ-グン	14	ウタヒ				19	1	45
18	ヒラキ-グン	14	ウタヒ		13 5 5		6	1	45
19	ミヤギ-グン	14	ウタヒ	5	22 3 31		7	1	45
20	フタト-グン	14	ウタヒ	7	13 5 4		20	1	45

M29年「宮城県勤業報告 明治29年」

5 年

郡コード	郡名	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	アキヲ	16 ヲ		22 5 1		4	11	45
2	ミナミキヲ	16 ヲ	11	22 5 1		5	11	45
3	キヲ	16 ヲ		13 5 5		6	11	45
4	トヲ	16 ヲ				7	11	45
5	カヲ	16 ヲ				8	11	45
6	ヒリ	16 ヲ				9	11	45
7	ヒノ	16 ヲ				10	11	45
8	ヒノ	16 ヲ				1	11	45
9	カヲ	16 ヲ				2	11	45
10	ヒノ	29 1	2	13 5 5	22 4 30	11	11	45
11	ミナミキヲ	16 ヲ			13 5 4	12	11	45
12	アキヲ	16 ヲ				3	11	45

- M14年北沢田郡米の収穫高は「前年比較」により 10188.80 → 101088.80 (石) に訂正
- M15年由利郡籾の作付面積は15年の「前年比較」による14年との対比及び16年の「前年比較」により 1444.6 → 12444.6 (反) に修正
- M24年, M26年河辺郡の作付面積の數値を次のように修正
  - M24年
    - 粟米 90914 → 43089
    - 陸米 43089 → 9056
  - M26年
    - 粟米 43921 → 43921
    - 陸米 8893 → 8893
- M32年山本郡籾の収穫高は「反収」により訂正 12680 → 126806 (石)
- 同年 平賀郡籾の収穫高は「反収」より訂正 14833 → 148332 (石)
- M36年山北郡陸籾の収穫高は前後年との比較により訂正 26 → 116 (石)

郡コード	部名	国コード	国名	同名部	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	トマタ	17	ウチノ		22 4 1		11	1	45
2	ミナモト	17	ウチノ	14	22 4 1		11	1	45
3	ヒノ	17	ウチノ		13 5 5		11	1	45
4	ニシ	17	ウチノ		13 5 5		11	1	45
5	キタ	17	ウチノ		13 5 5		11	1	45
6	モリ	17	ウチノ		22 4 1		11	1	45
7	ヨシ	17	ウチノ		22 4 1		11	1	45
8	ミナモト	17	ウチノ	15	22 4 1		11	1	45
9	ニシ	17	ウチノ		13 5 5		11	1	45
10	ヒノ	17	ウチノ		13 5 5		11	1	45
11	ヒノ	17	ウチノ		13 5 5		11	1	45
12	ニシ	17	ウチノ		13 5 5		11	1	45
13	ヨシ	16	ウチノ		13 5 5		11	1	45
14	ミナモト	17	ウチノ	2	13 5 5	22 3 31	15	1	45
15	ミナモト	17	ウチノ	8	13 5 5	22 3 31	17	1	45
16	ヒノ	17	ウチノ		13 5 4	13 5 4	10	1	45
17	キタ	17	ウチノ		13 5 4	13 5 4	11	1	45
18	ヨシ	17	ウチノ		13 5 4	13 5 4	12	1	45

• M18年の梗・糯共(陸稲0)全部M17年の数値にほぼ同じ。一応ままとする。

• M22~28年の勤業年報の「米」(梗・糯・陸稲の合算)に価額の記載があるが、この間は府県統計書によっており、勤業年報の数値と一致しない部分があるので価額はとらない。

• M37年北村山郡糯の取便高は「反収」より訂正 519 → 5192(石)

M11年「山形県治一覽表、明治11年」

7 フクシマ

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	ウチノヘ	18	イシ		32 4 1		4	1	45
2	オノノ	18	イシ	21	32 4 1		5	1	45
3	ミナミ	18	イシ		13 5 5		6	1	45
4	オノノ	18	イシ				9	1	45
5	ウチノヘ	18	イシ				10	1	45
6	オノノ	18	イシ				11	1	45
7	ウチノヘ	18	イシ	20	40 4 1		12	1	45
8	オノノ	18	イシ		40 4 1		15	1	45
9	オノノ	18	イシ				16	1	45
10	オノノ	18	イシ				1	1	45
11	オノノ	18	イシ				2	1	45
12	オノノ	18	イシ				21	1	45
13	オノノ	15	イシ		13 5 5		29	1	45
14	オノノ	15	イシ		13 5 5		3	1	45
15	オノノ	15	イシ				7	1	45
16	オノノ	15	イシ				8	1	45
17	オノノ	15	イシ		29 4 1		20	1	45
18	オノノ	15	イシ		29 4 1		13	1	45
19	オノノ	15	イシ		29 4 1		30	1	45
20	オノノ	18	イシ	8		40 3 31	14	1	45
21	オノノ	15	イシ	2	13 5 5		31	1	45
22	オノノ	15	イシ			32 3 31	17	1	45
23	オノノ	15	イシ			29 3 31	22	1	45
24	オノノ	15	イシ			29 3 31	23	1	45
25	オノノ	15	イシ			29 3 31	24	1	45
26	オノノ	15	イシ			29 3 31	25	1	45
27	オノノ	15	イシ			29 3 31	26	1	45
28	オノノ	15	イシ			13 5 4	18	1	45
29	オノノ	18	イシ			13 5 4	19	1	45
30	オノノ	15	イシ			13 5 4	27	1	45
31	オノノ	15	イシ			13 5 4	28	1	45

• M14年北会津郡の取巻高梨問有り。雄松堂マイロフィルムに？が付してあるが、一応ままとす

る。

• M35年田村郡の陸米の値疑問 ままとす。

• M39年若松郡の便と幅の値は前後年の比較から検討の上、入れかえて入力する。

R	イハラキ	郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治					年		
										11	15	20	25	30		35	40
1	ミトウ	19	ミトウ	19	ミトウ	16	22 4 1		4								
2	ヒメシイハラキ	19	ヒメシイハラキ	19	ヒメシイハラキ	16	22 4 1		5								
3	ニシハラキ	19	ニシハラキ	19	ニシハラキ	16	13 5 5		6								
4	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	16			7								
5	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	16			8								
6	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	16			9								
7	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	16			1								
8	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	16			2								
9	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	16			16								
10	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	18	29 4 1		17								
11	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	21	29 4 1		3								
12	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	22	29 4 1		10								
13	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	23	29 4 1		18								
14	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	27	29 4 1		19								
15	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	2	13 5 5		21								
16	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	2	13 5 5		20								
17	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	10			22								
18	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	10			12								
19	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	12			11								
20	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	13			13								
21	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	14			28								
22	アハラキ	19	アハラキ	19	アハラキ	14			14								
23	アハラキ	20	アハラキ	20	アハラキ	15			23								
24	アハラキ	20	アハラキ	20	アハラキ	15			24								
25	アハラキ	20	アハラキ	20	アハラキ	15			29								
26	アハラキ	20	アハラキ	20	アハラキ	15			15								
27	アハラキ	20	アハラキ	20	アハラキ	15			25								
28	アハラキ	20	アハラキ	20	アハラキ	15			26								
29	アハラキ	20	アハラキ	20	アハラキ	15			27								

- M14年～16年の信太郡の種・額各データが3年間全く同じ。ままとする。
- M14、15年の河内郡の種・額各データが2年間全く同じ。ままとする。
- M22年第10回動業年報に掲載されている「自明治13年至明治22年恰々年編作及取獲高表」の郡別データの22年分と第9回動業年報とは、数値がまるで異なっているが、後者をM22年の典拠とする。

• M37年久慈郡米価額データに疑問、ままとする。

※「茨城県治一覽表 明治11年」は、調査年9及10年。従って、明治11年データとれず。

9 トキキ

郡コード	郡名	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	ウツミト-シ	21 シヅカ		29 4 1		3	1	45
2	カワチ-クワン	21 シヅカ	10	29 4 1		4	1	45
3	ハナム-クワン	21 シヅカ				5	1	45
4	シオト-クワン	21 シヅカ				6	1	45
5	フス-クワン	21 シヅカ				1	1	45
6	アソ-クワン	21 シヅカ	11	29 4 1		2	1	45
7	アソカハ-クワン	21 シヅカ				10	1	45
8	カミツハ-クワン	21 シヅカ		13 5 5		7	1	45
9	シヅハ-クワン	21 シヅカ	14	22 3 12		11	1	45
10	カワチ-クワン	21 シヅカ	2		29 3 31	12	1	45
11	アソカハ-クワン	21 シヅカ	7		29 3 31	8	1	45
12	フタタニ-クワン	21 シヅカ			13 5 4	14	1	45
13	ツハ-クワン	21 シヅカ	9	13 5 5		13	1	45
14	シヅハ-クワン	21 シヅカ			22 3 31	9	1	45
15	ツルギ-クワン	21 シヅカ			22 3 11	15	1	45

• M20, 21年下都賀郡と寒川郡は合算して計上してある。

• M21年下都賀・寒川郡梗の収穫高は1桁小さいと思われるが、ままとする。

• 「栃木県統計書 明治22/23年」は、22年分の糯米、石高データが?として未記入。「第1回県治概要」より糯米収穫高のみデータ入力。

• M29年河内郡陸橋の作付面積は「反収」より1226→12126(反)に訂正。

• M42年安藤郡梗の収穫高は「反収」により訂正 405400→40540(石)

M13年「栃木県治提要」

M16年「栃木県治一覽表」

M26年「第4回 栃木県県治概要」

M27年「栃木県治一覽第5回」

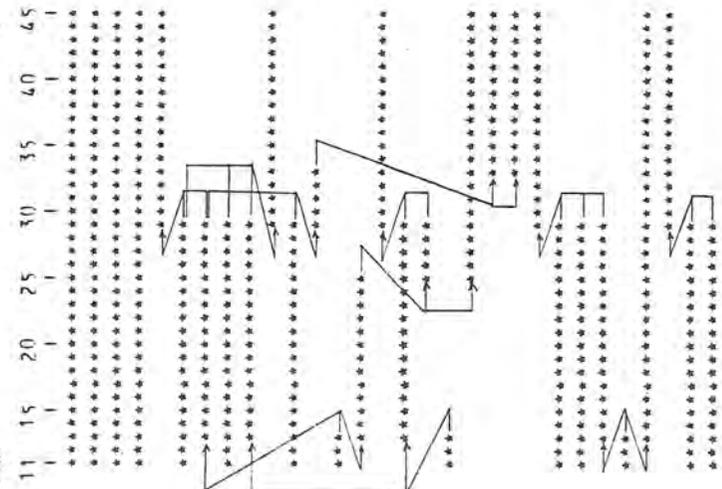
M29年「栃木県治一覽第6回」

10 町

郡コード	郡名	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	アハツツル-町	22	15	29 4 1		7
2	ト-町	22	16	29 4 1		11
3	ヒ-町	22	28	29 4 1		12
4	フハシ-町	22		25 4 1		13
5	ウツ-町	22		33 4 1		1
6	ウツ-町	22	29	33 4 1		15
7	ウツ-町	22				27
8	ウツ-町	22		29 4 1		16
9	ウツ-町	22		13 5 5		17
10	ウツ-町	22		29 4 1		2
11	ウツ-町	22				20
12	ウツ-町	22				14
13	ウツ-町	22				29
14	ウツ-町	22	6	29 4 1	33 331	29
15	ウツ-町	22	1		29 331	26
16	ウツ-町	22	2		29 331	3
17	ウツ-町	22		13 5 5	29 331	18
18	ウツ-町	22		13 5 5	29 331	19
19	ウツ-町	22		25 4 1	29 331	28
20	ウツ-町	22	26		29 331	4
21	ウツ-町	22			29 331	5
22	ウツ-町	22			29 331	6
23	ウツ-町	22		13 5 5	29 331	8
24	ウツ-町	22			29 331	21
25	ウツ-町	22			29 331	22
26	ウツ-町	22	19	13 5 5	25 331	23
27	ウツ-町	22		13 5 5	29 331	30
28	ウツ-町	22	3		13 5 4	9
29	ウツ-町	22	6	14	13 5 4	10
30	ウツ-町	22			13 5 4	24
						25

明治

年



11	イイ	郡コード	郡名	国名	国コード	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	イイ	23	イイ	23	イイ	11	29 4 1		9	11	45
2	イイ	23	イイ	23	イイ		13 5 5		1	11	45
3	イイ	23	イイ	23	イイ		13 5 5		10	11	45
4	イイ	23	イイ	23	イイ	12	29 4 1		11	11	45
5	イイ	23	イイ	23	イイ	14	29 4 1		28	11	45
6	イイ	23	イイ	23	イイ	16	29 4 1		25	11	45
7	イイ	23	イイ	23	イイ	18	29 4 1		2	11	45
8	イイ	23	イイ	23	イイ	21	29 4 1		3	11	45
9	イイ	23	イイ	23	イイ		13 5 5	29 4 1	26	11	45
10	イイ	20	イイ	20	イイ		13 5 5	29 331	4	11	45
11	イイ	23	イイ	23	イイ	1	13 5 5	29 331	12	11	45
12	イイ	23	イイ	23	イイ	4	13 5 5	29 331	13	11	45
13	イイ	23	イイ	23	イイ			29 331	27	11	45
14	イイ	23	イイ	23	イイ	5		29 331	5	11	45
15	イイ	23	イイ	23	イイ			29 331	14	11	45
16	イイ	23	イイ	23	イイ	6		29 331	15	11	45
17	イイ	23	イイ	23	イイ			29 331	16	11	45
18	イイ	23	イイ	23	イイ	7		29 331	17	11	45
19	イイ	23	イイ	23	イイ			29 331	6	11	45
20	イイ	23	イイ	23	イイ	8		29 331	7	11	45
21	イイ	23	イイ	23	イイ			29 331	18	11	45
22	イイ	23	イイ	23	イイ			29 331	19	11	45
23	イイ	23	イイ	23	イイ			29 331	20	11	45
24	イイ	23	イイ	23	イイ			13 5 4	8	11	45
25	イイ	23	イイ	23	イイ			13 5 4	21	11	45
26	イイ	23	イイ	23	イイ			13 5 4	22	11	45
27	イイ	23	イイ	23	イイ			13 5 4	23	11	45
28	イイ	20	イイ	20	イイ			13 5 4	24	11	45

M12年 埼玉県文書館蔵「明治13年 勤業部」  
M13~22年 埼玉県文書館蔵「明治24年 勤業部」

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	アノ-グン	24	アノ	13	30 4 1		3	1	45
2	キミ-グン	25	キミ		30 4 1		4	1	45
3	イヌ-グン	25	イヌ		30 4 1		6	1	45
4	イハシ-グン	25	イハシ		30 4 1		10	1	45
5	ウツ-グン	25	ウツ		30 4 1		11	1	45
6	フクノ-グン	25	フクノ	25	30 4 1		12	1	45
7	フクノ-グン	20	フクノ		30 4 1		1	1	45
8	フクノ-グン	20	フクノ		30 4 1		13	1	45
9	フクノ-グン	20	フクノ	26	30 4 1		14	1	45
10	フクノ-グン	20	フクノ		30 4 1		15	1	45
11	フクノ-グン	20	フクノ		30 4 1		16	1	45
12	フクノ-グン	20	フクノ		30 4 1		2	1	45
13	フクノ-グン	24	アノ	1	30 331		17	1	45
14	フクノ-グン	24	アノ		30 331		18	1	45
15	フクノ-グン	24	アノ		30 331		19	1	45
16	フクノ-グン	24	アノ		30 331		5	1	45
17	フクノ-グン	25	キミ		30 331		20	1	45
18	フクノ-グン	25	キミ		30 331		21	1	45
19	フクノ-グン	25	キミ		30 331		6	1	45
20	フクノ-グン	25	キミ		30 331		22	1	45
21	フクノ-グン	25	キミ		30 331		23	1	45
22	フクノ-グン	25	キミ		30 331		31	1	45
23	フクノ-グン	25	キミ		13 5 5		7	1	45
24	フクノ-グン	20	フクノ	7	13 5 5		24	1	45
25	フクノ-グン	20	フクノ	9	13 5 5		25	1	45
26	フクノ-グン	20	フクノ		13 5 5		28	1	45
27	フクノ-グン	20	フクノ		13 5 5		13 5 4	1	45
28	フクノ-グン	20	フクノ		13 5 4		26	1	45
29	フクノ-グン	20	フクノ		13 5 4		27	1	45
30	フクノ-グン	20	フクノ		13 5 4		29	1	45
31	フクノ-グン	25	キミ		13 5 4		30	1	45

• M17年「米総額」として郡別の価額有り、入力。

• M31年山武郡郵便作付面積は「反収」、「郡合計」からのひき算の両方から訂正

• M35年東葛郡・陸奥の作付面積を「反収」より訂正

936370 → 106370 (反)

88690 → 8869 (反)

87010 → 8701 (反)

• M36年香取郡穀収額高を「反収」により訂正

23341 → 221306 (石)

M13年「明治13年統計表」

13 トウキョウ

郡コード	郡名	国名	国コード	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	トウキョウ	23	675		22 5 1		1
2	トウキョウ	23	675		29 4 1		10
3	キヨト	23	675		13 5 5		11
4	ミヅマ	23	675		13 5 5		12
5	ミヅマ	23	675		13 5 5		13
6	エハラ	23	675	31	13 5 5		14
7	ヒラタ	23	675		13 5 5	29 3 31	15
8	ミヅマ	23	675		13 5 5	29 3 31	16
9	トウキョウ	23	675		13 5 4		17
10	コウジ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	18
11	シラカ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	19
12	アサカ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	20
13	アサカ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	21
14	ユツト	23	675		13 5 5	(22 4 30)	22
15	ウヅマ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	23
16	コイカ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	24
17	ホウマ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	9
18	シラカ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	3
19	アサカ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	8
20	ホウマ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	31
21	アサカ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	6
22	ホウマ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	25
23	ホウマ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	4
24	コウジ	23	675		13 5 5	(22 4 30)	2
25	アサカ	23	675		13 5 4		7
26	アサカ	23	675		13 5 4		27
27	アサカ	23	675		13 5 4		28
28	コウジ	23	675		13 5 5		29
29	ミヅマ	23	675		13 5 5		30
30	アサカ	23	675		13 5 5		5
31	エハラ	23	675	6	13 5 4		26

他県に属していたことがある郡コード 前に属していた郡コード その終わりの期日

27	14	26 3 31
28	14	26 3 31
29	14	26 3 31
30	14	26 3 31

- 島嶼（伊豆諸島、小笠原諸島）はこの作業から除く。
- M15年東多摩郡と南豊島郡は刊本に合算して計上してあるので、ままとする。
- M30年下谷区の梗の作付面積を「反収」より訂正 27 → 270（反）
- 同年南葛飾郡の作付面積を「反収」より訂正 4637 → 49108.2（反）

14 カサカサ

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	年
1	ヨコハマ-シ	23	カナダ		22 4 1		3	11 15 20 25 30 35 40 45
2	クラキ-タウン	23	カナダ	1R	13 5 5		4	
3	サハハ-タウン	23	カナダ				7	
4	ツルキ-タウン	23	カナダ				8	
5	ミウラ-タウン	27	アメリカ	14	40 215		9	
6	ヨスベ-シ	27	アメリカ		40 215		10	
7	カマクラ-タウン	27	アメリカ				12	
8	コウヤク-タウン	27	アメリカ				13	
9	アジカミ-タウン	27	アメリカ				17	
10	アジカミ-タウン	27	アメリカ				18	
11	サカ-タウン	27	アメリカ		29 4 1		2	
12	アコウ-タウン	27	アメリカ				5	
13	ツクイ-タウン	27	アメリカ				6	
14	ミウラ-タウン	27	アメリカ	5		40 214	14	
15	ヨロキ-タウン	27	アメリカ			29 331	11	
16	オキミ-タウン	27	アメリカ			29 331	11	
17	ヨコハマ-ク	23	カナダ		13 5 5		15	
1R	クラキ-タウン	23	カナダ	2		13 5 4	16	

● M30年津久井郡の樹と陸稲の収量は、前後年との比較から、収穫高、作付面積共に入れかわっている

のではないかと考えられるが、一応ままとする。

● M31久良岐郡陸稲の収穫高は「反収」により、1266→126.6(石)に修正

● M32年津久井郡にはM30年と同様の問題有り。

● M34年鎌倉郡陸稲の収穫高は高座郡の数値と同一。「反収」により8330→486.5(石)に訂正。

15	ニイカウ	郡	名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	年
1	ヒカシノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 5		7	11 15 20 25 30 35 40 45
2	ニイカウ-シ	29	イフジ				22 4 1		8	
3	ニシノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 5		11	
4	チカノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 5		1	
5	キタノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 5		3	
6	ミナミノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 5		4	
7	イワタ-クワン	29	イフジ						5	
8	ヤマト-クワン	29	イフジ						6	
9	チカノカンハシラ-クワン	20	イフジ		20		39 4 1		19	
10	コシノクワン	29	イフジ				39 4 1		21	
11	カノクワン	29	イフジ						2	
12	キタノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 5		9	
13	チカノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 5		10	
14	ミナミノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 5		20	
15	ヒカシノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 5		12	
16	チカノカンハシラ-クワン	29	イフジ		28		13 5 5	4 4 8 31	13	
17	ニシノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 5		16	
18	ヤマト-クワン	30	イト				29 4 1		22	
19	ニイカウ-ク	29	イフジ				13 5 5		15	
20	コシノクワン	29	イフジ		10		39 3 31		16	
21	カノクワン	29	イフジ				13 5 4		17	
22	ウチノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 4		23	
23	チカノカンハシラ-クワン	29	イフジ				13 5 4		27	
24	イワタ-クワン	30	イト				29 3 31		28	
25	ヒカシノカンハシラ-クワン	30	イト				29 3 31		18	
26	チカノカンハシラ-クワン	30	イト				29 3 31		24	
27	イワタ-クワン	29	イフジ				4 4 9 1		25	
28	チカノカンハシラ-クワン	29	イフジ		16		4 4 9 1		26	

他県に属していたことがある郡コード 前に属していた県コード その終わりの期日  
1 7 19 5 9

● M40年及びM41年の南蒲原郡陸穂の収穫高は、石未満となっているが「反収」より、共に0.3(石)

と記入。

● M45年東蒲原郡及び刈羽郡の収穫高を「反収」により訂正

東蒲原郡

梗 1190→19425(石)

糯 1042→2919 (石)

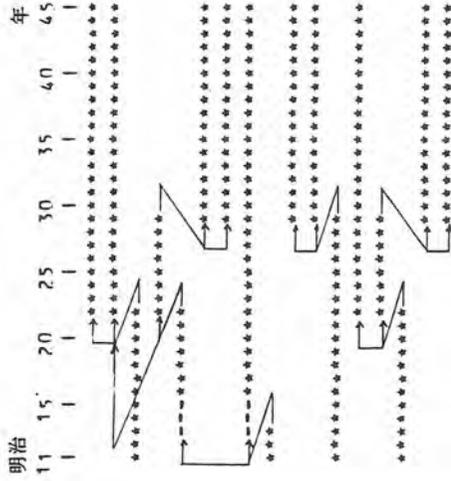
刈羽郡

粳 35060→135060 (石)

M13年「新潟県治概表」

16 トマ

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	スイーグン	28	イツシウ	11	22 4 1		1
2	トキマエ	28	イツシウ		22 4 1		2
3	カニエイカワグン	28	イツシウ	12 16	29 4 1		11
4	ナカニエイカワグン	28	イツシウ		29 4 1		16
5	シタニエイカワグン	28	イツシウ		13 5 5		12
6	ヒカシトキエグン	28	イツシウ		29 4 1		3
7	ニシトキエグン	28	イツシウ		29 4 1		4
8	オホオホシ	28	イツシウ		22 4 1		5
9	イミヌグン	28	イツシウ	14 15	29 4 1		17
10	ヒメグン	28	イツシウ		29 4 1		6
11	スイグン	28	イツシウ	1		22 331	7
12	カニエイカワグン	28	イツシウ	3 16	13 5 5	22 331	13
13	トキマエ	28	イツシウ			29 331	8
14	イミヌグン	28	イツシウ	9 15	22 4 1	29 331	14
15	イミヌグン	28	イツシウ	9 14		22 3 1	15
16	カニエイカワグン	28	イツシウ	3 12	22 4 1	29 331	9
17	ニエカワグン	28	イツシウ			13 5 4	10



他県に属していたことがある郡コード 前に属していた県コード、その終わりの期日

1	17	16 5 8
2	17	16 5 8
3	17	16 5 8
4	17	16 5 8
5	17	16 5 8
6	17	16 5 8
7	17	16 5 8
8	17	16 5 8
9	17	16 5 8
10	17	16 5 8
11	17	16 5 8
12	17	16 5 8
13	17	16 5 8
14	17	16 5 8
15	17	16 5 8
16	17	16 5 8
17	17	16 5 8

● M23年上新川郡は次のようになっている。

「作付税別表」

中 種 93430 (反)

「取便石高表」

晩 種 191848 (石)

晩 種 48708 (反) 中 種 97075 (石)

(他略)

反収を算出比較しても、前後年と比較しても数値が入れかわっていると考えられる為、「収穫石高表」の分類項目の誤植と考え中種・晩種を入れかえて訂正する。

● M23年富山市は次のようになっている。

「作付段別表」

「収穫石高表」

早 種	0 (反)	0 (石)
中 種	245	0
晩 種	0	425
糯 米	23	39
陸 米	0	0

明治22年に富山市を分離独立させた上新川郡(前項参照)、越前県共に中種の方が多いため、ここでは収穫高を訂正し、中種0→425(石)と訂正する。

● 同年高岡市は次のようである。

「作付段別表」

「収穫石高表」

中 種	0 (反)	194 (石)
糯 米	81	0

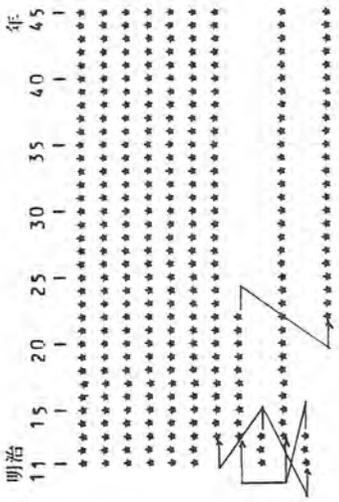
(他略)

明治22年高岡市を分離独立させた射水郡が中種の方が多いため及び24年との比較から、作付面積の方を中種0→81(反)、糯81→0(反)と修正する。

● M24年「作付段別表」には上新川郡が2つ出てくるが、右高表のならば順、数値の比較等から、後者を下新川郡と訂正する。

● M26年富山市の米(早・中・晩種、糯、陸種別)の作付面積は例年に比し約3倍大、府県統計書も同じに付詳細不明、ままとする。

● M30年西礪波郡の作付面積は「反収」により訂正 28990 → 118990 (反)



郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	カホク-クワン	31	カハ	11	13 5 5		4
2	カサヤク-クワン	31	カハ		22 4 1		5
3	イシカワ-クワン	31	カハ	10	13 5 5		6
4	エヌダ-クワン	31	カハ				7
5	ノミ-クワン	31	カハ				8
6	ハクイ-クワン	32	ノト				9
7	カシマ-クワン	32	ノト				12
8	フヤシ-クワン	32	ノト				11
9	スガ-クワン	32	ノト				11
10	イシカワ-クワン	31	カハ	3		13 5 4	3
11	カホク-クワン	31	カハ	1		13 5 4	10
12	カサヤク-クワン	31	カハ		13 5 5	22 3 31	2

- M20年河北郡稲の作付面積は「反収」により訂正 270 → 270 (反)
- M20年羽 郡稲の作付面積に疑問有り、ままとする。
- M25年江沼郡稲の作付面積は「反収」により訂正 739 → 3739 (反)
- 同年 羽 郡の収穫高は「反収」により訂正 1404 → 14040 (反)
- M27年金沢市梗と糯の作付面積を「反収」により訂正  
梗 50.0 → 500.0 (反)  
糯 2.0 → 20.0 (反)

なお府県統計は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{梗 4000 升, 50000 歩} \\ \text{糯 4000 升, 2000 歩} \end{array} \right\}$  となっているので採用せず。

- M28年金沢市梗の収穫高及び糯の作付面積を「反収」により訂正  
梗 96.00 → 960.00 (石)  
糯 166.6 → 16.6 (反)
- M34年河北郡陸稲の収穫高は「反収」により訂正 1 → 10 (石)
- M42年珠洲郡稲の収穫高は「反収」により訂正 9449 → 4949 (石)
- M45年米総額として郡別の価額有り、入力。

18	フクイ	郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	オキイ-クワン	33	クワ	33	クワ				1	11	45
2	オニウ-クワン	33	クワ	33	クワ				2	11	45
3	ミナガ-クワン	33	クワ	33	クワ				3	11	45
4	ツルカ-クワン	34	クワ	34	クワ				4	11	45
5	イダノ-クワン	34	クワ	34	クワ				5	11	45
6	フジノ-クワン	34	クワ	34	クワ				6	11	45
7	クワイ-シ	34	クワ	34	クワ		22 4 1		9	11	45
8	アスノ-クワン	34	クワ	34	クワ	13	22 4 1		10	11	45
9	ヨシノ-クワン	34	クワ	34	クワ				11	11	45
10	クワイ-クワン	34	クワ	34	クワ				12	11	45
11	オノ-クワン	34	クワ	34	クワ				7	11	45
12	ニウ-クワン	34	クワ	34	クワ				8	11	45
13	アスノ-クワン	34	クワ	34	クワ	8		22 3 31	13	11	45

他県に属していたことがある郡コード 前に属していた県コード、その終わりの期日

1	25	14 2 6
2	25	14 2 6
3	25	14 2 6
4	25	14 2 6
5	17	14 2 6
6	17	14 2 6
7	17	14 2 6
8	17	14 2 6
9	17	14 2 6
10	17	14 2 6
11	17	14 2 6
13	17	14 2 6

・M16年勤業年報及び府県統計書には共に問題が多いので、この2冊をつきあわせた結果次のように処理する。

(1) <勤業年報>……南條・今立の合算数値で計上されている。

概 8718.5 石 72320.6 反

種 496.3 石 4434.6 反

<府県統計書>

南 條

概 2410.88 石 200595.2 反

今 立

概 4821.17 石 58110.21 反

福	147.82石	1471.81反	295.64石	2943.81反
---	---------	----------	---------	----------

この2つを比較検討の上次のように訂正する。

			今立	
榎	29059.5石	24108.8反	58110.21石	48211.7反
福	1471.81石	1478.2反	2943.81石	2956.4反

なお、勸業年報からは郡別の米総価額データがとれるので、南條と今立について、石高比で計算して入力しておく。

(2) 桁ずれではないかと考えられる所が次のような箇所にもみられるが、勸業年報と府県統計書が一致し、共に訂正する根拠がないので、ままとする。

大野郡榎の取穫高及び作付面積

同	福の作付面積
坂井郡榎の取穫高	
同	福の取穫高
丹生郡榎の取穫高	
同	福の取穫高

- M18年坂井郡福の取穫高及び作付面積は共に桁ずれではないかと考えられるが、ままとする。
  - M28年足羽郡陸福の取穫高は石未満となっているが「反取」より0.25石とする。
  - M31年吉田郡陸福の取穫高は「反取」により訂正。 636 → 63.56 (石)
- M19年「福井県治一斑 第1回」

19 山梨県

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	コウフ-シ	35	ハイ		22 7 1		1	11	1
2	ニシキツシ-クニ	35	ハイ		22 7 1		2	15	1
3	ヒノシキツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		11	15	1
4	ヒノシキツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		12	15	1
5	ニシキツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		3	20	1
6	キツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		4	20	1
7	チノツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		5	20	1
8	ミヅマツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		13	20	1
9	ミヅマツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		6	20	1
10	キツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		7	20	1
11	ニシキツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		8	20	1
12	キツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		14	20	1
13	キツシ-クニ	35	ハイ		13 5 5		9	20	1
14	コフシ	35	ハイ		13 5 5		10	20	1
15	ツル-クニ	35	ハイ		13 5 5		15	20	1

- M.35年、37年東山梨郡陸船は取巻高、作付面積共に桁はずれかと思われるが、共にままとする。
- M13年「山梨県治綜覧表 明治13年」
- M14年「山梨県治綜覧表 明治14年」
- M15年「山梨県治綜覧表 明治15年」



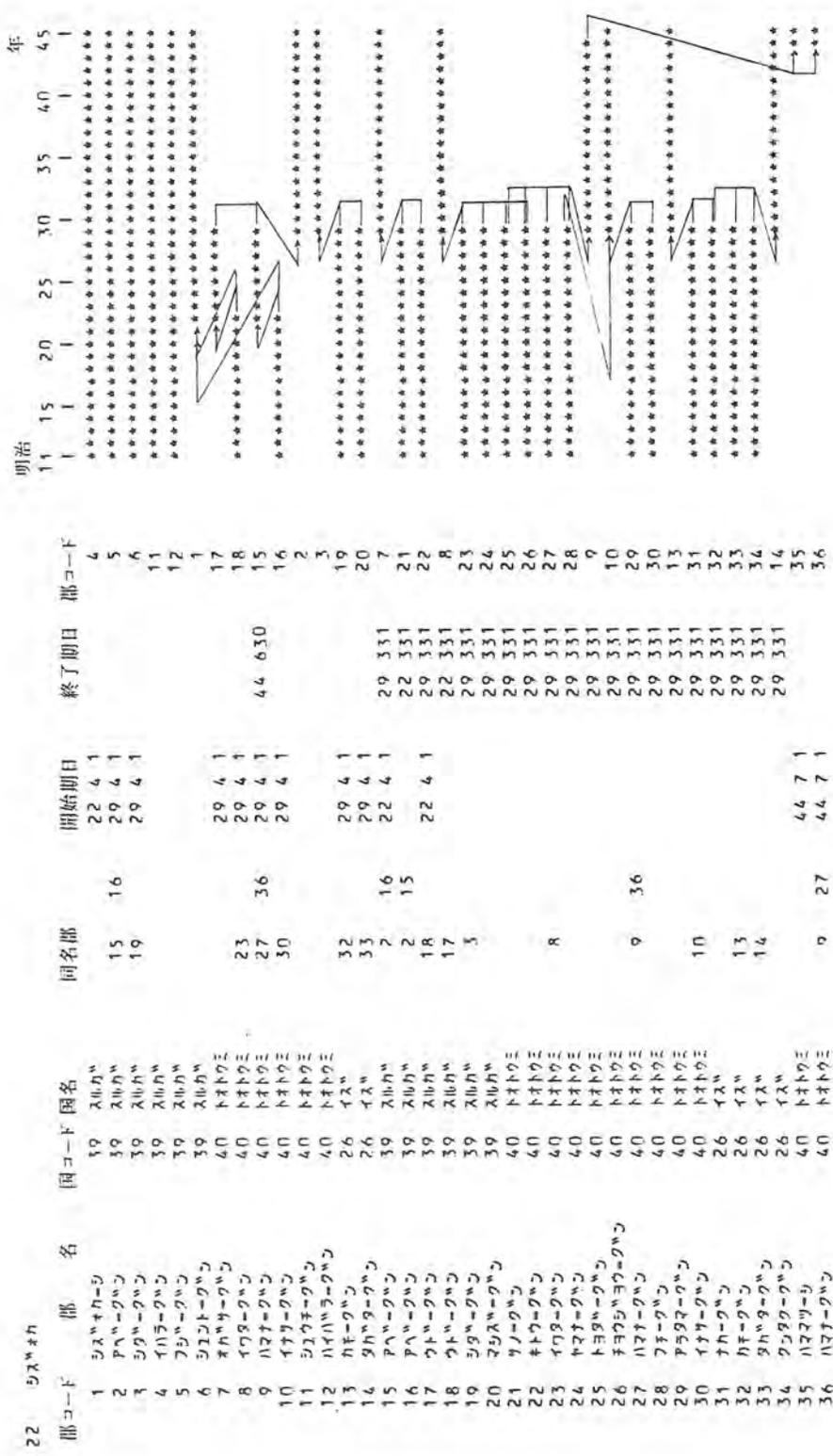
21	キョウ	郡	名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年						
1	キョウ	郡	名	37	ミナ		22 7 1		8	11	15	20	25	30	35	40	45
2	イハシ	郡	名	37	ミナ		30 4 1			11	15	20	25	30	35	40	45
3	イトス	郡	名	37	ミナ	24	30 4 1			12	15	20	25	30	35	40	45
4	イト	郡	名	37	ミナ		30 4 1			13	15	20	25	30	35	40	45
5	ヨロ	郡	名	37	ミナ		30 4 1			14	15	20	25	30	35	40	45
6	カシ	郡	名	37	ミナ		30 4 1			15	15	20	25	30	35	40	45
7	ハシ	郡	名	37	ミナ		30 4 1			16	15	20	25	30	35	40	45
8	ウ	郡	名	37	ミナ		30 4 1			17	15	20	25	30	35	40	45
9	ア	郡	名	37	ミナ	31	30 6 1			18	15	20	25	30	35	40	45
10	ア	郡	名	37	ミナ	36	30 4 1			19	15	20	25	30	35	40	45
11	シ	郡	名	37	ミナ					34	15	20	25	30	35	40	45
12	ウ	郡	名	37	ミナ					1	15	20	25	30	35	40	45
13	カ	郡	名	37	ミナ					2	15	20	25	30	35	40	45
14	カ	郡	名	37	ミナ					20	15	20	25	30	35	40	45
15	ト	郡	名	37	ミナ					21	15	20	25	30	35	40	45
16	イ	郡	名	37	ミナ					22	15	20	25	30	35	40	45
17	イ	郡	名	38	ヒロ					23	15	20	25	30	35	40	45
18	オ	郡	名	38	ヒロ					24	15	20	25	30	35	40	45
19	オ	郡	名	38	ヒロ					25	15	20	25	30	35	40	45
20	ツ	郡	名	37	ミナ	34	22 7 1	30 3 31	3	11	15	20	25	30	35	40	45
21	カ	郡	名	37	ミナ					36	15	20	25	30	35	40	45
22	カ	郡	名	37	ミナ					10	15	20	25	30	35	40	45
23	シ	郡	名	37	ミナ					4	15	20	25	30	35	40	45
24	シ	郡	名	37	ミナ	3				26	15	20	25	30	35	40	45
25	オ	郡	名	37	ミナ					5	15	20	25	30	35	40	45
26	イ	郡	名	37	ミナ					27	15	20	25	30	35	40	45
27	オ	郡	名	37	ミナ					28	15	20	25	30	35	40	45
28	カ	郡	名	37	ミナ		13 5 5	30 3 31	35	11	15	20	25	30	35	40	45
29	カ	郡	名	37	ミナ		13 5 5	30 3 31	6	11	15	20	25	30	35	40	45
30	カ	郡	名	37	ミナ	9				29	15	20	25	30	35	40	45
31	ア	郡	名	37	ミナ					30	15	20	25	30	35	40	45
32	カ	郡	名	37	ミナ					30	15	20	25	30	35	40	45
33	カ	郡	名	37	ミナ					31	15	20	25	30	35	40	45
34	ツ	郡	名	37	ミナ	20				7	15	20	25	30	35	40	45
35	イ	郡	名	37	ミナ					32	15	20	25	30	35	40	45
36	ア	郡	名	37	ミナ	10				33	15	20	25	30	35	40	45

●M14年「岐阜県勲業課年報第3回」は、目次によれば「米麦作概算」があるが、

本の当該部分には記載なく、正誤表に「衍字」として目次のこの部分の訂正有り。

同本「普通物産表」より国別データを入力しておく。

- M24年多芸郡と上石津郡の圃の作付面積を「反収」により訂正  
多芸郡 182 → 1829 (反)  
上石津郡 7822 → 782.2 (反)
  - M27年多芸郡陸種は「反収」によれば収獲高又は作付面積のどちらかが桁違い、ままとする。
  - 同年 岐阜市圃及び陸種の収獲高を「反収」により訂正  
圃 1456 → 145.6 (石)  
陸種 288 → 28.8 (石)
  - M30年本巣郡陸種の収獲高を「反収」により訂正  
2685 → 268.5 (石)
  - M32年海津郡梗の作付面積を「反収」により訂正  
5677 → 25677 (反)
  - M33年賀茂郡陸種の梗、圃の収獲高を「反収」によりそれぞれ訂正  
陸種梗 1337 → 133.7 (石)  
陸種圃 2627 → 262.7 (石)
  - M43年海津郡陸種の収獲高を「反収」により訂正  
7542 → 1542 (石)
- M11年「岐阜県概表 明治11年」



• M14年「静岡県統計一覧表」の内容は、統計表ではなく管内一覧（文字表）であった為データとせず。  
 • M26年派名郡製の作付面積は概すれと思われ、ままとす。

• M33年鹿原郡陸橋、静岡市榎・鶴の各作付面積は「合計」から訂正

鹿原郡陸橋 536.0 → 53.6 (反)

静岡市榎 382.0 → 38.2 (反)

鶴 38.0 → 3.8 (反)

• M39年40年とも作付面積が町単位(小数点以下なし)のため反単位に直し、1位に0を付した。

23 アイフ

郡コード	部名	国コード	国名	同名部	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	アイフ-グ	41	アイ		2210 1		5	11	15
2	アイフ-グ	41	アイ	26	13 5 5		6	20	25
3	ニシノアイフ-グ	41	アイ		13 5 5		7	30	35
4	ニシノアイフ-グ	41	アイ		13 5 5		8	40	45
5	ニシノアイフ-グ	41	アイ				9		
6	ニシノアイフ-グ	41	アイ				10		
7	ニシノアイフ-グ	41	アイ				11		
8	ニシノアイフ-グ	41	アイ				12		
9	ニシノアイフ-グ	41	アイ				15		
10	ニシノアイフ-グ	41	アイ				16		
11	ニシノアイフ-グ	42	ニシ				21		
12	ニシノアイフ-グ	42	ニシ				1		
13	ニシノアイフ-グ	42	ニシ		13 5 5		22		
14	ニシノアイフ-グ	42	ニシ		13 5 5		28		
15	ニシノアイフ-グ	42	ニシ				29		
16	ニシノアイフ-グ	42	ニシ				30		
17	ニシノアイフ-グ	42	ニシ				31		
18	ニシノアイフ-グ	42	ニシ				26		
19	ニシノアイフ-グ	42	ニシ				2		
20	ニシノアイフ-グ	42	ニシ	27	39 8 1		3		
21	ニシノアイフ-グ	42	ニシ		39 8 1		4		
22	ニシノアイフ-グ	41	アイ		13 5 5	22 9 30	23		
23	ニシノアイフ-グ	41	アイ			13 5 4	13		
24	ニシノアイフ-グ	42	ニシ			13 5 4	14		
25	ニシノアイフ-グ	42	ニシ			13 5 4	24		
26	ニシノアイフ-グ	41	アイ	?		13 5 4	17		
27	ニシノアイフ-グ	42	ニシ	20	36	39 7 31	18		
28	ニシノアイフ-グ	41	アイ		(41 4 1)		25		
29	ニシノアイフ-グ	41	アイ		(41 4 1)		19		
30	ニシノアイフ-グ	41	アイ		(41 4 1)		20		
31	ニシノアイフ-グ	41	アイ		(41 4 1)		27		

• M20年東春日井郡陸植収獲高の値に疑問有り、ままとする。

• M35年名古屋市郷の収獲高は「反収」により訂正

2965 → 296.5 (右)

M13~16年「愛知県統計表 自明治13年至16年」

M27年「県治一斑 第1回」

24 三

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	アヘ-クニ	43	イハ		29 4 1		8
2	アハ-クニ	43	イハ		29 4 1		9
3	ツ-シ	44	イハ		22 4 1		10
4	アノ-クニ	44	イハ	23	22 4 1		11
5	ヨウイチ-シ	44	イハ		30 8 1		12
6	ミエ-クニ	44	イハ	24	30 8 1		1
7	カクシ-クニ	44	イハ	25	29 4 1		19
8	カクシ-クニ	44	イハ		29 4 1		20
9	イハ-クニ	44	イハ				21
10	カクシ-クニ	44	イハ				22
11	イハ-クニ	44	イハ				3
12	イハ-クニ	44	イハ				4
13	イハ-クニ	44	イハ		29 4 1		23
14	カクシ-クニ	44	イハ		39 9 1		5
15	カクシ-クニ	44	イハ	34	39 9 1		6
16	イハ-クニ	45	シ		29 4 1		26
17	イハ-クニ	46	イ		13 5 5		25
18	イハ-クニ	46	イ		13 5 5		26
19	アノ-クニ	43	イハ			29 3 31	7
20	アノ-クニ	43	イハ			29 3 31	27
21	アノ-クニ	43	イハ			29 3 31	28
22	イハ-クニ	43	イハ			22 3 31	13
23	アノ-クニ	44	イハ	4		30 7 31	29
24	ミエ-クニ	44	イハ	6	29 4 1		30
25	ミエ-クニ	44	イハ	6		29 3 31	14
26	アノ-クニ	44	イハ			29 3 31	15
27	アノ-クニ	44	イハ			29 3 31	34
28	カクシ-クニ	44	イハ			29 3 31	16
29	イハ-クニ	44	イハ			29 3 31	31
30	イハ-クニ	44	イハ			29 3 31	32
31	イハ-クニ	45	シ			29 3 31	17
32	アノ-クニ	45	シ			29 3 31	18
33	カクシ-クニ	46	イ			13 5 4	18
34	カクシ-クニ	44	イハ	15		39 8 31	33

明治 11 15 20 25 30 35 40 45 年

- M16年名取郡と伊賀郡は典拠に合算して計上してあるのでままとする。
- M16年岩志郡と美濃郡は典拠に合算して計上してあるのでままとする。
- M33～39年「米総額」として郡別価額有り、入力。

25 シル

郡コード	部	名	国コード	国名	同名部	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	キツ	シ	47	オウ	17	3110 1		3	11	15
2	シ	ウ	47	オウ		3110 1		4	11	15
3	ク	シ	47	オウ				5	11	15
4	ス	シ	47	オウ				6	11	15
5	コ	シ	47	オウ				7	11	15
6	カ	シ	47	オウ				8	11	15
7	カ	シ	47	オウ				9	11	15
8	エ	シ	47	オウ				10	11	15
9	イ	シ	47	オウ				13	11	15
10	ウ	シ	47	オウ				1	11	15
11	イ	シ	47	オウ	14	30 4 1		2	11	15
12	ヒ	シ	47	オウ		13 5 5		17	11	15
13	ク	シ	47	オウ				11	11	15
14	イ	シ	47	オウ				14	11	15
15	ニ	シ	47	オウ	11	13 5 5	30 331	15	11	15
16	ア	シ	47	オウ			13 5 4	16	11	15
17	シ	シ	47	オウ	2		31 930	12	11	15

• M19年栗田郡種収優高の値に疑問があるが、ままとする。

M11「滋賀県一覧表 明治11年」



27 オオサキ

郡コード	部 名	国コード	国名	同名部	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	オオサキ	51	オオサキ		22 4 1		1	11	1
2	オオサキ	51	オオサキ	16	13 5 5		12	11	1
3	オオサキ	51	オオサキ	17	29		13	11	1
4	オオサキ	51	オオサキ		29		14	11	1
5	オオサキ	51	オオサキ		29		15	11	1
6	オオサキ	52	オオサキ		22 4 1		16	11	1
7	オオサキ	52	オオサキ		29		2	11	1
8	オオサキ	52	オオサキ		29		3	11	1
9	オオサキ	53	オオサキ		29		17	11	1
10	オオサキ	53	オオサキ		29		18	11	1
11	オオサキ	53	オオサキ		13 5 5	(22 331)	4	11	1
12	オオサキ	51	オオサキ		13 5 5	(22 331)	19	11	1
13	オオサキ	51	オオサキ		13 5 5	(22 331)	20	11	1
14	オオサキ	51	オオサキ		13 5 5	(22 331)	5	11	1
15	オオサキ	51	オオサキ		13 5 5	13 5 4	21	11	1
16	オオサキ	51	オオサキ	2	29	29	22	11	1
17	オオサキ	51	オオサキ	3	29	29	6	11	1
18	オオサキ	51	オオサキ		29	29	23	11	1
19	オオサキ	51	オオサキ		29	29	44	11	1
20	オオサキ	51	オオサキ		29	29	24	11	1
21	オオサキ	51	オオサキ		29	29	7	11	1
22	オオサキ	51	オオサキ		29	29	25	11	1
23	オオサキ	52	オオサキ		13 5 5	22 331	8	11	1
24	オオサキ	52	オオサキ		13 5 5	29	26	11	1
25	オオサキ	52	オオサキ		29	29	27	11	1
26	オオサキ	52	オオサキ		29	29	9	11	1
27	オオサキ	52	オオサキ		29	29	28	11	1
28	オオサキ	53	オオサキ		29	29	29	11	1
29	オオサキ	53	オオサキ		29	29	29	11	1
30	オオサキ	53	オオサキ		29	29	30	11	1
31	オオサキ	53	オオサキ		29	29	31	11	1
32	オオサキ	53	オオサキ		29	29	32	11	1
33	オオサキ	53	オオサキ		29	29	33	11	1
34	オオサキ	53	オオサキ		29	29	34	11	1
35	オオサキ	53	オオサキ		29	29	35	11	1
36	オオサキ	53	オオサキ		29	29	36	11	1
37	オオサキ	53	オオサキ		29	29	37	11	1
38	オオサキ	53	オオサキ		29	29	38	11	1
39	オオサキ	53	オオサキ		29	29	39	11	1
40	オオサキ	53	オオサキ		29	29	40	11	1
41	オオサキ	53	オオサキ		29	29	10	11	1
42	オオサキ	53	オオサキ		29	29	11	11	1
43	オオサキ	53	オオサキ		29	29	41	11	1

44	オトリークン	52	イヌミ	24	13	5	4	42	43
	他県に属していたことがある郡コード		前に属していた県コード	その終わりの期日					
24	49	14	2	6					
25	49	14	2	6					
26	49	14	2	6					
27	49	14	2	6					
28	49	14	2	6					
29	49	14	2	6					
30	49	14	2	6					
31	49	14	2	6					
32	49	14	2	6					
33	49	14	2	6					
34	49	14	2	6					
35	49	14	2	6					
36	49	14	2	6					
37	49	14	2	6					
38	49	14	2	6					
39	49	14	2	6					
40	49	14	2	6					
41	49	14	2	6					
42	49	14	2	6					
43	49	14	2	6					
44	49	14	2	6					

• M25年 堺市製の作付面積は空欄であるが、収穫高が計上されていることから、和泉国計より引算し、12反とする。

• M30年 南区陸稲の価額は空欄なので、「平均単価」から165円とする。

• M37年 北区籾の収穫高・作付面積の値に疑問有り、ままとする。

28 市町村名

郡コード	部名	国名	国コード	同名部	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	市	51	51		22 4 1		3	11	1
2	市	51	51	33	29 4 1		4	15	1
3	市	51	51				10	20	1
4	市	51	51				11	25	1
5	市	54	54		22 4 1		12	30	1
6	市	54	54		29 4 1		13	35	1
7	市	54	54		29 4 1		14	40	1
8	市	54	54		29 4 1		15	45	1
9	市	54	54	40	29 4 1		16		
10	市	54	54				17		
11	市	54	54				18		
12	市	54	54				21		
13	市	54	54				22		
14	市	54	54				23		
15	市	54	54				24		
16	市	54	54				25		
17	市	54	54				26		
18	市	54	54				27		
19	市	55	55	41	29 4 1		1	20	1
20	市	55	55		29 4 1		28	25	1
21	市	55	55				31	30	1
22	市	55	55				30	35	1
23	市	55	55				2	40	1
24	市	49	49				32	45	1
25	市	49	49				33		
26	市	56	56				5		
27	市	56	56				34		
28	市	51	51		13 5 5	22 331	6	25	1
29	市	54	54	34	22 4 1	29 331	29	30	1
30	市	51	51	31	13 5 5	29 331	35	35	1
31	市	51	51	30		13 5 4	7	40	1
32	市	51	51			29 331	36	45	1
33	市	51	51	2		29 331	37		
34	市	54	54	29		22 331	8	5	1
35	市	54	54			29 331	38	10	1
36	市	54	54			29 831	39	15	1
37	市	54	54			29 331	40	20	1
38	市	54	54			29 331	9	25	1
39	市	54	54			29 331	19	30	1
40	市	54	54	9		29 331	41	35	1
41	市	55	55	19		29 331	42	40	1
42	市	55	55			29 331	20	45	1
43	市	55	55			29 331	43		



29 331 44  
29 331 45

44 シツミ-クワン 55 シツミ  
45 シツミ-クワン 55 シツミ

- M18年は「兵庫県第4回勸業年報」の附録より収録した。
- M40～45年「米総価額」として郡別データ有り，収録。
- M26年 有馬郡 梗の収穫高は「合計」から訂正 6232 → 62323

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	チラニ	57	チニ		31 2 1		4
2	ソエホミ	57	チニ	12	31 1		5
3	イワノ	57	チニ		30 4 1		6
4	チノ	57	チニ				10
5	ウツ	57	チニ				11
6	チノ	57	チニ				1
7	チノ	57	チニ		30 4 1		2
8	チノ	57	チニ		30 4 1		12
9	チノ	57	チニ		30 4 1		13
10	チノ	57	チニ				14
11	チノ	57	チニ			31 131	7
12	チノ	57	チニ			30 331	15
13	チノ	57	チニ			30 331	16
14	チノ	57	チニ			30 331	17
15	チノ	57	チニ			30 331	8
16	チノ	57	チニ			30 331	18
17	チノ	57	チニ			30 331	19
18	チノ	57	チニ			30 331	9
19	チノ	57	チニ			30 331	20
20	チノ	57	チニ			30 331	21
21	チノ	57	チニ			30 331	21

他県に属していたことがある郡コード 前に属していた郡コード その終わりの期日

1	49	14 2 6	27	2011 9
2	49	14 2 6	27	2011 9
3	49	14 2 6	27	2011 9
4	49	14 2 6	27	2011 9
5	49	14 2 6	27	2011 9
6	49	14 2 6	27	2011 9
7	49	14 2 6	27	2011 9
8	49	14 2 6	27	2011 9
9	49	14 2 6	27	2011 9
10	49	14 2 6	27	2011 9
11	49	14 2 6	27	2011 9
12	49	14 2 6	27	2011 9
13	49	14 2 6	27	2011 9
14	49	14 2 6	27	2011 9
15	49	14 2 6	27	2011 9
16	49	14 2 6	27	2011 9
17	49	14 2 6	27	2011 9
18	49	14 2 6	27	2011 9
19	49	14 2 6	27	2011 9
20	49	14 2 6	27	2011 9
21	49	14 2 6	27	2011 9

• 次の各年の府県統計書中「米ノ作付反別及収糧高」の欄外に注記有り、データとして追加しておく、  
いずれも陸稲。

M22年	吉野郡	13 石	1 町歩
M23年	忍海郡	75 石	3 町 7 反歩
M24年	添上郡	6 石	2 反
"	山辺郡	2 石	2 反

• 次の各年の府県統計書「米ノ作付反別収糧高」の欄外注記によれば

陸稲	M25年	17 石	14 反
	M26年	60 石	66 反
	M27年	816 石	464 反

が梗米に加算されているが、分離することができない為、上記の分梗米が多く計上されている。

• M43年山辺郡の稲収糧高を「反収」により訂正 572 → 5782 (石)

30 つかた

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	カイソウ-クマ	46	イ		29 4 1		3	11	1
2	ワカマ-ジ	46	イ		22 4 1		4	11	1
3	チカ-クマ	46	イ				5	11	1
4	イト-クマ	46	イ				6	11	1
5	アリタ-クマ	46	イ				1	11	1
6	ヒタシカ-クマ	46	イ				9	11	1
7	ヒカシカ-クマ	46	イ		13 5 5		10	11	1
8	ニシカ-クマ	46	イ		13 5 5		11	11	1
9	チカヤ-クマ	46	イ	11	13 5 5	29 3 31	13	11	1
10	アタ-クマ	46	イ	12	13 5 5	29 3 31	12	11	1
11	チカヤ-クマ	46	イ	9		13 5 4	2	11	1
12	アタ-クマ	46	イ	10		13 5 4	7	11	1
13	ワカマ-ジ	46	イ		13 5 5	22 3 31	8	11	1
14	カ-クマ	46	イ			13 5 4	14	11	1

• 「和歌山県第7・8勸業年報」の「管内農産表」中郡区別の集計表には項目名の記載がないが、前後

年等と比較のうえ、上段を取穂高、中上段を取穂高として入力する。(M17年分)

• M34年那賀郡の取穂高は「反収」より訂正 400 → 4000 (石)

• M34年那賀郡の産額は「反収 1.4石」からすると取穂高又は作付面積のどちらかに誤りがある。

しかし、

M33年	{	8石	M34年	{	14石	M35年	{	267石	M36年	{	288石
		10反			100反			223反			386石

と推移するので、どちらの値を訂正すべきか疑問が有り、一応ままとする。

• M36年の勸業年報(M38年4月発行)によると、那賀・伊賀・有田の3郡の作付面積欄に、作付面積の他に「内流亡」として値が計上されているが、M37年農商務省訓令第11号(注意)により、流失分控除前の値を作付面積とする。

31 ツツリ

郡コード	郡名	国名	国コード	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	ツツリ	イナハ	58		2210 1		7
2	イナハ	イナハ	58		29 4 1		1
3	イナハ	イナハ	58		29 4 1		8
4	イナハ	イナハ	58		29 4 1		21
5	イナハ	イナハ	59		29 4 1		2
6	イナハ	イナハ	59		29 4 1		9
7	イナハ	イナハ	59		29 4 1		10
8	イナハ	イナハ	58	21	2210 1	29 331	3
9	イナハ	イナハ	58		29 331	29 331	11
10	イナハ	イナハ	58		29 331	29 331	12
11	イナハ	イナハ	58		29 331	29 331	13
12	イナハ	イナハ	58		29 331	29 331	4
13	イナハ	イナハ	58		29 331	29 331	14
14	イナハ	イナハ	58		29 331	29 331	15
15	イナハ	イナハ	58		29 331	29 331	5
16	イナハ	イナハ	59		29 331	29 331	16
17	イナハ	イナハ	59		29 331	29 331	17
18	イナハ	イナハ	59		29 331	29 331	18
19	イナハ	イナハ	59		29 331	29 331	6
20	イナハ	イナハ	59		29 331	29 331	19
21	イナハ	イナハ	58	8	22 930	22 930	20

明治 11 15 20 25 30 35 40 45 年

他県に属していたことがある郡コード 前に属していた県コード その終わりの期日

1	32	14 911
2	32	14 911
3	32	16 911
4	32	16 911
5	32	14 911
6	32	14 911
7	32	14 911
8	32	14 911
9	32	14 911
10	32	14 911
11	32	14 911
12	32	14 911
13	32	14 911
14	32	14 911
15	32	14 911
16	32	14 911
17	32	14 911
18	32	14 911
19	32	14 911
20	32	14 911
21	32	14 911

- M17年気多郡樺の作付面積は前後年の比較から桁まちがいと考えられるので訂正する。  
1223 → 12230 (反)
- M19年邑美郡樺の作付面積は前後年との比較及び同年の他郡との比較から、次のように訂正  
50553 → 10553 (反)
- M19年八橋郡樺の収穫高及び作付面積に誤りがあると思われるが、ままとする。

郡コード	郡名	国名	国コード	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	ヲリエシ	イヌキ	60		22 4 1		3
2	トスノクニ	イヌキ	60		29 4 1		4
3	ノキクニ	イヌキ	60				6
4	オノノクニ	イヌキ	60				7
5	ヒノクニ	イヌキ	60		29 4 1		8
6	ニノクニ	イヌキ	60				9
7	イノクニ	イヌキ	60				10
8	ニノクニ	イヌキ	61				11
9	アノクニ	イヌキ	61				12
10	オノクニ	イヌキ	61				13
11	カノクニ	イヌキ	61				14
12	ミノクニ	イヌキ	61				15
13	カノクニ	イヌキ	61				16
14	スノクニ	イヌキ	62				17
15	オノクニ	イヌキ	62				1
16	アノクニ	イヌキ	62				2
17	ヲリエシ	イヌキ	62				24
18	シノクニ	イヌキ	60	24	22 4 1	29 3 31	18
19	アノクニ	イヌキ	60			29 3 31	19
20	カノクニ	イヌキ	60			29 3 31	20
21	イヌキ	イヌキ	60			29 3 31	5
22	ヲリエシ	イヌキ	60			29 3 31	21
23	カノクニ	イヌキ	60			29 3 31	22
24	シノクニ	イヌキ	60	18		22 3 31	23

●M19年郡貫部陸稲は、勤業年報によれば2石、0反であり、府県統計書では0石、0反である。後者に従う。

●M31年葦石部稲の収穫高は「反取」より訂正 40051 → 4005.1 (石)

●M44年以降周吉・穂地・海士・知夫の4郡は、台算して計上してある。

33 資料2

明治 11 15 20 25 30 35 40 45 年

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	アノロ-シキ	63	ミヅナ		33 4 1		10
2	トクノ-シキ	63	ミヅナ		33 4 1		11
3	カツノ-シキ	63	ミヅナ		33 4 1		12
4	フイノ-シキ	63	ミヅナ	29	33 4 1		17
5	クノ-シキ	63	ミヅナ		33 4 1		18
6	ミノ-シキ	64	ヒノ		33 4 1		19
7	アノロ-シキ	64	ヒノ		22 6 1		20
8	シノ-シキ	64	ヒノ	46	13 5 5		21
9	フイノ-シキ	64	ヒノ		33 4 1		22
10	クノ-シキ	64	ヒノ				23
11	アノロ-シキ	64	ヒノ				24
12	トクノ-シキ	64	ヒノ		33 4 1		25
13	カツノ-シキ	65	ヒノ		33 4 1		26
14	フイノ-シキ	65	ヒノ	41	33 4 1		27
15	クノ-シキ	65	ヒノ		33 4 1		28
16	アノロ-シキ	65	ヒノ				29
17	トクノ-シキ	65	ヒノ				30
18	カツノ-シキ	65	ヒノ				31
19	フイノ-シキ	65	ヒノ				32
20	クノ-シキ	65	ヒノ				33
21	アノロ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	34
22	トクノ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	35
23	カツノ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	36
24	フイノ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	37
25	クノ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	38
26	アノロ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	39
27	トクノ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	40
28	カツノ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	41
29	フイノ-シキ	63	ミヅナ	4	33 331	33 331	42
30	クノ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	43
31	アノロ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	44
32	トクノ-シキ	63	ミヅナ		33 331	33 331	45
33	カツノ-シキ	65	ヒノ		13 5 5		46
34	フイノ-シキ	65	ヒノ	45			47
35	クノ-シキ	65	ヒノ				48
36	アノロ-シキ	65	ヒノ				49
37	トクノ-シキ	65	ヒノ				50
38	カツノ-シキ	65	ヒノ				51
39	フイノ-シキ	65	ヒノ				52
40	クノ-シキ	65	ヒノ	15			53
41	アノロ-シキ	65	ヒノ				54
42	トクノ-シキ	65	ヒノ				55
43	カツノ-シキ	65	ヒノ				56

44	オカマウク	65	ヒツツエウ	13	5	22	531	42
45	ミノクワン	65	ヒツツエウ	34		13	54	43
46	シヨウコウクワン	64	ヒツベウ	8		13	54	16

- M18年邑久郡籾の作付面積の値に疑問有り、ままとする。
- M19年の籾の作付面積は全体に値の小さい部が多いがままとする。
- M22年データは「岡山県農商工課 第12回年報」により収穫高のみを記入する。「反収」は穂・糯・陸稲を合算した上での値なので、これを用いて作付面積を得ることはできない。また、県治一冊は県表章データであるから不採用。
- 「明治36年 岡山県統計書」、「明治37年岡山県統計書」は総理府統計局所蔵本のマイクروفイルム、リフレント版であり、各第138表、第130表にあたる米の郡市別生産統計表穂の収穫高、作付面積、反収のすべてに手書きの訂正が加筆されているので、これを採用する。
- M36年御津郡穂の収穫高を「反収」より訂正 11613 → 116135 (石)
- M36年英田郡穂の収穫高を「反収」より訂正 45879 → 45836 (石)
- M37年邑久郡穂の収穫高を「反収」より訂正 105724 → 105325 (石)
- M44年児島郡の欄に児島湾開墾地の値が別計されているが、加算して収録する。

34 エロシマ

郡コード	部名	国コード	国名	同名部	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	フハス-クニ	66	ヒノコ		3110 1		3	11	1
2	アジ-クニ	66	ヒノコ		3110 1		4	11	1
3	シノキ-クニ	66	ヒノコ				7	11	1
4	アサキ-クニ	66	ヒノコ				8	11	1
5	アサキ-クニ	66	ヒノコ		3110 1		15	11	1
6	ヒノコ-クニ	66	ヒノコ		3110 1		16	11	1
7	ヒノコ-クニ	66	ヒノコ				17	11	1
8	ウツ-クニ	66	ヒノコ				18	11	1
9	アサキ-クニ	66	ヒノコ	31	31 4 1		19	11	1
10	ミヅ-クニ	66	ヒノコ		31 4 1		1	11	1
11	カシ-クニ	67	フナ		3510 1		20	11	1
12	アサキ-クニ	67	フナ		3510 1		21	11	1
13	カシ-クニ	67	フナ	32	22 4 1		2	11	1
14	アサキ-クニ	67	フナ	33	3110 1		2	11	1
15	アサキ-クニ	67	フナ				23	11	1
16	アサキ-クニ	67	フナ				5	11	1
17	アサキ-クニ	67	フナ				24	11	1
18	アサキ-クニ	67	フナ				25	11	1
19	アサキ-クニ	67	フナ				6	11	1
20	アサキ-クニ	66	ヒノコ			31 930	26	11	1
21	アサキ-クニ	66	ヒノコ			31 930	27	11	1
22	アサキ-クニ	66	ヒノコ			31 930	28	11	1
23	アサキ-クニ	66	ヒノコ			31 930	9	11	1
24	アサキ-クニ	66	ヒノコ			31 930	10	11	1
25	アサキ-クニ	66	ヒノコ			31 930	31	11	1
26	アサキ-クニ	66	ヒノコ			31 930	11	11	1
27	アサキ-クニ	66	ヒノコ			31 930	12	11	1
28	アサキ-クニ	66	ヒノコ			31 930	32	11	1
29	アサキ-クニ	67	フナ	35	13 5 5		33	11	1
30	アサキ-クニ	67	フナ			31 930	34	11	1
31	アサキ-クニ	66	ヒノコ	10		31 930	13	11	1
32	アサキ-クニ	67	フナ	12	13 5 5		35	11	1
33	アサキ-クニ	67	フナ	12	33		29	11	1
34	アサキ-クニ	67	フナ	32	13 5 4		14	11	1
35	アサキ-クニ	67	フナ	29	13 5 5		14	11	1

• M17年 広島区籍の取穂高を「反収」により訂正

0.260 → 260 (石)

• M18年 山県郡 籍の各取穂高を「反収」より訂正

3921 → 39203 (石)

概 357 → 3573 (石)

- M19年広島区稲の収穫高、作付面積の数値共に疑問有り、ままとする。
- M21年沼田郡・高宮郡共に稲の収穫高及び作付面積の数値に疑問有り、ままとする。
- M38年豊田郡陸米の収穫高及び作付面積の数値に疑問有り、ままとする。
- M42年尾道市の梗と籾の数値は、収穫高、作付面積共に入れかわっているのではないかと思われるがままとする。

M14年「広島県統計表 明治14年」なお、この中に掲載されているのは国別データであるが、勤業年報には県単位のデータしか掲載されていないので、統計表を選択した。

35 米総額

郡コード	郡名	国名	国コード	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	エビネ	スウ	68				1	11	45
2	カハ	スウ	68				2	11	45
3	ツノ	スウ	68				3	11	45
4	ツノ	スウ	68				4	11	45
5	カハ	スウ	68				5	11	45
6	カハ	スウ	68				6	11	45
7	カハ	スウ	68				7	11	45
8	カハ	スウ	68				8	11	45
9	カハ	スウ	68				9	11	45
10	カハ	スウ	68	15	35 6 1		12	11	45
11	カハ	スウ	68	16	13 5 5		13	11	45
12	カハ	スウ	68		29 4 1		14	11	45
13	カハ	スウ	68				15	11	45
14	カハ	スウ	68				16	11	45
15	カハ	スウ	68	10	22 4 1	35 5 31	10	11	45
16	カハ	スウ	68	11	13 5 5	22 3 31	15	11	45
17	カハ	スウ	68			13 5 4	11	11	45
						29 3 31	16	11	45
						29 3 31	17	11	45

• M37～45年「米総額」として郡別の価額データ有り，入力。

• M41年鹿毛郡米の総価額は「合計」から訂正

7672339 → 1672339 (円)

• M44年阿武郡米の取価額は「町村別」データの合計より訂正 1996 → 8006 (石)

• 同年 下関市米の取価額は「合計」より訂正 4261 → 430 (石)

• 同年 下関市米の取価額は「反収」より訂正 314 → 30.6 (石)

M11年「山口県治一覧表 明治11年」

M14年「山口県治一覧表 明治14年」

M16年「山口県統計表 第2回」

「山口県統計表第1回」は内容から府県統計書と同一とみなしFへ分類し，第2回は県データのみのみなので0へ分類した。なお，同年勲業年報は該当する統計はない。

36 トウシマ

郡	名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	年
1	トウシマ	70	ア		2210 1		3	11
2	ミヨトウ	70	ア	12	2210 1		4	15
3	カワサキ	70	ア				5	20
4	サキ	70	ア				6	25
5	カイ	70	ア				7	30
6	ミヨ	70	ア				8	35
7	イ	70	ア				9	40
8	ア	70	ア				10	45
9	サ	70	ア				11	
10	ミ	70	ア				1	
11	ミ	70	ア				2	
12	ミ	70	ア	2		22 930	12	

他県に属していたことがある郡コード 前に属していた県コード その終わりの期日

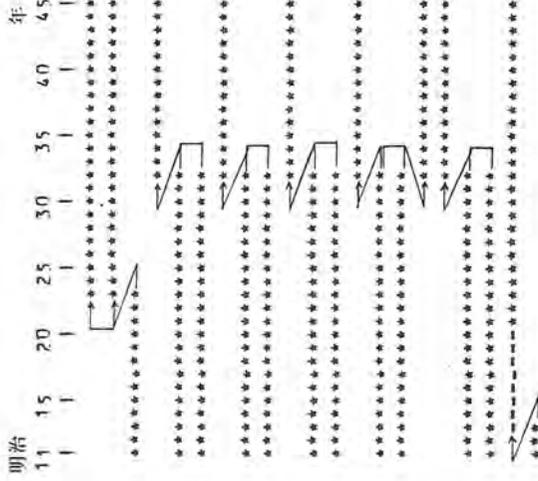
1	39	13 3 1
2	39	13 3 1
3	39	13 3 1
4	39	13 3 1
5	39	13 3 1
6	39	13 3 1
7	39	13 3 1
8	39	13 3 1
9	39	13 3 1
10	39	13 3 1
11	39	13 3 1
12	39	13 3 1

• M17勝浦郡の作付面積は1桁誤っていると思われるが、収穫高も平年に比してかなり多く、詳細不明の為、ままとする。

郡コード	郡名	国名	国コード	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	タカヅ-シ	71	72*		23 215		1
2	カハヅ-シ	71	72*	10	23 215		2
3	オホヅ-シ	71	72*		32 4 1		10
4	オヅ-シ	71	72*		32 4 1		3
5	アヅ-シ	71	72*		32 4 1		11
6	カハヅ-シ	71	72*		32 4 1		12
7	オホヅ-シ	71	72*		32 4 1		4
8	オヅ-シ	71	72*		32 4 1		13
9	アヅ-シ	71	72*	2	13 5 5		14
10	カハヅ-シ	71	72*			23 214	5
11	オホヅ-シ	71	72*			32 331	15
12	アヅ-シ	71	72*			32 331	16
13	オヅ-シ	71	72*			32 331	6
14	カハヅ-シ	71	72*			32 331	17
15	オホヅ-シ	71	72*			32 331	18
16	アヅ-シ	71	72*			32 331	7
17	カハヅ-シ	71	72*			32 331	8
18	オホヅ-シ	71	72*			32 331	19
19	アヅ-シ	71	72*			32 331	20
20	カハヅ-シ	71	72*			32 331	9
21	オホヅ-シ	71	72*			13 5 4	21

他県に属していたことがある郡コード 前に属していた県コード その終わりの期日

1	38	2112 2
2	38	2112 2
3	38	2112 2
4	38	2112 2
5	38	2112 2
6	38	2112 2
7	38	2112 2
8	38	2112 2
9	38	2112 2
10	38	2112 2
11	38	2112 2
12	38	2112 2
13	38	2112 2
14	38	2112 2
15	38	2112 2
16	38	2112 2
17	38	2112 2
18	38	2112 2
19	38	2112 2
20	38	2112 2
21	38	2112 2



郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	チノク	72	イ	14	30 4 1	30 4 1	3	11	45
2	シノク	72	イ		30 4 1		4	11	45
3	ウノク	72	イ				1	11	45
4	ニノク	72	イ				14	11	45
5	サノク	72	イ				15	11	45
6	シノク	72	イ	18	22 12 15		2	11	45
7	イノク	72	イ		30 4 1		16	11	45
8	ウノク	72	イ		30 4 1		17	11	45
9	エノク	72	イ		13 5 5		5	11	45
10	オノク	72	イ		13 5 5		18	11	45
11	カノク	72	イ		13 5 5		19	11	45
12	キノク	72	イ		32 4 1		6	11	45
13	クノク	72	イ	26	32 4 1		20	11	45
14	ケノク	72	イ	1		30 331	21	11	45
15	コノク	72	イ			30 331	22	11	45
16	クノク	72	イ			30 331	23	11	45
17	ケノク	72	イ			30 331	24	11	45
18	コノク	72	イ	6	22 12 15		7	11	45
19	クノク	72	イ	6		22 12 14	27	11	45
20	ケノク	72	イ			30 331	8	11	45
21	コノク	72	イ			30 331	9	11	45
22	クノク	72	イ			30 331	10	11	45
23	ケノク	72	イ		13 5 5		11	11	45
24	コノク	72	イ			30 331	25	11	45
25	クノク	72	イ		13 5 5		28	11	45
26	ケノク	72	イ	13		32 331	12	11	45
27	コノク	72	イ			13 5 4	13	11	45
28	クノク	72	イ			13 5 4	26	11	45

● M19年伊予郡早稲の作付面積は前年との比較及び同年取獲高との比較から訂正

62.2 → 622 (反)

● M42年東宇和郡陸稲の取獲高は「反収」より訂正

425 → 42.5 (石)

M11年「愛媛県統計概表 明治11年」

M12年「愛媛県統計概表 明治12年」

M14年「愛媛県統計概表 明治14年」

39 コウチ

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	コウチ-シ	73	トウ		22 4 1		3
2	トウ-クワン	73	トウ	9	22 4 1		4
3	アキ-クワン	73	トウ				5
4	カミ-クワン	73	トウ				6
5	フクノカ-クワン	73	トウ				7
6	アハツ-クワン	73	トウ				8
7	アハツ-クワン	73	トウ				1
8	ハツ-クワン	73	トウ				2
9	トウ-クワン	73	トウ	2		22 3 31	9

明治  
11 15 20 25 30 35 40 45  
年

• M34~36年「米総額」として郡別データ有り，データ収録

40 フクナキ

部コード	部名	名	国コード	国名	同名部	開始期日	終了期日	部コード	年
1	カホ=ウキ		74	ウタヒ		29 4 1		7	11   15   20   25   30   35   40   45
2	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ	47	13 5 5		8	*****
3	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ		22 4 1		9	*****
4	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ		29 4 1		10	*****
5	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ		29 4 1		16	*****
6	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ		29 4 1		17	*****
7	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ		29 4 1		21	*****
8	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ				1	*****
9	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ				24	*****
10	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ				25	*****
11	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ		22 4 1		2	*****
12	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ	49	22 4 1		50	*****
13	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ		29 4 1		47	*****
14	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ		29 4 1		26	*****
15	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ		29 4 1		48	*****
16	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ				3	*****
17	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ				4	*****
18	ウラシ=ウキ		76	ウタヒ		32 4 1		27	*****
19	ウラシ=ウキ		76	ウタヒ	41	33 4 1		28	*****
20	ウラシ=ウキ		76	ウタヒ				5	*****
21	ウラシ=ウキ		76	ウタヒ		29 4 1		29	*****
22	ウラシ=ウキ		76	ウタヒ	43	29 4 1		30	*****
23	ウラシ=ウキ		76	ウタヒ		29 4 1		31	*****
24	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ				6	*****
25	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ		29 331	29 331	32	*****
26	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ	48	13 5 5	29 331	33	*****
27	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ			29 331	11	*****
28	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ			29 331	12	*****
29	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ			29 331	49	*****
30	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ			29 331	13	*****
31	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ			29 331	34	*****
32	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ			29 331	35	*****
33	ウラシ=ウキ		74	ウタヒ			29 331	36	*****
34	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ			29 331	14	*****
35	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ			29 331	37	*****
36	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ			29 331	38	*****
37	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ			29 331	39	*****
38	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ			29 331	40	*****
39	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ			29 331	15	*****
40	ウラシ=ウキ		75	ウタヒ			29 331	18	*****
41	ウラシ=ウキ		76	ウタヒ	19	42	32 331	42	*****
42	ウラシ=ウキ		76	ウタヒ	19	41	33 331	41	*****
43	ウラシ=ウキ		76	ウタヒ	22		29 331	19	*****

44	ナカツノクニ	76	フクシマ	29	331	20
45	コウケン	76	フクシマ	29	331	22
46	コウケン	76	フクシマ	29	331	43
47	ワカ	74	フクシマ	13	54	44
48	ナカツノクニ	74	フクシマ	13	54	23
49	ミナト	75	フクシマ	22	331	45
50	ワカ	74	フクシマ	22	331	46

●「福岡県勸業科第1回年報 自明治11年1月至明治11年12月」には、該当する統計なし。

●「明治11年 福岡県治一覽 概表」には、内容は明治10年1ヶ年のことと但し書きあり。

●M127年志摩郡陸稲の取穂高は「反収」より訂正 77 → 8 (石)

●M129年朝倉郡稲の作付面積は「反収」により訂正 538 → 5378 (反)

●M131年糟屋郡陸稲の取穂高は、石未満として「一」で表示されているが「反収」より0.96(石)を算出し入力する。

●M132年「福岡県勸業年報 第21回」32丁「米 明治三十三年分」は、「福岡県勸業年報第22回」と比較検討の結果、32年分のミスプリントであると判断して収録する。

●同年 八女郡陸稲の作付面積は「反収」により訂正 610 → 61 (反)

●M136年山門郡梗作付面積は「反収」により訂正 4999 → 49990 (反)

M112年「福岡県概表 明治12年」

M113年「福岡県統計表 明治13年」

4.1 ヲカ<sup>ハ</sup>

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	ヒカシツツウチ-ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク		13 5 5		3	11	45
2	ニシツツウチ-ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク		13 5 5		4	15	40
3	キツツウチ-ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク		13 5 5		7	20	45
4	フシツツウチ-ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク				9	25	45
5	ヲカ <sup>ハ</sup> -シ	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク		22 4 1		1	30	45
6	ヲカ <sup>ハ</sup> -ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク	10	22 4 1		2	35	45
7	ヒツツウチ-ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク				15 (42)	40	45
8	ミヤキ-ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク		29 4 1		5	45	45
9	ヲカ <sup>ハ</sup> -ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク				6	45	45
10	ヲカ <sup>ハ</sup> -ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク	6		22 3 31	10	45	45
11	キ-ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク			29 3 31	8	45	45
12	ツツウチ-ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク			29 3 31	11	45	45
13	ミヤ-ク <sup>ハ</sup> ク	78	ヒ <sup>ハ</sup> ク			29 3 31	12	45	45

他県に属していたことがある郡コード 前に属していた県コード その終わりの期日

1	42	16 5 8
2	42	16 5 8
3	42	16 5 8
4	42	16 5 8
5	42	16 5 8
6	42	16 5 8
7	42	16 5 8
8	42	16 5 8
9	42	16 5 8
10	42	16 5 8
11	42	16 5 8
12	42	16 5 8
13	42	16 5 8

42 村名

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	チハヤキニシ	78	ヒル		22 4 1		10	11	45
2	ニソノキニク	78	ヒル		13 5 5		11	15	45
3	ヲトホニシ	78	ヒル		35 4 1		7	20	45
4	ヒルノソノキニク	78	ヒル	18	35 4 1		8	25	45
5	チヨウキニク	78	ヒル		13 5 5		1 (41)	30	45
6	ミナモトニク	78	ヒル		13 5 5		2 (41)	35	45
7	ミナモトニク	78	ヒル		13 5 5		15	40	45
8	チヨウキニク	78	ヒル		13 5 5		1	45	45
9	イキニク	79	イキ	16	29 4 1		12		
10	チヨウキニク	80	ツシマ				13		
11	チヨウキニク	80	ツシマ				2		
12	チハヤキニク	78	ヒル		13 5 5	22 3 31	18		
13	ソノキニク	78	ヒル			13 5 4	3		
14	チヨウキニク	78	ヒル			13 5 4	4		
15	チヨウキニク	78	ヒル			13 5 4	5		
16	イキニク	79	イキ	9		29 3 31	6		
17	イキニク	79	イキ			29 3 31	14		
18	ヒルノソノキニク	78	ヒル	4	13 5 5	35 3 31	9		

- M11年「長崎県統計表 明治11年」
- M12年「 同上 明治12年」
- M13年「 同上 明治13年」
- M14年「長崎県統計表 明治14年」
- M28年「長崎県治一斑 明治28年」
- M30～32年「長崎県治一斑 明治32年」

43 クラメト

郡コード	郡名	国名	国コード	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	ホウクワ-クワン	クワン	81		29 4 1		5	11	45
2	クワト-クワン	クワン	81		22 4 1		6	11	45
3	クワト-クワン	クワン	81		29 4 1		7	11	45
4	クワト-クワン	クワン	81	21	29 4 1		8	11	45
5	クワト-クワン	クワン	81		29 4 1		9	11	45
6	クワト-クワン	クワン	81				10	11	45
7	クワト-クワン	クワン	81				11	11	45
8	クワト-クワン	クワン	81				12	11	45
9	クワト-クワン	クワン	81				13	11	45
10	クワト-クワン	クワン	81				14	11	45
11	クワト-クワン	クワン	81				15	11	45
12	クワト-クワン	クワン	81				17	11	45
13	クワト-クワン	クワン	81				16	11	45
14	クワト-クワン	クワン	81	17	13 5 5	29 3 31	16	11	45
15	クワト-クワン	クワン	81	18	13 5 5	29 3 31	18	11	45
16	クワト-クワン	クワン	81		13 5 5	22 3 31	2	11	45
17	クワト-クワン	クワン	81	14		13 5 4	3	11	45
18	クワト-クワン	クワン	81	15		13 5 4	19	11	45
19	クワト-クワン	クワン	81			29 3 31	20	11	45
20	クワト-クワン	クワン	81			29 3 31	4	11	45
21	クワト-クワン	クワン	81	4		29 3 31	21	11	45
22	クワト-クワン	クワン	81			29 3 31	22	11	45

● M39年天草郡産種の作付面積は「反取」より算出

M12年「熊本県概表（明治13年刊）」

M14年「熊本県統計表 明治14年」

44 オキイ

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	ヒトシゴニヤキ-クワン	77	クワン		13 5 5		3	11	1
2	ニシクニヤキ-クワン	77	クワン		13 5 5		6	15	1
3	ハヤミ-クワン	77	クワン		13 5 5		7	20	1
4	ミナミヤキ-クワン	77	クワン		13 5 5		9	25	1
5	キタヤキ-クワン	77	クワン		13 5 5		10	30	1
6	オノ-クワン	77	クワン				12	35	1
7	オノイ-クワン	77	クワン	16	44 4 1		1	40	1
8	オノイ-クワン	77	クワン				2	45	1
9	オノイ-クワン	77	クワン				13		
10	ヒゴ-クワン	77	クワン				4		
11	オノイ-クワン	76	クワン	17	29 4 1		5		
12	ウチ-クワン	76	クワン				14		
13	ウチ-クワン	76	クワン			13 5 4	8		
14	ウチ-クワン	77	クワン			13 5 4	15		
15	オノイ-クワン	77	クワン		44 4 1		16		
16	オノイ-クワン	77	クワン	8		44 331	11		
17	オノイ-クワン	76	クワン	11		29 331	17		
							46		(40)

- M11年「野稲米」は陸稲として扱う。
- M40年速水郡陸稲の収穫高は「反収」より訂正 3118 → 311 (石)
- M45年直入郡籾の作付面積は「反収」より訂正 325 → 3663 (反)
- M11年「大分県統計表 明治11年」
- M12年「大分県統計表 明治12年」
- M16年「勤業報告 第19, 20, 23 ~ 25, 28回〔抜粋〕」

45 ミヤギ県

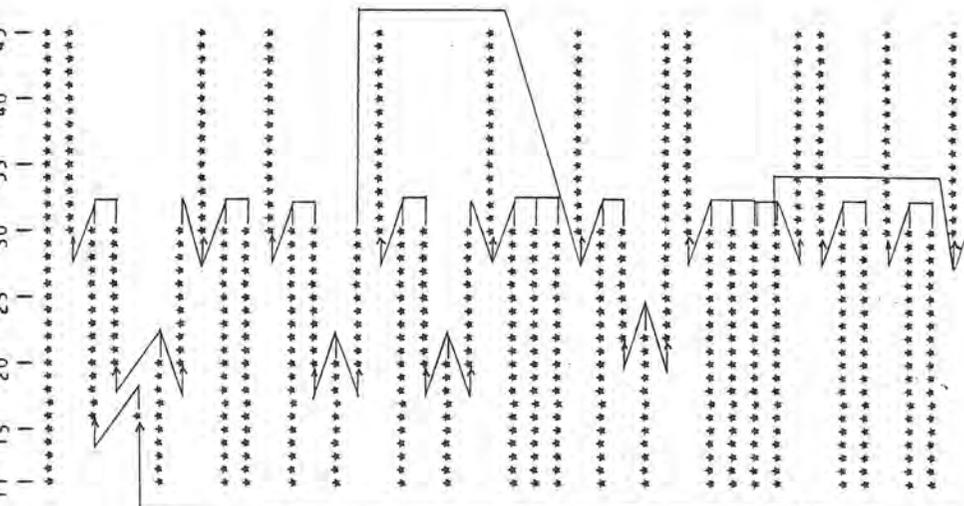
郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード	明治	年
1	コヒラケ	82	ヒラケ		17 126		1	11	45
2	ニシノキ	82	ヒラケ		17 126		2	11	45
3	ヒカマ	82	ヒラケ		17 126		3	11	45
4	ヒカマ	82	ヒラケ		17 126		11	11	45
5	ミヤギ	82	ヒラケ		29 4 1		6	11	45
6	タテノ	82	ヒラケ	12	17 126		4	11	45
7	タテノ	82	ヒラケ		17 126		7	11	45
8	ミヤギ	82	ヒラケ		17 126		12	11	45
9	ミヤギ	82	ヒラケ		17 126		14	11	45
10	ミヤギ	82	ヒラケ			29 331		11	45
11	ウツ	82	ヒラケ			29 331		11	45
12	タテノ	82	ヒラケ	6	16 6 4	17 125	9	11	45
13	タテノ	82	ヒラケ			17 125	10	11	45
14	タテノ	82	ヒラケ		16 5 9	17 125	13	11	45
						16 6 3	8	11	45
							44 (46)	11	45

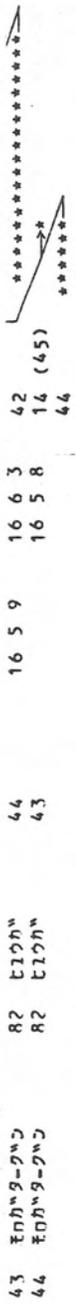
他県に属していた郡コード 前に属していた県コード その終わりの期日

1	46	16 5 8
2	46	16 5 8
3	46	16 5 8
4	46	16 5 8
5	46	16 5 8
6	46	16 5 8
7	46	16 5 8
8	46	16 5 8
9	46	16 5 8
10	46	16 5 8
11	46	16 5 8
12	46	16 5 8
13	46	16 5 8
14	46	16 5 8

M18年の米に関するデータの作付面積は町単位(小数点以下なし)なので、反位として1位を0とする。

郡コード	郡名	国コード	国名	同名郡	開始期日	終了期日	郡コード
1	ソオウシマ	83	オオシマ	38	30 4 1		11
2	アイラウシマ	83	オオシマ	18	30 4 1		1
3	キツキシマ	83	オオシマ	19	30 4 1		14
4	イノシマ	84	ウヅマ	40	30 4 1		15
5	ウヅマシマ	84	ウヅマ	26	30 4 1		43
6	カキシマ	84	ウヅマ	29	30 4 1		38
7	カキシマ	84	ウヅマ	29	30 4 1		16
8	イノシマ	84	ウヅマ	30	30 4 1		2
9	カキシマ	84	ウヅマ	31	30 4 1		17
10	カキシマ	84	ウヅマ	34	30 4 1		18
11	イノシマ	84	ウヅマ	36	30 4 1		3
12	ウヅマシマ	83	オオシマ	36	30 4 1		19
13	オオシマ	83	オオシマ	42	30 4 1		20
14	ミナモトシマ	82	ヒロシマ		16 6 4	30 331	39
15	ヒロシマ	83	オオシマ		20 4 1	30 331	28
16	ヒロシマ	83	オオシマ		20 4 1	30 331	4
17	ウヅマシマ	83	オオシマ			30 331	21
18	イノシマ	83	オオシマ			30 331	22
19	キツキシマ	83	オオシマ		20 4 1	30 331	40
20	ミナモトシマ	83	オオシマ			30 331	23
21	ヒロシマ	83	オオシマ			30 331	5
22	イノシマ	84	ウヅマ		20 4 1	30 331	24
23	ミナモトシマ	84	ウヅマ		20 4 1	30 331	25
24	ウヅマシマ	84	ウヅマ			30 331	26
25	ウヅマシマ	84	ウヅマ			30 331	6
26	ウヅマシマ	84	ウヅマ	5		30 331	27
27	ウヅマシマ	84	ウヅマ			30 331	29
28	オオシマ	83	オオシマ		20 4 1	30 331	41
29	ウヅマシマ	84	ウヅマ			30 331	7
30	ウヅマシマ	84	ウヅマ		22 4 1	30 331	8
31	イノシマ	84	ウヅマ			30 331	30
32	イノシマ	84	ウヅマ			30 331	31
33	ウヅマシマ	84	ウヅマ			30 331	32
34	ウヅマシマ	84	ウヅマ			30 331	33
35	ウヅマシマ	84	ウヅマ			30 331	9
36	ウヅマシマ	83	オオシマ		30 331	30 331	10
37	ウヅマシマ	83	オオシマ		30 331	30 331	34
38	ウヅマシマ	83	オオシマ	1	20 331	20 331	35
39	ウヅマシマ	83	オオシマ		20 331	20 331	12
40	ウヅマシマ	84	ウヅマ	4	20 331	20 331	36
41	ウヅマシマ	84	ウヅマ	6	29	22 331	37
42	ウヅマシマ	83	オオシマ	13	41	30 331	13





- M12年「鹿児島県治一覽概表」にはデータなし、M13年の典拠の「前年比較」より算出して収録する。
- M20年東郷喉部の早稲データ欠落。代替本なし、ままとする。

附 録 1

表データ・ファイルについて

附 録 2

府県総括統計表式の変遷



## 附録1. 麦データ・ファイルについて

米データ・ファイルの作業が一応の完成をみたことから、戦前の日本において米に次ぐ重要な農産物であった麦について、米と同様の方法で、データ・ファイルの作成を試みた。現時点では24県のデータを収録し得たにすぎないので、附録の形で付すことにした。

データ収録作業が当初の予想より遅れたのは、明治27年の農商務統計様式の改正により、30年以降の府県総括統計書が、大麦・小麦・裸麦の3麦について、各田畑別の数値を記載することになった為、データ量が、予想を大巾に上回ったことにも原因がある。

麦データ・ファイル作成上では、米データ・ファイル作成時点で生じたのとはほぼ同様の問題が発生しただけでなく、米データ・ファイルの時には大きな問題とならなかった固有の困難も発生した。そこで、ここでは麦データ・ファイルに特有の問題だけを整理して記すこととする。その中で最も重要なものは、府県総括統計書自身の問題であり、その根拠となる法令が改訂を重ね、各統計の「報道期限」が変化<sup>1)</sup>したことによって生ずるものである。米麦の「報道期限」は、農商務通信規則に関していえば、明治16年には共に3月15日であったものが、19年には米翌年1月、麦其年7月となり、27年には米翌年1月、麦其年8月と変化<sup>2)</sup>する。この場合、期間調整が必要となる。この問題は、厳密に言えば、米についても考慮されるべきであるけれども、麦が二期作であることから、麦においては重大な課題となる。また、農商務通信規則と、それを受けて各府県から都役所等へ達として出した農商務通信手続・通信事項との間に、様々な違いが見られることから、この集計時期についても、府県毎・時点毎に異なっている可能性があり、詳細な検討を要するものと思われる。

以下根拠法は表を参照されたい。

また、上記のように農商務通信規則の米と麦との「提出期限」にずれがあり、この提出期限がいく度か改正されたことから、麦の統計表には調査対象年次について不可解な場合を散見する。

1つは米麦と麦表の年次のずれがあちこちに見られることであり、期間調整の問題を除けば、注意深くデータを読むことで誤りはさけられよう。しかし更に、この提出期限改正過程での混乱から、同じ数値が2期くり返されたり表の統計の対象年次がわからなくなっていたりする場合もみられる。

現在までに麦についてデータをファイル化した24県のうち、単純に年次のずれている例は、栃木・千葉・熊本の3県にみられ、その対応関係は以下のようになる。

( 栃 木 )

調査年	米 の 典 拠	麦 の 典 拠
明 26	栃木県県治概要第 4 回	な し
27	栃木県県治一斑第 5 回	栃木県県治概要第 4 回
28	な し	栃木県県治一斑第 5 回

( 千 葉 )

調査年	米 の 典 拠	麦 の 典 拠
明 32	第 9 回 千葉県勸業年報(明治32年)	第 9 回 千葉県勸業年報(明治32年)
33	第10回 千葉県勸業年報(明治34年)	第10回 千葉県勸業年報(明治34年)
34	第12回 千葉県勸業年報(明治36年)	第11回 千葉県勸業年報(明治35年)
35	M35年 千 葉 県 統 計 書	第12回 千葉県勸業年報(明治36年)
36	M36年 千 葉 県 統 計 書	M35年 千 葉 県 統 計 書
37	M37年 千 葉 県 統 計 書	M36年 千 葉 県 統 計 書
38	M38年 千 葉 県 統 計 書	M37年 千 葉 県 統 計 書
39	M39年 千 葉 県 統 計 書	M38年 千 葉 県 統 計 書
40	M40年 千 葉 県 統 計 書	M39年 千 葉 県 統 計 書
41	M41年 千 葉 県 統 計 書	M40年 千 葉 県 統 計 書
42	M42年 千 葉 県 統 計 書	M41年 千 葉 県 統 計 書
43	M43年 千 葉 県 統 計 書	M42年 千 葉 県 統 計 書
44	M44年 千 葉 県 統 計 書	M43年 千 葉 県 統 計 書
45	M45年 千 葉 県 統 計 書	M44年 千 葉 県 統 計 書

( 熊 本 )

明 34	M34年 熊 本 県 統 計 書	M34年 熊 本 県 統 計 書
35	M35年 熊 本 県 統 計 書	M34年 熊 本 県 統 計 書
36	M36年 熊 本 県 統 計 書	M35年 熊 本 県 統 計 書
37	M37年 熊 本 県 統 計 書	M36年 熊 本 県 統 計 書
38	M38年 熊 本 県 統 計 書	M37年 熊 本 県 統 計 書
39	M39年 熊 本 県 統 計 書	M38年 熊 本 県 統 計 書
40	M40年 熊 本 県 統 計 書	M39年 熊 本 県 統 計 書
41	M41年 熊 本 県 統 計 書	M40年 熊 本 県 統 計 書
42	M42年 熊 本 県 統 計 書	M41年 熊 本 県 統 計 書
43	M43年 熊 本 県 統 計 書	M42年 熊 本 県 統 計 書
44	M44年 熊 本 県 統 計 書	M43年 熊 本 県 統 計 書
45	M45年 熊 本 県 統 計 書	M44年 熊 本 県 統 計 書

調査対象年次の不明なものは、(1) 何年も同じデータが掲載される場合、(2) データは年次毎に異なっているが表の調査対象年次と原データとの間に納得できない点が多い場合の2つである。(1)の場合、(ア)県全体が複数年同じデータである場合と、(イ)一部の郡がそうになっている場合とがあり、(ア)は、秋田の明治24・25年、富山の明治34・35年、熊本の明治19・20年、(イ)は茨城の河内郡の明治14～16年等がある。これは、その後の「累年比較」の表から、どの年のデータとみなすべきかの見当をつけられる場合もあるが、たいていの場合その他の年次のデータは入手できず、結局同じデータを複数年収録せざるを得なかった。

(2)の表の調査対象年次と原データの関係が不可解な場合は、東京の明治41～45年と富山の明治26～27年にみられる。東京の明治41～45年では「東京府統計書」を典拠としたところ、明治41年の麦のデータが欠落しており、この期間は米データにも問題があったので、東京市の数値を「東京市統計書」と対応させた結果、次のようになった。

(東京府)

府県統計書の表示年	麦データの調査対象年	東京市統計書との関係
明治40年	明治40年	
41年	42年	東京市42年データとは一致せず
42年	43年	
43年	44年	東京市43年データと一致
44年	大正元年	東京市44年データと一致
大正1年	2年	

富山の明治26～28年については、「富山県勸業年報」の第11～13回を典拠としたのであるが、第13回に明治27、28両年の値が記載されており、そのうちの27年分の値が第12回勸業年報の27年の数値と全く異なっていた。なお、この13回の27年データは11回の26年データとほぼ一致している。そこで、府県統計書との対応関係を検討したところ、次のようになった。

(富山県)

勸業年報回数(表示年)	麦データの調査対象年	府県統計書との関係
第11回(M26年)	明治26年ほぼ一致	府県統計書26年と一致
第12回(M27年)	明治27年不一致	府県統計書27年と12回の27年作付面積のみ一致
第13回(M28年)	明治27、28年	府県統計書28年と一致

富山県の明治27年には、第12回と第13回の勸業年報、明治27年府県統計書の3つの典拠があり、そのうち一致するのは、12回と明治27年府県統計書の作付面積だけである。

また、このファイルでは典拠としなかった時点の府県統計書の例であるが、秋田の明治20～25年の麦データは次のようになっている。

府県統計書の表示年	麦表の調査年	統計内容
明治20年	20年調	21, 23, 24年とは別データ
21年	記載なし	23, 24年と同一データ
22年	「明治22年 秋田県統計書」入手できず	
23年	20年調	21, 24年と同一データ
24年	20年調	21, 23年と同一データ
25年	—	麦統計なし
26年	—	麦統計なし
27年	27年調	

東京、富山共にこの混乱を解決するに足る根拠がみつかっていないので、共に各典拠の書名の表示年に従い、データを入力した。

ここで挙げた諸問題については後日新たな資料が入手できた時点で、再度整理したいと考えている。

注1) 附録2, 変遷表参

注2) 但し16年は山形県達による。この底本は126ページに記載

## 麦データ収録に関する県別注意書き

### 2. 青 森

注記事項なし

### 3. 岩 手

- M18年は麦データのみ「第2次勸業統計表」による。
- M26年東和賀郡の大麦のみ田畑別データ，合算して入力する。
- M28年胆沢郡小麦作付面積を「反収」より訂正1123→11119（反）
- M33年「岩手県勸業統計—明治34年」では，麦データとれず，他に資料なし。
- M34年紫波郡大麦の作付面積を「反収」より訂正1458→14445（反）
- 同年同郡の小麦と裸麦の原データは，入れかわっていると考えられるので訂正して収録。

### 4. 宮 城

- M28年の麦データは「宮城県勸業報告 明治29年」に，「前年比較」がなく，計算できない。

### 5. 秋 田

- M16年南秋田郡大麦の収穫高を「反収」により訂正 7780.76→778.07（石）
- M18年仙北郡大麦と小麦の収穫高を「反収」によりそれぞれ次のように訂正  
大麦 11.989→119.89（石）  
小麦 7.87→78.7（石）
- M22年河辺郡の大麦と裸麦は，並び順等からも品名の誤植と思われるので訂正する。
- M24年と25年の麦データは同一。但しM24年の府県統計書は20年の麦データが掲載され，M25年の府県統計書には麦データがなく，ままとする。
- M26年山本郡小麦の作付面積を「反収」より訂正380→3800（反）
- M33年山本郡小麦の収穫高を「反収」により訂正19996→1996（石）
- M34年鹿角郡大麦の作付面積を前後年との比較により訂正902→92（反）
- M37年北秋田郡大麦の収穫高を「反収」より訂正1920→192（石）

### 6. 山 形

- M17年東村山郡大麦の収穫高を「反収」により1356.850→16627.356（石）と訂正する。なお，同年小麦の欄にはデータが未記入であり1356.850石は小麦のデータかとも考えられるが，根拠がないので空欄のままとする。
- M22～28年は麦データのみ第1～7回の「山形県勸業年報」による。

### 7. 福 島

- M20年河沼郡の小麦と裸麦の原データが逆ではないかと思われるが，詳細不明に付きままとする。
- M26年安達郡裸麦の数値は平年に比べて大きすぎると思われるが，ままとする。
- M39年北会津郡の小麦と裸麦の数値が前後年との比較から，入れかわっていると思われるので訂正。
- M39年西白河郡の小麦と裸麦の数値は，前後年との比較から，入れかわっていると思われるので訂正。

- M43年北会津郡小麦の作付面積を「反収」により訂正1.2→2055（反）

## 8. 茨城

- M14～16年の河内郡の裸麦の原データ全く同じ、ままとする。
- M23年「第10回茨城県勸業年報」に「自明治13年至明治22年拾ヶ年間大小裸麦拾ヶ年付及収穫高」が郡別で掲載されているが、22年「第9回茨城県勸業年報」と比較したところ、数値がまるで異なっているが、後者を典拠とする。

## 9. 栃木

- M20・21年下都賀・寒川は合算データであり、このまま収録する。
- M25年河内郡裸麦の収穫高の値に疑問があるが、ままとする。
- M26～28年の間は米データの典拠とは異なっている。麦データの典拠は次のとおり  
M26年 なし  
M27年 第4回栃木県県治概要  
M28年 第5回栃木県治一斑
- M28年塩谷郡裸麦の畑の収穫高を「反収」より訂正, 61→610（石）
- M29年河内郡大麦の田の作付面積を「反収」より訂正 1573→1157（反）
- M42年宇都宮市小麦の価額を「合計」から訂正 123240→12240（円）

## 10. 群馬

- M38年佐波郡裸麦の畑の収穫高を「反」より訂正 886→487.55（石）  
同年同郡裸麦の田の収穫高を「反収」より訂正 1403→140.3（石）
- M45年麦は田・畑別の値であるが畑稻は三麦とも、田・畑合算した値で計上されているので、そのまま収録。

## 11. 埼玉

注記事項なし

## 12. 千葉

- M17年の価額のみ、郡別三麦合計総額
- M33年安房郡小麦の田の価額は「合計」から訂正 103→1025（円）
- M34～45年の間米・麦データの典拠は異なっている。（P110の表参照）

## 13. 東京

- M15年東多摩・南豊島の2郡は合算データであるからこのまま収録する。
  - 島嶼部データは作業対象外とした。
  - M30年赤坂区の麦（畑）について、前後年との比較及び「反収」より訂正
- |    | 作付面積        | 収穫高       | 「反収」 |
|----|-------------|-----------|------|
| 大麦 | 328→32.8（反） | 5.8→58（石） | 2.00 |
| 小麦 | 64→6.4      | 7.0→      | 1.20 |
| 裸麦 | 57→5.7      | 8.2→      | 1.50 |

- 同年荏原郡裸麦の田の作付面積は「反収」より訂正 500→50（反）
- 同年北豊島郡小麦の畑の作付面積は「反収」より訂正 153510→15351（反）
- M31年南多摩郡小麦の田の収穫高は「反収」により訂正 4175→417.5（石）
- 同年北多摩郡小麦の田の収穫高は「反収」より訂正 324→3224（石）
- M32年西多摩郡裸麦の田の収穫高は「反収」が空欄で詳しいことは不明であるが、明らかに1桁大きいので、訂正する。 325→32.5（石）
- M35年南多摩郡小麦の畑の収穫高は「反収」より訂正 2456→11531.5（石）
- M39年南足立郡小麦の田の作付面積は「反収」より訂正 700→70（反）
- M41～45年、麦データの対象年次に疑問あり、典拠の書名に表示されている年次に従って入力しておく。これについては附録1の本文P111を参照されたい。

#### 14. 神奈川県

- M34年久良岐郡小麦の田の作付面積を「反収」により訂正 50→5（反）
- M42年津久井郡大麦の畑の作付面積を「反収」により訂正 87034→8734（反）

#### 15. 新潟

麦データ未収録

#### 16. 富山

- M24年射水郡の小麦と裸麦の数値は入れかわっているのではないかと考えられるが詳細不明、ままとする。
- M26～28年のデータについて不明点多し。（詳しくはP111参照）典拠の書名に表示されている年次に従う。
- M27年上新川郡小麦の作付面積を「反収」により訂正 280→2800（反）
- 同年下新川郡の裸麦の作付面積を「反収」により訂正 8193→819（反）
- M28年上新川郡小麦の収穫高を「反収」により訂正  
田 2380→238（石） 畑 880→88（石）
- M30年婦負郡小麦の畑の作付面積を「反収」より 292→2924に訂正。この年は、田と畑の合計数値が出ているので、この合計の作付面積を 945→3577（反）と訂正し、収録する。
- 同年の水見郡大麦の作付面積は、田と畑の数値の合算と「合計」の値が異なっているので、前者に従い訂正する。357→457（反）  
また、同年同郡大麦の畑の収穫高を「反収」により 2970→297（石）と訂正し、田畑計を 3188→515（石）と訂正して収録する。
- M34、35年の麦データは同じもの。なお33年以前の典拠は勸業年報、34年以降の典拠は府県統計書であり（附表1.米データファイル典拠文献一覧参照）、33年の府県統計書と勸業年報は内容が一致した。また36年の府県統計書の県単位の累計からすればこのデータは35年のものと考えられる。し

かし他に情報がない。

17. 石川, 18. 福井, 19. 山梨, 20. 長野, 21. 岐阜, 22. 静岡, 23. 愛知  
24. 三重

以上データ未収録

25. 滋賀

- M15年「麦作概算表」は伊賀及び西浅井郡の合算値。石高は「各郡普通農産表」により郡別に収録できる。一方、作付面積は、16年の両郡の面積比で分けて入力してある。

26. 京都, 27. 大阪, 28. 兵庫, 29. 奈良, 30. 和歌山, 31. 鳥取, 32. 島根,  
33. 岡山, 34. 広島, 35. 山口, 36. 徳島, 37. 香川,

以上データ未収録

38. 愛媛

- M20年久米郡大麦の作付面積を前後年との比較から訂正 5.20→52.0 (反)

39. 高知

- M20年高岡郡小麦の収穫高は前後年との比較より訂正 30164→3164 (石)
- M34～37年「麦総額」として価額データ有り, 収録。
- M41年高知市の麦について, 収穫高及び作付面積データのあるのは裸麦のみであるのに, 価額データは大・小麦についても記載されている。反及び石未満のケースと思われるので大・小麦の価額データ収録する。

40. 福岡

- M15年「福岡県勸業年報 第5回」には麦データなし, 他に資料入手できず。
- M27年宗像郡大麦の収穫高を「反収」より訂正 2961→11961 (石)
- 同年 福岡市裸麦の収穫高を「反収」より訂正 2424→27332 (反)
- M30年浮羽郡大麦の作付面積を「反収」より訂正 351→3508 (反)
- 同年 三池郡裸麦の収穫高を「反収」より訂正 10003→20383 (石)
- M32年嘉穂郡裸麦の収穫高は, 田・畑の数値の合算により, 「裸麦の収穫高合計」を訂正する。  
3664→20966 (石)
- 同年朝倉郡大麦の収穫高を「反収」により訂正 426→992 (石)
- 同年久留米市小麦の作付面積を「反収」により訂正 87→187 (反)
- 同年浮羽郡小麦の収穫高を「反収」により訂正。3126→14525 (石)
- M33年久留米市裸麦の収穫高を「反収」により訂正 235→325 (石)
- M41年企救郡小麦の収穫高を「合計」から訂正 22999→2999 (石)
- M44年三潞郡裸麦の価額に疑問有り, ままとする。

41. 佐賀

- M38年小城郡大麦の田の収穫高を「反収」により訂正 26297→2677（石）
- M42～45年大・小・裸麦の価額のみ，田・畑合計の値である。収録

42. 長崎

- M27年北松浦郡裸麦の作付面積を「反収」により訂正 5129→51267（反）
- M41年西彼杵郡裸麦の価額の値に疑問有り，ままとする。

43. 熊本

- M19，20年の麦データの値がすべて同じ，ままとする。
- M24年山鹿・山本・菊池・合志郡の各収穫高を「反収」により，1桁ずつ訂正する。

山鹿郡大麦・畑 277→2772（石）

同 同 ・田 1339→13786（石）

同 裸麦・畑 424→4238（石）

同 同 ・田 2649→26491（石）

同 小麦・畑 260→2599（石）

同 同 ・田 958→9582（石）

山本郡大麦・畑 138→1384（石）

・田 191→1914（石）

裸麦・畑 290→2902（石）

・田 676→5758（石）

小麦・畑 270→2699（石）

・田 379→3794（石）

菊池郡大麦・畑 145→1449（石）

・田 554→5541（石）

裸麦・畑 272→2720（石）

・田 1712→17121（石）

小麦・畑 163→1631（石）

・田 547→5475（石）

合志郡大麦・畑 250→2503（石）

・田 172→1721（石）

裸麦・畑 394→3939（石）

・田 842→8420（石）

小麦・畑 315→3149（石）

・田 685→6854（石）

- M35～45年の典拠は米と異なっている。この詳細については、附録1本文P110参照

#### 44. 大分

注記事項なし。

#### 45. 宮崎

- M25年西諸縣郡の小麦と裸麦の作付面積の値を前後年との比較から入れかえる。

小麦 2888→13250（反）， 1667→5853（石）

裸麦 13250→2888（反）， 5853→1667（石）

- M32年宮崎郡小麦の畑の収穫高を「反収」より訂正 497→4963（石）
- 同年同郡裸麦の田の収穫高を「反収」より訂正 1237→12372（石）
- M41年西臼杵郡大麦の畑の収穫高を「反収」より訂正 2454→24543（石）
- M42年宮崎郡小麦の畑の収穫高を「反収」より訂正 1432→7427（石）

#### 46. 鹿児島

- M32年伊佐郡小麦の畑の収穫高を「反収」より訂正 9221→922（石）
- M43年出水郡大麦の作付面積は「反収」より訂正 43→451（反）

## 附録 2. 米に関する明治期の統計様式の変遷

勸業年報と府県統計書に関する制度的な変遷は、本統計資料シリーズ1615「明治期府県の総括統計書解題」に詳しいが、ここでは「米」の生産統計の表式を中心に整理し直してみたい。

勸業年報刊行の制度的端緒は、明治10年11月26日付で内務省勸農局長より各府知事・県令宛に頒布された「農事通信仮規則」（別名「府県通信仮規則」以下仮規則と略称する）によるのであるが、この仮規則は「…数量其他統計ニ属スルモノハ成ヘク表ニ取ムヘシ」と統計表の作成を奨励してはいるが、具体的な表式を示していない。そこで「先般内務省ニ於テ改定セル農産表ノ品目ニ関スル物産ノ生成及ヒ豊凶作ヲ報スル事……」（傍点筆者）とあることもあり、各府県の刊行物の表式では明治10年8月11日輪廓付内務省乙第72号達の農産表を踏襲している形跡が多くみられる。またこの農産表は、明治7年7月17日に輪廓付内務省甲第18号布達の物産表の縮小改正である為か、府県によってはこの表式になっている所もみられる。従って、明治7年の物産表、10年の農産表、仮規則の特徴の比較検討を行い、次いで、明次16年農商務省達第21号「農商務通信規則」とそれに続く改正（明治年間のみを対象とする）を検討するものとする。あわせて、府県統計書の制度的根拠となった明治9年大蔵省乙第87号達による「地方統計表調製方及差出期限」及び明治17年9月3日付内務省乙36号達「府県統計書様式統一ニ関スル件」の米の生産表式に関する部分を抜き出して整理することにしてしよう。なお、府県統計書については、この後様式の改訂はなされず、明治26年5月12日付内務省訓令第7号で先の17年同省乙36号達を廃止した。ところがこれを受けた各府県では、府県統計書の勸業之部に取り込むことで勸業年報を廃止するという方法を選択した。

これらの法令の主要点を整理すると次の表1のようになる。



表 1 勸業年報及び府県統計書関係の制度の変遷

(府県統計書関連法令)

根拠法	明治7年7月17日輪廓付 内務省布達甲第18号	明治10年8月11日輪廓付 内務省達第72号	明治9年10月23日輪廓付 大蔵省達乙第87号	明治17年9月3日 内務省乙36号達
呼称	物産表	農産表	統計表	府県統計様式
廃止 ※1	M10年2月内務省番外達により差出停止 M10年 同省乙72号達により改正	M16年農商務省第21号達によりM16年12月以降 廃止	M10年大蔵省達乙第3号を以て取消し	M26年5月内務省訓令7号により廃止
地域区分	国	郡	無指定(県単位を想定)	郡及び区
分類	表「現米 上・中・下」 本文「米」	「米」「糯米」	無指定	「粳米」「陸稻」「糯米」
単位 ※2	石 高 作付面積	<石> 播種地<反>	「数量」の項目に記載, 単位無指定 記載欄なし	「収穫」の項に記載, 単位無指定 「段別」の項に記載, 単位無指定
価額 底本 ※3	総額 厘位まで 農林省大臣官房統計課編 「明治2年以降 農林省統計関係法規輯覧」 P 34~44	1石当り価額 同左 P 59~61	「価金」の項に記載, 単位無指定 「昭和20年8月以前 農林省水産統計調査関係法規輯覧」P 113~P 174	記載欄なし 総理府統計局「府県統計書様式」
その他 ※4	各府県宛 ・物品別に数称統一 ・価額は毎月毎の時価の一年平均 ・翌3月提出期限	府県宛 ・普通物産表, 特有物産表に分かれる。 ・前年比較欄有り ・平年に比較して大差のあるときは原因の記載を 要求 ・耕地ハ現ニ植物ヲ栽培スル所ノ段別ヲ謂フ ・通価ハ一郡中ノ平均ヲ取リ一石一斤ノ価額ヲ拳 クヘシ ・翌3月提出期限	府県宛 翌年6月提出期限 「統計表書式解」は表式の下に注記として掲載されている。	府県(函館, 沖縄, 札幌, 根室ノ四県ヲ除ク) ・年次トハ暦年, 年度トハ会計年度ヲ云 ・郡ノ内ニ郡以上ヲ併テ一郡役所ヲ置ケルモノニ 其事実ハ一郡毎ニ掲載ス可シ ・數位記入ハ4捨5入により1位まで ・単位記入を要求 未詳の場合は「?」 0(ゼロ)の場合は「-」



( 勸業年報関連法令 )

根 拠 法	明治10年11月26日 各府県へ内務省勸業局長よりの照会	明治16年12月28日 農務省達第21号	明治19年 3 月 5 日 農務省令第 1 号	明治22年 4 月17日 農商務省訓令第26号	明治27年 3 月30日 農務省訓令第14号	明治32年 7 月 4 日 農商務省訓令第34号	明治37年 9 月30日 農商務省訓令第11号
呼 称	農事通信仮規則 ( 府県通信仮規則 )	農商務通信規則	農商務通信事項様式	農商務通信事項統計様式	明治27年改定農商務統計様式	明治32年改定農商務統計様式	明治37年改定農商務統計様式
廃 止 地 域 区 分 分 類		郡 「粳米( 早, 中, 晩別 )」 「糯米」 ( 第 1 表 ) 「陸稲」「陸糯米」 ( 第 2 表 )	郡 区 ※6 「早稲」「中稲」「晩稲」「糯米」 「陸稲」	郡 区 ※7 「粳米」「糯米」「陸稲」	明治32年改定 国別郡・市 「粳米」「糯米」「陸米」	明治37年改定 同 左 同 左	大正3年11月21日農商務訓令第13号による 同 左 同 左
単 位 { 石 高 作付面積	<石> 作付反別( 総反別から不作付反別を控除 する ) <町> 1 石あたり <円>	<石> 作付反別( 総反別から不作付反別を控除 する ) <町> 1 石あたり <円>	石( 四捨五入 ) 段( 同 上 ) … 平年作付よりの増減科目の 内訳説明欄有( 参照 表式農19a, 及び脚注 )	石( 四捨五入 ) 段( 同 上 )	石 反	同 左 段	石 反
価 額 底 本	農林省農林経済局統計調査部編 「昭和20年 8 月以前農林水産統計調査関 係法規輯覧」〔農林水産統計調査史編集 資料( 編の 5 )〕 P 175 ~ 178	同 左 P 246 ~ 255 ( 様 式 )	記載項目なし 「農商務通信事項統計様式 明治19年22 年改正」	同 左 同 左	記載項目なし 物産表に同じ P 327 ~ P 388	同 左 物産表に同じ P 392 ~ P 393	記載項目なし 農産表に同じ P 446 ~ P 448
そ の 他	3 府知事35県令宛 ※5 表式の指示をしていない ・ M11年 1 月 1 日より施行 ・ 損益計算の目的あり ・ 臨時報・月報・年報の 3 種を定める ・ この仮規則の採否は府県の自由意志に 委ねる。	函館, 沖縄, 札幌, 根室県を除く各府県宛 ・ 表式不明の為ここでは明治17年山形県 達丙 101 号を掲げる ・ 報道期 毎年 3 月15日	沖縄県を除く各府県宛 ・ 作付段別概算表と収護石高概算表とに 分かれる ・ 報道期限 { 米翌 1 月 麦其 7 月	北海道庁, 府県( 沖縄県を除く ) 宛 ・ 報道期限 同左	北海道庁, 府県宛 ・ 報告期…米 翌年 1 月 麦 其年 8 月 ・ 麦は郡市単位各田・畑別表章 ・ 米麦の他は郡市別表章を略す	同 左 ・ 報告期 同左 ・ 穀物別の表章 同左 ・ 0 ( ゼロ ) と未詳を区分する ・ 苗代段別ハ本表ニ記入スヘカラズ	道庁, 府県宛 ・ 報告期 同左 ・ 苗代跡地ト雖モ作付シタルモノハ, 本 表作付反別ニ記入スヘシ

※1 この欄のMは「明治」の略をあらわす。

※2 表に余白があって、小数点未満の記入を想定するか、別に指定するかしている場合、単位名に< >を付した。

※3 底本についての書史的事項は 127 ~ 128 ページを参照されたい。またこの欄のPは「ページ」の略をあらわす。

※4 カタカナ文は、各法令の本文より抜萃

※5 この「3府35県」は、当時の地方制度の下で北海道・沖縄を除く全国に相当する。

※6 この場合の区は、明治21年以降の市に相当する。

※7 この場合の区は、明治21年以降の市に相当する。



これ以降、明治年間内には米麦式等にかかわる制度的変遷はない。

この一覧表では、米の収穫高及び作付反別に関する表式に変更のある法令だけをとりあげた。記述のみの法令で、ここで関係があるものは次の通りである。なお（ ）内は筆者による注記である。

◎明治23年農商務省訓令第62号

北海道庁 府県（宛）

米作柄当省へ報告ノ節ハ前期十箇年間ノ平均数ヲ以テ十箇年間ノ平均作付定メ其ノ増減歩合ハ百分率ヲ用フヘシ  
但明治二十三年ヨリ向フ十箇年間ハ明治十三年ヨリ明治二十三年ニ至ル十箇年間収穫高ノ平均数ヲ取り自後毎期  
通次比例ニ依ルヘシ

◎明治27年農商務省訓令第14号

農商務統計様式別冊（「米表」の質疑応答より）

山形県質疑 本県名地ノ苗代ハ概ネ通苗代ニシテ稲草ヲ本田へ移植セル後ハ翌年播種期迄休メ置ク慣習ナルヲ以  
テ従来ノ統計表ニ苗代段別<殆ソト二千町歩>ヲ除算セルモ右苗代段別ハ本表作付段別ニ算入スヘキモノナルヤ  
回答 左苗代段別ハ作付段別ヨリ扣除ノコト

◎明治27年農務省訓令第21号

北海道庁 府県（宛）

米麦作柄及収穫当省へ報告ノ節増減ノ歩合ヲ算出スルニハ最近五箇年ノ平均ヲ以テ平均ノ収穫ト見做シ計算スヘシ

明治二十三年当省訓令第62号ハ廃止ス

◎明治34年農商務省訓令第14号

府県（宛）

明治三十二年当省訓令第34号農商務統計様式中左ノ通り改ム

米麦 備考第一項「苗代段別ハ本表ニ記入スヘカラス」トアルヲ「苗代跡地ニテ作付セルモノハ本表作付段別ニ  
加入スヘカラス」ト改ム（以下略）

次に表1に掲げた各法令等の表式について整理することとしよう。なお「府県統計書様式」及び各年次の「農商務統計様式」の根拠法と本書で用いた底本は次の通りである。

○物産表様式（略称物産表）

明治7年内務省布達甲第18号（明治7年7月17日輪廓付）底本：農林省大臣官房統計課編『明治2年以降農林省統計関係法規輯覧』昭和7年

○農産表様式（略称農産表）

明治10年内務省達第72号（明治10年8月11日輪廓付）底本：物産表に同じ。

○統計表様式（略称統計表）

明治9年大蔵省達乙第87号（明治9年10月23日輪廓付）底本：農16に同じ。

○府県統計書様式（略称府県）

明治17年内務省乙第36号達（明治17年9月3日）底本：『府県統計書様式』（総理府統計局所蔵のマイクロフィルム複製本）

○農商務統計様式

- a. 農商務通信規則附録表式（明治16年）（略称農16）※

農林経済局統計調査部編『昭和20年8月以前農林水産統計調査関係法規輯覧』（農林水産統計調査史編集資料（編ノ5））昭和33年

- b. 農商務通信事項様式（明治19年）（略称農19）明治19年農商務省令第1号（明治19年3月5日）底本：『農商務通信事項様式 明治19年3月改正』（総理府統計局所蔵本のマイクロフィルム複製本）

- c. 農工商通信事項統計様式（明治22年）（略称農22）底本：『農工商通信事項統計様式』（総理府統計局所蔵本のマイクロフィルム複製本）

- d. 農商務統計様式（明治27年）（略称農27）明治27年農商務省訓令第14号（明治27年3月30日）底本：前掲書 a, 以下 g まで同様

- e. 農商務統計様式（明治32年）（略称農32）明治32年農商務省訓令第34号（明治32年7月4日）

- f. 農商務統計様式（明治37年）（略称農37）明治37年農商務省訓令第11号（明治37年9月30日）

- g. 農商務統計様式（明治41年）（略称農41）明治41年農商務省訓令第33号（明治41年12月7日）

※ 明治16年農商務省達21号（明治16年12月28日）により農商務通信規則が定められたが、「本文＝関スル通信事項ハ更ニ主務局ヨリ通牒スヘシ」と記載されている通信事項は発見されていない。そのため、従来この通信事項及表式に言及する時は通信規則に基づいて各府県単位で定めた通信事項が利用されており、ここでもそれになった。なお、ここでは山形県丙第101号により農事通信事項様式を代用したが、この米の生産統計表式は、筆者の調べた限りでは、次の2つの表式と一致した。

1. 明治16年12月の農商務通信規則に吸収されたといわれている（前掲統計資料シリーズ15 8ページ 松田芳郎による。）明治16年8月8日付官報第33号の改正農事通信手続に抛る埼玉県の明治16年10月1日付乙第111号農事通信手続及報告様式のそれと一致している。（官報第33号及び埼玉県の明治16年乙第111号の底本は、農16に同じ）
2. 同じく改正農事通信手続による大阪府明治16年11月29日乙第162号の表式第13号「稲米産額表」と一致している。（この底本は石川昭次郎氏所蔵マイクロフィルムリプリント版、「農事通信手続」）

注 表及び注の複製にあたっては、次の諸点を除きできるだけ原形をとどめるよう配慮した。

- (1) 縦組を横組に改めた。
- (2) 明らかな誤字・誤植を正したほか、当用漢字字体のあるものはこれを用い、漢数字は適宜アラビア数字に改めた。
- (3) 注の改行は1字アキによって示した。
- (4) 編者が補った注記は〔 〕に入れて示し、原書に用いてある〔 〕は〔 〕を用いて区別した。

物 産 表

物 産 取 調 書

何 某 郡  
 某 国 何 某 郡 某 府 県  
 何 某 郡

米 穀 類						
品 名 現 米 上	数 量		通 価			
	何 萬 何 千 何 百 何 十 何 石 斗 升 合		金 何 萬 何 千 何 百 何 十 何 圓 何 十 何 錢 何 厘			
同 中	同	上	同	上		
同 下	同	上	同	上		

農 産 表

明治何年何国何郡普通物産表		何 拾 何 箇 村		府 県 名			
	播種地反別	前年比較		産 別	前年比較		一石一 斤ノ通価
		増	減		増	減	
米	石 反						
糯米(モ子)	>						
大 麦	>						
小 麦	>						

統計表 明治 年統計表

	物産	数量	価金	管内用		管外輸出	
				数量	価金	数量	価金
六十物産							

記載ノ法

十進一位ナラサル計数例へハ畝歩ノ及里町間ノ如キモノハ左ノ式ニ従フ甲六七一、二六、三二、乙七八五、七、二六、

甲ハ六百七十一里二十六丁三十二間ニシテノ位、ハ間ノ位ナリ乙ハ七十八町五段七畝、八里ノ位、八町二十六歩ニシテ、八段ノ位畝ノ位、

六十物産 其品名数量（数量ヲ記スハ総例ノ記載法及ヒ内務省明治七年甲第18号ノ布達ニ参照スヘシ）価金ヲ列載シ（中略）

但シ其産物ノ種類ハ管内ヲ通シテ一種ノ価五百円以上ニ充ルモノヲ択ヒ多少ニ順テ序列ス其数ニ充タルモノハ挙ルニ及ハス然レトモ後年盛大ニ至ルヘキモノ及ヒ嘗テ外国ノ博覧会ニ出セル物品方今海外ニ輸出スル物品并ニ外国模製物ノ如キハ五百円以上ニ充サルモ、特ニ之ヲ挙クベシ

府県 第41 米ノ収穫高及植付段別

郡区	梗米		陸稲		糯米	
	収穫	段別	収穫	段別	収穫	段別
合計						
何年						
何年						
何年						
何年						

農事通信手続ニ依リ農商務省ニ報告スル所ノ事実ヲ記入スヘシ

農16a 不作付ノ事故及ヒ収獲増減ノ理由等ハ備考欄内ニ記スヘシ

農16b 前年ニ対スル増減理由ハ備考欄内ニ記スヘシ

農19a b 右米麦作付段別収獲石高概算表ハ明治13年1月大藏省乙第4号達ニ拠リ年々調整シタル例ニ徴ヒ各本表ノ通り調整スルモノトス 1 本表作付段別増減科目ノ内「本作戻り増」トハ稲麦作付シ地ニ中間他ノ植物ヲ播種シ本年ニ至リ復旧セシモノ「便宜作付増」トハ畦畔ヲ廃セシ地及ヒ天水不定場其他作毛ノ都合等総テ農事ノ便宜ニ依リ作付セシモノ「有害無作付減」トハ虫害鳥獸害塩気金属ノ噴気或ハ卑湿旱燥等ノ障害地ニシテ作付シ能ハサルモノ「他種作付減」トハ収益ノ本作ニ優ルカ又ハ栽培上ノ都合等ニ依リ菜蔬等ヲ播種シ本作ノ減シタルモノ「事故アリ無作付減」トハ手余り苗不足其他専ラ人事ノ支障ニ関スル類及ヒ著シキ災害ナク自ラ水路破損等ニ依リ作付シ能ハサルモノヲ云フ 又収獲石高増減科目ノ内「障り地出来栄」トハ湧潮及ヒ金属ノ噴気或ハ山陰木陰等常ニ障害アルノ地ニシテ本年幸ヒニ増収セシモノ又「同上出来劣」トハ右障りニ因リ減収セシモノ「事故アリ出来劣減」トハ人事ニ関スル支障ヲ以テ播種季節後レ或ハ培養不完全ヨリ生セシモノ「作付増」「作付減」トハ植地ノ増減ニヨリ生シタルモノヲ云フ 1 本表一郡区ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計數ハ四捨五入ノ法ヲ用ヒ段別ハ段位ニ止メ石高ハ石位ニ止ムベシ

農16a 第13号 稲米産額表 報道期毎年3月15日 第1表

何 郡	總 段 別		内 訳						
			作 付 段 別			不 作 付 段 別			
			町		町		町		
			前年比較		前年比較		壹段歩収獲		壹石価
			増	減	收 穫	増	減	石	石
			町	町	石	石	石	石	円
梗 米	早	町							
	中								
	晩								
計									
糯 米									
梗糯總計									
備考									

b (第13号) 第2表

何 郡	作付段別	前年比較		收 穫	前年比較		壹段歩収獲	壹石価
		増	減		増	減		
陸 米	町	町	町	石	石	石	石	石
陸糯米								
總 計								
備考								

農19a 何府県米穀作付段別概算表 明治何年分 報道期翌年1月

郡区名	平年作付段別	平年ヨリ増段別			平年ヨリ減段別			増減差引	内 訳	
		科 目	段 別	科 目	段 別	作付段別	種類		段別	
何区郡	段	新段別入	、、段	地種変換	、段		段	早稲	、段	
	、、	地種変換	、、	荒地	、、		、、	中稲	、、	
	、、	荒地起返	、、	天災無作付	、、		、、	晩稲	、、	
	、、	他作地作付	、、	有害無作付	、、		、、	糯米	、、	
	、、	本作戻り	、、	他種作付	、、		、、	陸稲	、、	
	、、	便宜作付	、、	事故アリ無作付	、、		、、	合計	、、	
	、、	合 計	、、	合 計	、、		、、		、、	
總 計										
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ									

b 何府県米穀収獲石高概算表 明治何年分 報道期翌年1月

郡区名	平年収獲石高	平年ヨリ増収獲石高			平年ヨリ減収獲石高			増減差引	内 訳	
		科 目	石高	科 目	石高	収獲石高	種類		石高	
何区郡	石	氣候本順	、石	氣候不順	、石		石	早稲	、石	
	、	旱燥地出来栄	、	旱水風霜	、		、	中稲	、	
	、	湿地出来栄	、	雨雹	、		、	晩稲	、	
	、	障り地出来栄	、	障り地出来劣	、		、	糯米	、	
	、	培養適良	、	虫害	、		、	陸稲	、	
	、	植地作付増	、	鳥獸害	、		、	合計	、	
	、	合 計	、	事故アリ無作付	、		、		、	
總 計										
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ									

農22 庁府県米穀作付段別及収穫石高概算表 明治何年分 報告期翌年1月

郡区名	種類	本年作付段別		本年収穫高		一段歩収穫高	
		段	石	石	石		
	粳米 糯米 陸米 計						
	粳米 糯米 陸米 計						
総計	粳米 糯米 陸米 計						
備考							

農22 1 本表一郡区ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計數ハ四捨五入ノ法ヲ用フベシ以下此例ニ準フ  
但一段歩収穫高計數ハ單位以下三位ノ分數ヲ存スルヲ例トス

農27 米 (調査毎年 報告期翌年1月) 明治何年分

国	郡市	作付段別				収穫高				一段歩ニ付収穫高		
		粳米	糯米	陸米	計	粳米	糯米	陸米	計	粳米	糯米	陸米
何	何市	町反	町反	町反	町反	石	石	石	石	石	石	石
	何郡											
国	計											
何	何郡											
何	何郡											
国	計											
合	計											

農27 1 前年ニ対スル増減ノ事由ヲ記載スヘシ以下此例ニ準ス 1 一段歩収穫高計數ハ單位以下三位ヲ存スルヲ例トス

農32 米 (調査毎年 報告期翌年1月限) 明治何年

国	郡市	作付段別				収穫高				一段歩収穫高		
		粳米	糯米	陸米	計	粳米	糯米	陸米	計	粳米	糯米	陸米
何	何市	段	段	段	段	石	石	石	石	石	石	石
	何郡											
国	計											
何	何郡											
何	何郡											
国	計											
合	計											

農32 1 苗代段別ハ本表ニ記入スヘカラス 1 前年若クハ平年ニ対スル増減理由ヲ記スヘシ以下諸表之ニ準ス 1 事実ナキモノハ「一」又事実未詳ノトキハ「未詳」ノ二字ヲ附記スヘシ以下之ニ同シ 1 一段歩収穫高ノ計數ハ單位以下三位ヲ存スルモノトス

農37 第1 米 (報告期翌年1月限) 明治何年

国	郡市	作付段別				収穫高				一段歩収穫高		
		粳米	糯米	陸米	計	粳米	糯米	陸米	計	粳米	糯米	陸米
何	何市	反	反	反	反	石	石	石	石	石	石	石
	何郡											
国	計											
何	何郡											
何	何郡											
国	計											
合	計											

農37 (注意) 1 苗代跡地ト雖モ作付シタルモノハ本表作付段別ニ記入スヘシ 1 病害虫害水害等ニ依リ収穫皆無ノ地ト雖モ作付セシモノハ總テ其段別ヲ調査スヘシ 1 一段歩収穫高ハ單位以下三位即チ合マテ算出スヘシ 1 前年若クハ平年(平年トハ最近七箇年中ニ於テ最豊最凶ノ二箇年ヲ除キ残り五箇年ヲ平均シタルモノナリ)ニ対シ増減ノ理由ヲアラハ之ヲ記スヘシ

農41 第1 米 [農37に同じ:他の表式変更はあるが、米の生産統計には影響はない]

注 農16a以下 農41までの表式については、本統計資料シリーズ№15「明治期府県の総括統計書解題」52, 53, 68, 69ページより一部転載。

さて中央官庁からの各府県への達，訓令等では上述のような変遷があったが，各府国が県内の郡役所宛に出した達が中央官庁からのそれと同じ統計表式を定めていたかという点については疑問が残る。しかし，今回の作業期間内に筆者が参照し得た県レベルの達類のうち，中央官庁の統計様式関係法令の内容の変更に基づいて自県内のそれを改定したことが明らかなものは次の2点しかなく，そのいずれも中央官庁の表式等と一致しており，筆者の推測を裏づけるものとはならなかった。

- ・ 明治19年農商務省農商務通信事項様式に拠る同年兵庫県達乙第 137 号<sup>6)</sup>
- ・ 同じく同年埼玉県乙第42号<sup>7)</sup>

一方，山形県については，未発県である明治16年農商務通信規則の様式の代用として明治17年同県丙101号が用いられ，その後農商務通信規則の実施にあたって農商務省に質疑を寄せる等しており，同県は統計表式が比較的整いかつその適用に熱心であると思われたが，その刊本には2つの府県総括統計書の間に数値の不一致もあり（本文17ページ参照），また表章形式も作業上問題があったので，ここにあげておく。

# 山形県府県総括統計書刊行状況

調査対象年 都道府県名	明治																																														
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45											
勲業年報				1	2	←○→	○							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20														
府県統計書他	△	▽	▽						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

所在不明

刊行状況不明

府県統計書に併合  
勲業の部となる

△ : 県治一覧表

▽ : 統計表

◎ : 統計書

山形県から各郡役所に対し農商務通信規則を丙第 101 号として達したのは、明治17年4月18日のことであり、この後同年12月に「明治十六年度勸業年報」と翌18年12月に「明治17年度勸業年報」の表式は次のようである。

注) 16年度は同形式の別表

明治十六年度勸業年報

山形県農商課 明治17年12月刊行

物産表 明治15年度 * (ノ)千位										
普通							特有			
種目	播種地反別	前年比較増減	産額	前年比較増減	一石ノ通価 一斤	種目	産額	前年比較増減	一石ノ通価 一斤	
某国某郡	米		石				斤			
	糯米		.....							
	大麦		斤							
	...									

明治17年度勸業年報 山形県農商課 明治18年12月刊行

第九 米麦産額表						
郡名	作付反別	収獲	一反歩収獲			
	梗米	丁	石	石		
	糯米					
	大麦					
	小麦					
合計	梗米					
	糯米					
	大麦					
	小麦					

米 明治24年 7月刊

市 郡	二十二年 町・	二十一年 町・	増 町・	減 町・
合 計				

表中苗代ニシテ苗ヲ植付ケ  
ル反別ハ総テ算入セス

市 郡	二十二年		二十一年		増		減	
	産額	価額	産額	価額	産額	価額	産額	価額
	石	圓	石	圓	石	圓	石	圓
合 計								

(郡別なし)

種 類	二十二年		二十一年		増		減	
	粳	糯	粳	糯	粳	糯	粳	糯
早 稲	石	石	石	石	石	石	石	石
中 稲								
晚 稲								
合 計								

(郡別なし)

年 次	作付反別	産 額	価 額	一反歩生産額	一石の価額
二十二年	町	石	圓	石(小数以下3位)	圓(〃) ・
二十一年					
二十年					
十九年					
十八年					
平均					

この表式から明らかなように、刊本では先にあげた明治17年山形県丙 101 号の表式（農16 a・b）とはまるで異なっており、明治22年以降28年までの勸業年報になると、明治16年及び19年の農商務通信規則の表式とも異なっており、（次表及び農19 a・b参照）粳・糯・陸稲別の作付面積値すら収録されていない等、むしろ統計としては粗いものとなっている。この原因はおそらく、統計調査実行時の表式の不備ではなく表章段階での取捨選択によるものと思われるが、今日この統計調査個票及び簿冊類を入手することは困難であり、我々が得られる統計としては、前述の粗いレベルに留らざるを得ない。

明治18年 山形県統計書 明治20年11月刊行

第三六 米ノ収穫高及植付段別						
郡名	粳米		陸稲		糯米	
	収穫	段別	収穫	段別	収穫	段別
合計						

明治19年 山形県統計書 明治21年4月刊行

第三七 米ノ収穫高及植付段別									
郡名	粳米		陸稲		糯米		一反歩収穫高		
	収穫	段別	収穫	段別	収穫	段別	粳米	陸稲	糯米
	石	町反	石	町反	石	町反	石 ・ (小数位 下2位)	石 ( )	石 ( )
合計									
十八年									

この間に出された18・19両年の府県統計書の表式を参考までにあげると次のようになる。

明治19・20年の山形県統計書と明治21～28年の統計書との微妙な違いは、次のような点である。

1. 24年以降「一反歩収穫高」の小数点以下の桁数は3位までとなる。
2. 20年以降「合計」に続いて、累年比較が計上されることとなるが、20年は過去2年分、21年は3年分、22年以降は4年分についてであった。

またさらに、山形県の刊本のうち先にあげた前後の年次でこのファイルの典拠になったものの表式も明示しておくものとする。

明治11年 山形県県治一覽表

物産 (郡別の数値はない)

品目	数量	通価	品目	数量	通価
米			糯		
大 麦			小 麦		
⋮			⋮		

- ・金員ハ円位ニ，ヲ附シ厘ヲ以テ極トス
- ・数ハ石位ニ，ヲ附シ合ニ以テ極トス

明治12年 山形県統計表

物産

第九二 普通物産

M13年山形県統計表も同一表式

郡名	品名	数量	価金	平均価
	米糯 米	石	円	円
	⋮	(小数点以下三位まで)	(小数点以下三位まで)	(円以下三位まで)
	米糯 米			

明治29年 第8回山形勸業年報

粳 米 (糯米・陸稻も同表式)

第10回, 11回 同表式も同左

郡市	作付反別	産額	価額	一反歩収量	一石価格
	反	石	円	石 (小数以下3位)	円 (小数以下3位)
合計					

明治30年 第9回山形県勸業年報

第12, 13回表式も同左

郡市	作付反別			産額			一反歩収量		
	粳米	糯米	陸米	粳米	糯米	陸米	粳米	糯米	陸米
							石	石	石
							(小数点以下3位まで)		
合計									

明治35年 第14回山形県勸業年報

第15~20回表式も同左

郡市	作付反別			産額			一反歩収量			
	粳米	糯米	陸米	粳米	糯米	陸米	粳米	糯米	陸米	
某区	郡	町反	町反	町反	石	石	石	石合	石合	石合
	合計									
区	郡									
	合計									
合計										

なお、山形県統計書の明治20~28年、明治43~45年については、前掲の明治19年山形県統計書の表式に同じである。

注1) 農業通信仮規則第13則

注2) // 第6則

注3) 農産表の冒頭に「当省七年甲第拾八号達シニヨリ取調候物産表之儀ハ品類繁雜ニ涉リ地方ノ勞費ヲ増シ候ニ付  
今般更ニ改正先ツ一般生産ニ緊要ナル農産物ヲ選ヒ…(後略)」とある。

注4) 明治16年12月28日付

注5) 明治9年10月23日輪廓付

注6) 底本は物産表に同じ。

注7) 底本は農16に同じ。

注8) 例えば前掲「昭和20年8月以前農林水産統計調査関係法規輯覧」

注9) 例えば、明治17年4月14日付の「山形県ヨリ通信規則ノ儀ニ付伺」、明治27年改定農商務統計様式 別冊」に  
含まれる山形質疑等。

「勸業年報」等による郡別米麦データファイル  
—明治11～45年—  
—「勸業年報」によるデータベース編成事業報告書(5)—

---

昭和57年3月31日

—非売品—

大井博美

発行所 一橋大学経済研究所  
日本経済統計文献センター  
東京都国立市中2の1  
電話 (0425)72-1101  
印刷所 コロニー東村山工場  
東京都東村山市秋津町2-22-9  
電話 (0423)94-1111

---

## 統計資料シリーズ

1. 藤野正三郎・秋山涼子『在庫と在庫投資：1880～1940』，1973年1月
2. 藤野正三郎・五十嵐副夫『景気指数：1888～1940』，1973年3月
3. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（下）』，1974年3月
4. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の1）』，1976年3月
5. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率：1874～1975年』第1巻，1977年3月
6. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第1巻，1977年3月
7. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率：1874～1975年』第2巻，1977年3月
8. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の2）』，1978年3月
9. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第2巻，1978年3月
10. 藤野正三郎『長期経済統計（LTES）データベースの研究』，1978年3月
11. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の3）』，1978年7月
12. 『日本・旧満州鉄鋼業資料解題目録（上）』，1979年3月
13. 『日本・旧満州鉄鋼業資料解題目録（下）』，1980年2月
14. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（補遺）』，1980年3月
15. 松田芳郎『明治期府県の総括統計書解題』，1980年9月
16. 松田芳郎・有田富美子・大井博美『明治中期株式会社の構造』，1980年11月
17. 溝口敏行『長期経済統計（LTES）データベースの利用マニュアル』1981年3月
18. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第3巻，1981年3月
19. 松田芳郎・大井博美『個別企業財務諸表データベース：明治中期より昭和前期鉄鋼・金属機械工業26社』，1981年3月
20. 松田芳郎『明治中後期企業・工場統合データベース編成技法』，1981年3月
21. 秋山涼子『「勸業年報」による工業生産の推計(1)：明治22～24年（1889～1891）』，1981年10月
22. 松山芳郎・大井博美・野島教之・杉山文子『個別企業財務諸表データベース：明治中期より昭和前期 鉱業・造船・食品・化学工業等99社』，1981年12月
23. 『「郡是・市町村是」資料目録』，1982年3月
24. 大井博美『「勸業年報」等による郡別米麦データファイル — 明治11～45年』，1982年3月

「勸業年報」等による郡別米麦データファイル

正 誤 表

19～20ページの附表1については、誤記の他に、新たに入手した資料によるデータの追加もあるので、次のように追加訂正する。

県名	年次	記号	追・訂・削
宮城	11	F	追加
	27	O	追加
神奈川	14～16	F	削除
石川	14	F	追加
滋賀	23	O	訂正
大阪	13	K <sub>1</sub>	追加
兵庫	11	O	追加
岡山	20	O	追加
広島	13	◎	追加
	14	◎	削除
愛媛	16	F	追加
福岡	19～21	◎	訂正
熊本	28	O	追加
大分	28	O	追加

頁	行	誤	正
51	24		M27年「宮城県治一斑 明治27年」
58	16	29	
69	18	桁はずれ	桁ずれ
75	29	36	
77	22		M23年「滋賀県農商工要覧」
78	26	25	
	27	24	
82	6		M11年「兵庫県統計概表 明治11年」
	7		M12年「兵庫県統計概表 明治12年」
	8		M13年「兵庫県統計概表 明治13年」
	9		M14年「兵庫県統計概表 明治14年」
90	6～8	・M22…不採用。	全文削除
	9	統計書」は	統計書」,「明治38年岡山県統計書」は
	10	第130表にあた	第130表, 第157表にあた
	16		M20年「岡山県治一斑 明治20年」
92	7	M14年	M13年
99	20		M19年「福岡県農商工統計表 第1回」
	21		M20年「福岡県農商工統計表 第2回」
	22		M21年「福岡県農商工統計表 第3回」
102	28		M28年「熊本県治一斑 明治28年」
103	26		M28年「大分県治一斑 明治28年」
105	44	41	
109	2	米データ・フ	米データ・フ
116	12	5.20 → 52.0	52.0 → 520
裏	25	松山芳郎	松田芳郎

裏は裏表紙